

法學士原田豐次郎著



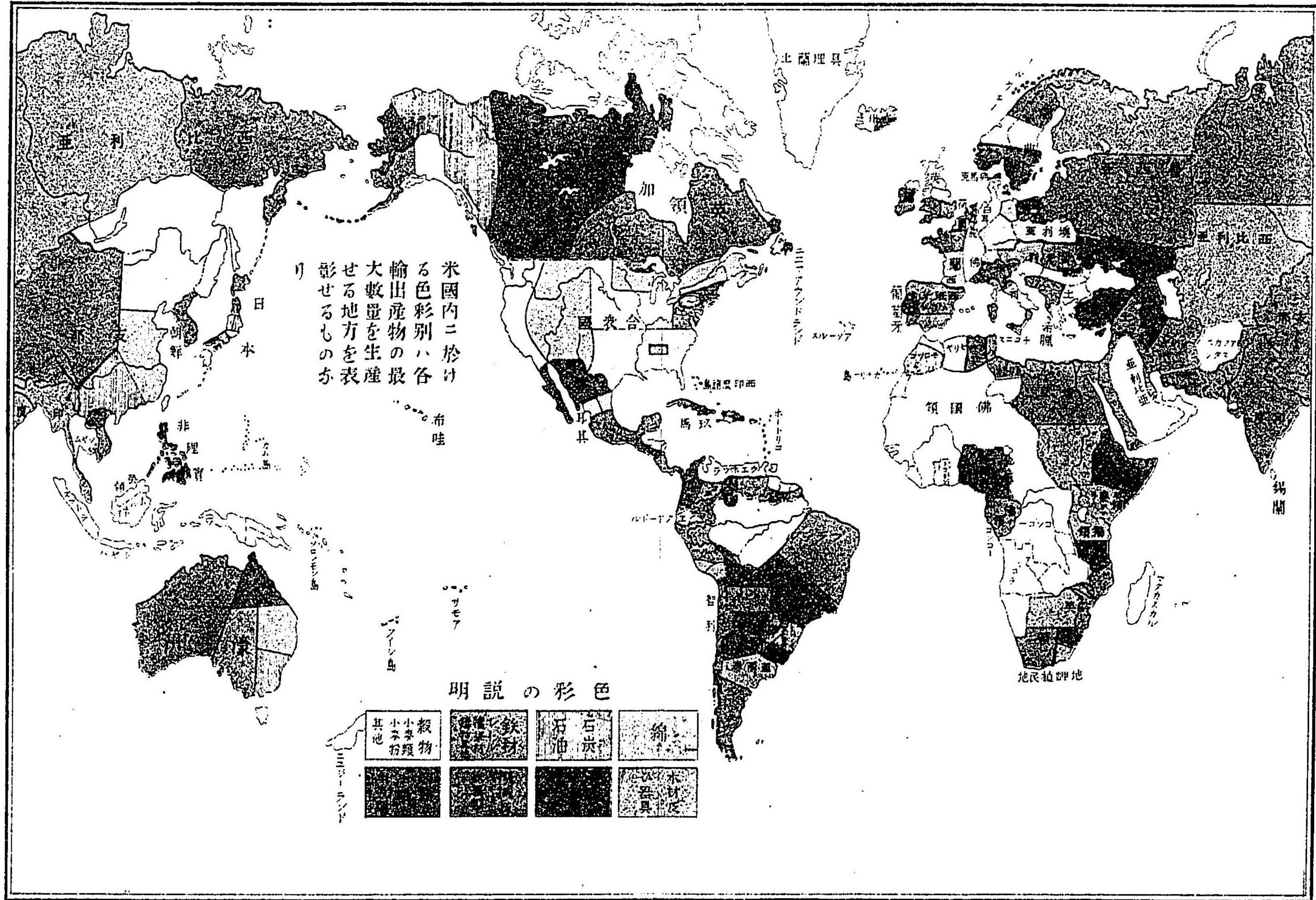
國

親

東京

有朋館發行

圖地別色散分界世物産國未近最



序

今を去ること四年以前、故念佛庵主品川子爵逝く、當時事を以て其舊友の一堂に相會するあり、坐上の一老客曰く、品川子爵薰陶の青年に原田豊次郎なるものあり、慷慨にして熱血、眞摯にして直截、酷た奇骨を負ふと、後一日予が邸に招きて始めて之を識る、白面小身、眉目清秀、其論談する所嚴然として人意を強くするものあり、爾來交訂今日に至り、益々品川子爵薰陶の偶然ならざるを知る、往年偶々米國に壯遊し、親く其實相を觀破し、歸來慨然として此著をなせり、奇警の炯眼、雄渾の才筆、米國の面目髣髴として紙上に躍如たり、特に米國外交策を論し、米國商人を評し、米國民の蠻行を怒り、東洋移民の前途を慨するの章に至りては、議論縱横、叱

二
吃風生、懦夫爲めに起つ、蓋し近來の快著なり、若し夫れ品
川子爵をして世に在らしめは、喜んで序を作て以て此人と此
書とを江湖に推薦せん、然るに今や亡し、嗚呼哀哉、乃ち予
代て之に序す、品川子爵地下に首肯するや否や

明治三十六年十月下浣

麴町の邸に於て

空 狂 老 叟

自ら「米國觀」に題して曰く、

ロッキーの山高く、ミッシピの水長し、著者此山水の間
に放浪すること年あり、俯仰感懷、油然として禁すべからず、
歸來秃筆を呵して一稿を成す、「米國觀」は即ち是なり。

世は謂ふ平和は米國の國是なりと、著者は論す米國既に平和
の月桂冠を脱却せりと、世は羨む自由は米國の異彩なりと、
著者は評す米國却て自由の大典を蹂躪せりと、世は稱す人道
博愛は米國の本義なりと、著者は疑ふ米國最も人道博愛に背
馳せりと。

「花濺涙」、「鳥驚心」、滔々たる世の米國觀と著者の米國觀と、其
撰を異にし、其軌を一にせざるは、蓋し著者獨特の見識の存
する所なり。

世の謂ふ所是にして著者の観る所非なる乎、世の論する所曲にして著者の評する所直なる乎、其是非曲直に至りては之を江湖讀者の裁定に委せんのみ。

明治三十六年十月下旬
東亞の風雲急なるの時 著者識

米國觀目次

第一章 米國外交策の豹變

米國既に平和の月桂冠を脱す——モンロー主義の紀元及び其變遷——軍備を後援とせるモンロー主義——ルイゼベルト大統領の武斷主義——米國海軍の大擴張——獨逸植民政策との衝突——東洋に於ける米國の活躍——滿洲問題に對する米國の態度——東洋の將來岌々として危ひ哉

第二章 太平洋上に於ける米國の飛躍

米國地理上、商業上、政治上の優勢——ルイゼベルト大統領の太平洋演説——之に對する獨逸諸新聞の罵評——世界權勢の中心の西方移動——太平洋の地位は昔時の地中海に髣髴たり——太平洋の過去及び將來——太平洋將來に對する米國民の覺悟——米國新聞獨

逸新聞の罵評を冷嘲す

第三章 米國海軍の大擴張……………二七

米國海軍の由來日猶ほ淺し——米國今年度の海軍豫算——米國海軍擴張に急なり——米國海軍發展の三時期——一八九五年の米國海軍——一八九九年の米國海軍——一九〇三年の米國海軍——米國海軍力の數字表——軍備擴張は世界の大勢、侵畧主義は天下の風潮

第四章 太平洋上に於ける米國の施設(其一)……………三六

太平洋海底電信——文明の進歩と電氣力の應用——沙翁詩句の實現——太平洋海底電信改通式——世界一周電信線路——太平洋海底電信に關する二問題の解決——マツケル氏の壯圖——太平洋海底電信の貢獻する所果して如何——太平洋海底電信料

第五章 太平洋上に於ける米國の施設(其二)……………四七

米國將に太平洋航海主權を壟斷せんとする——米國航海業者の新雄圖——新造の大汽船——蘇士運河經由と米國大陸經由——東洋貨物の吸收——東洋郵便物の吸收——太平洋定期航業者の一大勁敵——朝野愛國の士此警報に接して感懐如何

第六章 米國産業界の大勢力……………五五

トラスト組織とは何ぞや——英國製鐵業協會の報告——トラスト組織の由來——トラスト組織の利害——經濟上の利害——社會上の利害——政治上の利害——トラスト反對法律の制定——米國トラスト會社の一覽表——米國富力激進の主因はトラスト組織に在り

第七章 米國は果して工業國ならざる乎……………七五

英國植民大臣チエンペーレンの觀察——其反對主義者の觀察——
米國內に於ける消極論者——米國工業品産出高の増進——一九〇
三年の政家年鑑——米國は其産出高の多分を内地に消費す——露
西亞印度の實例——米國は英國より多く産出して多く消費す

第八章 經濟上より見たる米國帝國主義……………八二

米國富力の増進——トラスト王の活躍——海外侵畧——米國帝國
主義の必要起る——デモクラット黨とレバブリカン黨の態度——
過剰資本の海外流出——帝國主義の經濟上に於ける意義

第九章 米國商人の海外侵畧……………八六

米國商人の勇往邁進——商業の動機——英米兩國商人の比較——

米國會社組織の便宜——英國商人の法規拘泥——米國商品引渡の
敏活——英國の老婆的立法——ヤンキーの勝利シヨンプルの敗北
——對岸の火災視すべからず

第十章 米國の野蠻行爲……………九二

文明國に野蠻行爲多し——米國の軍人兵士非律賓にウオタリ、キエ
リアの虐刑を行ふ——黒人燒殺私刑の由來——米國四十五州中三
十九州は既に此蠻風に感染す——其原因——人種上の偏見——救
正策の反響無し——羊頭を掲て狗肉を鬻ぐ

第十一章 米國に於ける海外移民……………一〇〇

米國民の樂天主義——一九〇二年と一九〇三年の外來移民の比較
數——移民を吸引すべき大勢力——合衆國以外の諸國の反撥力——
——歐洲徵兵制度——晚近交通便開けて移民増加せり——米國移民

と蒸氣機械の發明——移民の影響——道德上——社會上——政治上——米國民の迂愚なる所以

第十二章 米國に於ける東洋移民……………一三三

米國に於ける日本人支那人の移住數——支那人排斥法の由來——支那人排斥の理由——黃白人種の偏見——日本人排斥熱——日本人海外膨脹を阻礙するものは米國なり——外務省の對外方針——吾大和民族海外に其驥足を伸ふるは果して何の日ぞ

附 錄

第一 米國重要事項

一、米國憲法及び政治組織……………一
二、大統領副大統領其他の年俸給額並に任期……………四

三、各州及領土の面積……………五

四、重要都市の人口……………一〇

五、各市時間差違表……………一二

第二 米國移民法

譯文……………一五

原文……………一

米國觀目次 畢

米國觀

第一章

米國外交策の豹變

原田豊次郎著

山には天下有數の鐵石炭金銀鑛あり野には世界屈指の牧場森林耕作地あり誰れか富豐の利源ならずと謂はんや州を數ふれば四十有五領(テリトリ)を擧ぐれば五アラスカと新占の領土とを除きて猶ほ且三千〇二十五萬六千方哩の面積を有す誰れか尨大の版圖ならずと謂はんや此の尨然たる版圖と此の富豐なる利源を以て太西太平洋兩洋の間に峙立し以て宇内に睥睨せる新進の一共和國あり個は之れ北米合衆國にあらずや由來優勝劣敗は天下の大勢なり鐵血經畧は列強の歸趨なり此時に當りて獨り合衆國は毅然として時流に背き慄然として非戰を唱へ平

和主義を以て其標榜となし人道主義を以て其旗幟となし専ら力を殖産工業に集注し孜孜として平和的膨脹の經營に勉めたり是れ所謂桂林の一技、基羅星の如き列強中未だ曾て見ざるの美點なり合衆國が徐々として其羽翼を伸し着々として其武歩を進め終に今日あるに至りしも其の原因全く茲に存すと云はざるべからず人或は合衆國を稱して平和的及び生産勞働の王國と謂ひ或は平和の國土と呼ぶもの豈に偶然ならんや若夫れ合衆國にして依然として此主義を固守し以て此の美點を扶植するあらん乎合衆國は平和の邦土として愈其特色を發揮し光彩陸離榮譽あるピースの月桂冠は長へに懸て其の頭上に在らん然るに銀瓶乍ち破れて水漿迸り鐵騎突出して刀鎗鳴る今や合衆國は急轉直下の勢を以て倏忽として其主義を豹變し合衆國の美點として普く萬人の瞻仰すべき特色異彩は今や蕩然として其跡を絶ち將に黃梁一炊の夢と化し去らんとす即ちピースの月桂冠を戴ける合衆國は昨日の合衆國にして今日の合衆國明日の合衆國は正に一變して戰爭てふ月桂冠を戴かんとせり借問す何が故に果して然るや曰く合衆國外交上の國策の豹變は即ち之なり

合衆國外交上の國策は之をモンロー主義と云ふ抑々モンロー主義なる者は素と曖昧茫漠たる一宣言にして其範圍及意義を細かに限定したるものにあらずと雖も合衆國に於ける政治家新聞記者雜誌記者及び演說家は之を以て恰も神聖にして侵すべからざる教理の如くに尊崇し普く人口に膾炙するに至れり始め一千八百二十三年頃中央亞米利加南亞米利加には歐羅巴の殖民地多かりき而てラテンアメリカの諸國は其母國の羈絆を脱せんと欲して以て叛旗を翻せる者少なからず而て其母國が之を鎮壓する能はざる場合には合衆國は之を獨立せるものと承認せり然るに西班牙王國は依然として之等の諸國を以て其領地たるべきことを主張して止まざりき當時歐羅巴に於ては己に勃興せる自由主義を鎮壓する爲和平を維持するを名として君主專制國相集りて所謂神聖同盟なるものを形成せり而て將に其權勢を失墜せんとする西班牙王國は此神聖同盟の威力を借て其權勢を回復し以て其殖民地の叛亂を鎮壓せんとせり此變亂騷擾の爲めに中央亞米利加南亞米利加の貿易市場は一大妨害を受け爲めに之を閉鎖せざるべからざるに至れり此時に當り大英國は政治上及び商業上の理由を以て之を合衆國當時の大

統領、モンローに謀り、此神聖同盟に對する一宣言をなさしめたり、モンロー主義とは即ち之なり、然りと雖も、モンロー主義の起草者は、モンロー其人にあらずして當時の國務卿ジョンアダムス是なり、今其原文に由り、モンロー主義宣言當時の梗概を見るに

第一、自由且獨立なる條件の下に占有されたる米大陸には如何なる所に於ても將來歐羅巴諸國の殖民を許さず

第二、若夫れ歐羅巴諸國にして、ラチンアメリカの諸國に壓制を試み或は其他の方法に依て之が運命を拘束せんと欲せば即ち合衆國に和親ならざるものと認む

第三、歐羅巴同盟諸國が南北亞米利加の兩大陸の何れに於ても其政體を之に擴張せんとせば即ち之れ吾合衆國の平和及幸福を危殆ならしむるものとす

然り而て以上三個の積極的宣言は又た他の三個の條件に依て制限せられたり
第一、歐羅巴諸國の現在の殖民地及屬國に對し合衆國は之に干渉せず、又た將來之に干渉せざるべし

第二、亞米利加大陸の諸國は各自其欲する所に從ひ、其政體を組織する權利を有す、而て合衆國は決して之に干渉せざるべし

第三、久く歐羅巴を騷亂したる戦争の初期に於て合衆國が採りたる對歐羅巴政策は、依然として今猶ほ變ることなし、而て歐羅巴諸國の内政には決して干渉せず、然れども合衆國の權利を侵害したる時は防禦の準備をなすことあるべし

と故に、モンロー主義なる者は決して國際法上の法規に非ず、合衆國が魯西亞並に歐羅巴專制國の神聖同盟の侵害に對する一個の防禦政策なりしなり、否、寧ろ、相互主義と云ふも不可なきなり、況んや、デューアンソンがモンローに與へたる書翰にも、吾合衆國の採るべき第一義は歐羅巴の騷亂に關係せざるに在り、而て、第二義は大西洋を越ての事件には歐羅巴諸國をして之に干渉せしめざるに在りと云へることあるに於てや

然るに千八百四十五年ポークが大統領となるに及び、米大陸内の領土が歐羅巴諸國に併吞せらるゝを恐れ、之を防止せんが爲めに米大陸内の領土を合併するは各

衆國の義務なりと公言したるが如き、千八百八十一年、ブレインが南北亞米利加の間に横はる一帶の地峽の保護者となり、而て、ラテン、アメリカ諸國の間に起れる闘争紛擾を判決するは正に合衆國の任務なりと主張したるが如き、千八百九十五年、國務卿オルチーが合衆國は亞米利加の主權者にして亞米利加大陸に於ける英國の殖民地は一時的のものなり、而して此宣言は國際法の一部分たるべきものなりとの發表をなしたるが如き之れ皆國際上の干渉に於て、モンロー主義が經過したる變遷の重要なものなり、而して歐羅巴諸國も敢て此モンロー主義を以て國際法上の法規として之が承認を與へたるにあらず、唯之を袖手傍觀して此モンロー主義に反對を爲し、抗義を試みざりしのみ、然るに漸次歲月を経るに従ひ、自ら其地步を固め、終に合衆國の國策となり、外交上自ら重きをなし、南北亞米利加を警衛保護するもの、如き觀あるに至れり。

要するに當時の合衆國は比較的幼稚國なりしなり、共和政治は未だ創草の際にして全く其緒に就かず、成べく外國との衝突を避けんとを之れ勉めたる時代なり、過去のモンロー主義が防禦的なりしは畢竟之が爲めのみ、然るに今や合衆國の國

力増進して、駭々として旭日昇天の如く、一躍して世界の列強の位班に入り、將に斬然一頭地を抽んとするに當りてや過去のモンロー主義は漸く其性質を豹變して今や正に積極的となり、攻撃的となり、武裝的となり、苟も合衆國の利害の衝突する場合には何れの場合を問はず、爆然破裂せんとするに至れり、見よ、故マツキンレーが治世に當り、布哇を併せ、玳馬に勝て、非理資を征討したるは、果して何の故ぞや、又マツキンレーが支那政策に於て、頻りに門戸開放を絶叫し、以て合衆國の勢力範圍を支那に作るに汲々たりしは、果して何の故ぞや、然り而して、マツキンレーは、其壯圖半にして、兇徒の爲に倒れ、雄志空く、水泡に歸せんとするや、少壯氣銳のルイゼベルト、其後を襲ひ、以て新大統領となり、マツキンレー、大統領の遺策を繼ぎ、之を遂行せんと揚言せり、而して今日ルイゼベルトが頻りに、モンロー主義の發展と、軍備の擴張を唱導、痛論する豈に偶然ならんや、今春ルイゼベルト大統領が西方諸州を巡遊するや、市俄古に於て一場の演説をなせり、其演説を讀むに曰く、

余が今日諸君に演説せんとするは、獨りモンロー主義のみならず、吾合衆國の西

半球に於ける地位即ち之なり、吾合衆國の西半球に於ける地位や一種特別にして而も頗る重要なるものなり、モンロー主義を以て吾合衆國の外交政策の基礎として承認せしむる所以は即ち此地位にあらすや

と之を冒頭に置き、モンロー主義の解決を與へて曰く

モンロー主義は今や國際法上の原則にあらず、余は他日此モンロー主義が國際法上の原則となるべきを信ずるものなりと雖も、モンロー主義が吾合衆國の國策として存在し、吾人がモンロー主義を有効ならしむべき意思と實力とを有するあらば、必らずしも之を以て國際法上の原則となすを要せざるなり、此點は吾合衆國々民として決して忘るべからざる所なり、余は銳意熱心に此モンロー主義を信仰するものなり而して吾國民の多數も亦當に然るべしと信ず

と以て、ルーゼベルトがモンロー主義に對して抱持せる見解を知るに庶幾らん、而して、ルーゼベルトは更に海軍を擴張して武裝的にモンロー主義を主張せざるべからざる所以を論じて曰く

暴言豪語は個人間に於て非難せざるべからざるが如く、國際上に於ても亦貴ぶ

べきものにあらず、特に徒らに暴言豪語して以て一時の快を貪り、一朝變に遇ふて之に應ずる能はざる如きは更に醜の醜なる者となす、古諺に曰く、饒舌を弄する勿れ、手に大なる棍棒を携帶せよ、然らば汝は遙に進むとを得んと、若し夫吾合衆國にして盛に有力なる海軍を具備し、以て之を永久に持續するあらば、吾モンロー主義の向ふ所將に一敵なからんとす、之れ余が諸君に注意を仰がんと欲する所なり、若し夫れ諸君にして失眠者たらずんば、此眞理を信せざるもの無かるべし、若し夫れ諸君にして弱志怯懦の輩にあらずんば、誰人か之を實行するに躊躇せんや、思ふに過去二ヶ年間に於ける吾海軍の長足の進歩は余の歡喜措く能はざる所なり、前議會は吾人に與ふるに九艘の軍艦を以てし、更に海軍將校と水夫兵員の増加を許諾せり、吾海軍省は吾軍艦が平時海上に其練習宜きを得て、一朝有事の秋に當り、能く其用に充つべきを知り、又た其進歩の頗る大なるものありしを認めたり、願くは諸君君は此の必要を記臆せよ、抑軍艦は精細にして復雜なる一大機械なり、故に之を製造するや數年の長日月を要す、而て又之に乗込ますべき將校及水兵を訓練するや亦決して容易の業にあらざるなり、苟も國際上

葛藤を生し兩國互に干戈を交ゆるや、此秋に至り始めて海軍防備を擴張せんとするも事已に遅しと云はざるべからず、熟々輓近の戦争を觀るに短日月の間に其終局を告げ開戦後軍艦を製造すべき時間なかるべし、況んや急遽に其の將校を訓練し水兵を熟練せるの困難あるに於てちや要するに開戦して而て後に軍艦を造り未熟の將校兵士をして之を操縦せしむるは實に愚策なるのみならず實に罪惡を侵すの甚しきものと云はざるべからず、何となれば之に依て以て不幸の慘事と嫌焉たる恥辱を誘致すること大なればなり、一千八百九十八年の戦役米西戦争に於て吾戦争の名譽を博せしめたる海軍は、實に過去十五年間の經營に出たるものにあらずやマニラ及びサンチアゴニ凱歌を奏したる吾海軍は、久しき以前に於て議會の承諾を得て巨資を投じ、以て經營設備したるものにあらずや、當時吾海軍の將校と水兵とか其成績の良好なりしは之れ皆な平素の訓練良しかりしが爲めならずや、諸君は吾合衆國の公人と造船職工と造船所々有主と及び其鐵工を記憶せざるべからず、吾國が千八百九十八年に得たる大勝利は皆彼等の賜物なればなり、余は更に再言す、若し戦争開始せば、奚ぞ其準備を

經營する餘暇あらんや、而して平時に於て常に戦争の爲めに準備し經營せんか、或は終に戦争を見るに至らざるも知るべからず、要するに余は戦争の爲めに大なる海軍を願望するにあらずして有力有効なる海軍を以て平和の擔保者となさんか爲なり、若夫れ此の如き海軍を設備せんか、若夫れ此の如き海軍の經營を持続せんか、余は將來決して吾合衆國々難の到來することなきを確信す、而て又海外諸國も吾モンロー主義の輕重を相争ふとなき時期の到來するを確信して止まざるものなり。

と滔々數千萬言、口角沫を飛ばして、銳意勃々熱心の狀、紙表に躍如たり、何ぞ其壯なるや、特にルイゼベルトが饒舌を弄する勿れ手に大なる棍棒を携帶せよ、汝が向ふ所敵なからんと、の古諺を引證して、以て若し夫合衆國にして有力なる海軍を備へなば吾モンロー主義の向ふ所敵なからんと揚言せるに至ては、其戦争主義も又た甚たしと云ふべし、然り而て翻て歐羅巴の形勢を見るに、歐羅巴諸國が年々歳々其國內に溢るゝ人口を遠く海外に特に南米に向て送出し、茲に其殖民地を樹立せんと欲せるは滔々として皆な然り、就中獨逸帝國が南亞米利加の騷亂常なきに乘じ

大に其鳴欲を逞くせんと期せるは明かなる事實なり本春刊行の獨逸週刊雜誌「グレンツ」は其誌上に於て南米ブラジル殖民に對する其意見を掲載せり即ちブラジルをして將來獨逸の印度たらしむべしと主張し其資本家及び殖民シオンチケートに勸むるに其力を廣く南米一圓に擴張せしめて専らブラジル最南の三州に集注すべきを以てせり蓋しブラジル最南の三州には獨逸人の移住者頗る多く方に八千平方哩の土地を所有し人口亦其四分の一に下らず而て其貿易の如き工業の如き農業の如き其他航海業に至るまで其牛耳を執りつゝある者は皆獨逸人にして政治上に於ても亦非常なる大勢力を有する者あるを以てなり而してグレンツ、ポーターンの記者は竿頭更に歩を進めて其殖民經營策を説て曰く獨逸帝國は宜く法律を制定し以てブラジル以外に移住せしむべからず若し夫ブラジル以外の地に移住せんとする者あらば之に加ふるに制裁を以てすべし而て南方ブラジルにして吾利益の範圍となり終らば直ちに無制限の發達を吾殖民に擔保することを得ん吾人をして彼等ブラジル殖民に許すに出來得る多くの自治制を以てすべし而て之を支配するにも亦彼の地に生れ彼の地に於

て教育されたる官吏を以て其任に當らしむべし而のみならず彼我の間に於て最惠國關稅條款を許し更に殖民軍を編成し移民は其兵役に服して獨逸本國に歸ることなからしむべし果して然らば吾人は有力なる獨逸帝國の殖民地の勃興を大西洋の彼方に觀ることを得るのみならず恐らくは之れ歐羅巴諸國が經營したる殖民中最も永續すべきものたるに至らん

と以て獨逸殖民政策の趨向を知るに足らん然りと雖もモンロー主義は南北亞米利加一帯を警護するものなるを以て此獨逸殖民政策とモンロー主義との衝突は到底免かれざる所なり故に獨逸帝國がモンロー主義の輕重を問はんと欲するも亦久し矣近頃獨逸帝國議會が汲々としてモンロー主義の範圍限界を知悉せんとも勉むるの風あるは蓋し之れが爲めのみ而て近くは嚮のベテツェラ問題に於いても其當事の列國は英國其他の諸國なりと雖も最も強硬の態度を取り最も銳意熱心なりしは獨逸帝國なりしにあらずや或は傳ふ之れ獨逸帝國が其殖民政策上モンロー主義の解決を試験せんとするものなりしと夫れ或は然らん然れども合衆國の態度は頗る強硬にして堅くモンロー主義を警護して動かざりしことは左の

抄録一節に由て想見することを得ん

之と同時にヴェネツエラ問題の勃興するあり其起因は素と英獨の國民の損害賠償に在りと雖も相互の意思相疏通せざるが爲めに忽ちヴェネツエラ沿岸の封鎖となり準戦争の状態を惹起せり而て吾合衆國は好て之に干渉するを欲せずと雖も常に警戒して吾モンロー主義の侵害さるゝことなきや吾弱小姉妹共和國が其利益を損せらるゝことなきや或は領土權を獲取せらるゝ恐なきや或は其實際に於て領土權獲取と同一なる干渉權を獲取せらるゝことなきやに付き常に其注意を怠らざりしなり此態度は吾合衆國々務卿より獨逸公使に送るたる書類并に英國公使に依て報告されたる合衆國々務卿との合談に徴して明かなるを得べし(中畧)

要するに運河問題とヴェネツエラ事件の顛末は獨り西半球に於ける合衆國の勢力膨脹を明かにするのみならず吾合衆國の發達と勢力と實力とは吾隣近小共和國に害あらずして却て其利益あることを證するに餘ありとす(ルーゼベルト大統領の演説)

と蓋し獨逸帝國の思ひ半に過ぎたるものありしならん更に眼を轉じて他の方面を窺へば今や布哇も米の領土となり非理實も亦其掌中に歸せり然のみならずカリフォルニアの如きオレゴン、ワシントン、の如き太平洋沿岸の諸州は日に月に旺盛となり地峽運河亦遠からずして開鑿さるゝに垂んとす果して然らば合衆國をして益東洋に雄飛活躍せしむべき好機會を與へ合衆國の東洋に於て利害得失を感ずること愈々多きに至らんとす故に軍備を以て其勢拔とせるモンロー主義は必ずや將來東洋にも擴張され發展さるゝに及ばん否否今日に於てすら其精神は既に業に遠く東洋にまで波及せりと云ふも決して過當にあらざるなり見よ現今支那に於て門戶開放を絶叫せるものは主として合衆國にあらずや又た近くは嚮の滿州第二期撤兵問題に關繫し露國の強暴を憤慨し斷乎として最も強硬の態度を採りしものは即ち合衆國にあらずや本年五月其強硬なる抗議書を露國聖都斯堡政府に送付するや之と同時にマニラ艦隊を北上せしめ尙ほ東洋艦隊を三分艦隊となし第一分艦隊はケンタッキ、オレゴン、ウイスコニンモンテリー及びモナドナックの諸艦より編制し第二分艦隊は巡洋艦

々隊にして大西洋に在るニ、ユー、オル、レ、アン、號、南、米、ガ、リ、ビ、ヤ、ン、海、に、あ、る、ラ、レ、イ、ア、ル、ベ、ニ、シ、ン、ナ、チ、の、四、艦、よ、り、成、ら、し、め、第、三、分、隊、は、主、と、し、て、砲、艦、よ、り、組、織、し、大、軍、艦、の、運、動、に、適、せ、さ、る、地、方、の、警、備、に、任、せ、し、め、た、り、と、云、ふ、に、あ、ら、ず、や、何、ぞ、其、活、動、の、熾、ん、な、る、や、然、り、と、雖、も、之、れ、唯、合、衆、國、が、東、洋、に、於、て、大、に、雄、飛、活、動、す、べ、き、第、一、階、梯、な、る、の、み、合、衆、國、が、東、洋、に、於、て、硬、強、な、る、態、度、を、採、る、や、他、日、更、に、之、よ、り、甚、し、き、も、の、あ、ら、ん、況、ん、や、合、衆、國、が、近、來、頻、り、に、海、軍、擴、張、に、熱、中、し、つ、ゝ、あ、る、に、於、て、を、や、一、葉、落、ち、て、天、下、の、秋、を、知、る、滿、洲、問、題、に、對、す、る、米、國、の、態、度、は、た、ま、く、以、て、將、來、の、東、洋、問、題、に、付、き、合、衆、國、の、活、動、す、べ、き、微、機、を、窺、知、す、る、に、庶、幾、ら、ん、故、に、吾、人、は、常、に、恐、る、恰、も、英、國、が、阿、片、の、爲、め、に、戰、争、を、な、し、た、る、が、如、く、佛、蘭、西、が、ト、ン、キ、ン、海、に、干、戈、を、交、へ、し、が、如、く、近、く、は、獨、逸、が、三、沙、に、於、て、血、を、流、し、た、る、が、如、く、一、朝、利、害、の、衝、突、し、て、危、機、迫、ら、は、從、來、平、和、の、權、化、た、り、し、合、衆、國、の、爲、め、に、却、て、東、洋、に、劍、火、の、相、交、る、を、見、る、こ、と、遠、き、に、あ、ら、さ、る、べ、き、を、

合衆國外交上の國策の豹變夫れ斯の如く、合衆國の東洋に於ける活動飛躍夫れ斯の如し、東方亞細亞の天地は今や懦夫の經營を容れ怯漢の劃策を許すべし、秋にあらざるはなし、想來らば東洋の將來岌々として亦危からずや

第二章 太平洋上に於ける米國の飛躍

試に米國に航して桑港金門に到り、徐に頭を回して東洋の形勢を見よ、太平洋の水は渺茫として際涯なき一大新湖の如く、之を圍繞せるもの、西に龍大の支那帝國あり、南に新進の濠洲聯邦あり、而して北に日本、魯領西比利亞の蟠居せるあり、皆な虎視耽耽、戰國割據の狀に勢踞たり、然りと雖も、支那は垂死の老朽國にして、濠洲は新開の幼稚國なり、日本は彈丸黒子の小國にして、魯領西比利亞は一條の鐵路、纒かに其氣脈を露西亞本國と相通するを得るのみ、此時に當り、米國は最も直接に太平洋に埒し、面積、廣大、利源、豊富、太平洋上、活躍、飛動、の、利、機、多、し、之、れ、米、國、が、地、理、上、商、業、上、政、治、上、に、於、て、既、に、占、握、せ、る、の、優、勢、な、ら、ず、や、況、ん、や、布、哇、比、理、賓、は、既、に、其、掌、中、に、歸、し、地、峽、運、河、の、開、鑿、亦、遠、き、に、あ、ら、さ、る、に、於、て、わ、や、

本年春、米國大統領ル、ー、ゼ、ベ、ル、ト、氏、の、太、平、洋、沿、岸、に、巡、遊、す、る、や、到、る、處、に、長、廣、舌、を、

揮て、熾んに太平洋演説を試みたり、其ワッソンの演説の一節に曰く、吾人は太平洋上に於て吾米國民の占有せる優勢の地位の現在及び過去を理解せざる可からず、蓋し太平洋は大洋中の最大なるものなり而して此大洋は今世紀中吾米國の勢力内に歸すべきものなり、抑至大の勲業を企圖せんと欲せば至大の責任の之に隨伴すべきは諸君の已に知悉せる所なり、苟も一國民の隆盛を期せんとせば必ずや其對價を仕拂はざるべからず而て其對價を仕拂はずして其旺盛を期待せんとするもの即ち之れ怯懦の國民なり、吾同胞諸君よ、余は諸君を信ず、余は吾國民を信ず、故に余は吾國民が勇往邁進して以て偉大の國民たらんと要するを信ず、余は吾國民が現世紀の吾人に與へたる好機會を祝賀すべきことを信ず、若し其れ吾國民にして吾祖先が過去の問題に對せし活精神を以て之に對するあらん乎、吾人は將來其成功の疑なきことを確信して止まざるものなり(喝采)

と以てルーゼベルト大統領の抱負の如何を窺知し得べきにあらざや、然り而して此飛報の歐洲に達するや、忽ち歐洲に於ける新聞社會の評論を惹起し、特に獨逸新

聞は盛んに之が論評を試みたり、ロンドンタイムス新聞の伯林通信員の報導に依れば、伯林新聞ベルリッテルノイエステナハリヒテンは之を評して曰く、太平洋上に於ける米國の野心が如此く明晰に揚言されたるは、蓋し今回を以て其始となす、歐羅巴列國にして太平洋上に利害を有するもの甚だ多し、豈に獨り米國のみならずや、想ふに大統領ルーゼベルトの豫想は決して近き將來に於て實現する能はざるべしと、而して、又た伯林新聞フオシツシエツアイツングも、米國の太平洋上に於ける立脚地は非理資の合併に依て始めて之を得たるものなりと雖も、其他の諸國が太平洋上に有する權利は米國の其れよりも遙かに古きものあり云々と論評せり、要するに列國が之に對して、如此く不穩の感情を抱けるは、蓋し所謂モンロー主義の發展なるものあるが爲のみ、然れども、米國の一面が太平洋に接するの故を以て、直に太平洋上の一大勢力なりと速斷するは、決して識者の探らざる所なるべしと、然り而して其後ルーゼベルト大統領の桑港に着するや、メカニックス、バハリオン會館に於て、再び米國の太平洋上に於ける飛躍に付き滔々大演説をなして曰く、(前略) 未だ太平洋沿岸を目撃せざる時に當り、余は已に米國膨脹主義者なりし

なり、(喝采)而して今親しく之を見るに及び苟も吾米國の旺盛を圖り誇るべき抱負を以て吾米國の雄大なる將來を争はんと欲するものは必ずや膨脹主義者たらざるべからざるを愈々確信するに至れり、(喝采)蓋し今世紀に於て太平洋上の貿易と及び其優勢とは世界の歴史に於て至大至重の分子なるべし。

と先づ太平洋に對する膨脹主義の前提を置き、徐ろに世界權勢の西漸を説て曰く、權力の舞臺は陸より陸に轉じ、海より海に移り、常に變動して已まざるものなり、吾人か知り得べき最古の文明、即ち、メソポタミヤ及び、ナイルの文明は、海運上別に見るべきもの甚だ少なかりしと雖も、フェニシヤ人の勃興と共に、地中海は其中心となり、カーセー、希臘及び羅馬の軍艦商船は、産業上並に軍事上の覇權を争ふに没々たり、何となれば之れ、即ち國民旺盛の要素なればなり、見よ、羅馬が文明の覇權を掌握せしは實に地中海に於ける其航海權を制禦せし時代にあらずや、羅馬已に滅亡すと雖も、數世紀間歐洲の富有と文明との中心は其南方海濱にありて、地中海の制禦は即ち國民興亡の一大要素たりしにあらずや、彼のヴェニス、ゼノア及びピサの諸市が隆起して以て優に其覇を競ひしは蓋し此時に在り

しなり

然るに他方面に於ては北方の諸國漸次に其驥足を伸ばし、終に其商船と貿易とを發達せしめ、北海バルチック海及びビスケー灣に於ける諸市の旺盛を見るに至れり、而て冒險勇敢の商人は遙かに大西洋に遠航し、ネザランドの諸市及びハンサ同盟の諸港は、恰も昔時の伊太利諸港の如くに隆興し、荷蘭、英國、西班牙、葡萄牙、佛蘭西の諸國屢次其冒險商業家を海外に送り、一は以て其名聲を博せんとし、一は以て太平洋上に於ける利益を獲取せんと試みたりき、此時に當り喜望峰航路と米大陸の發見ありて、大西洋は普く世界の注目する所となり、其地位は恰も昔時地中海の、其れと相髣髴たるものにあるに至れり。

然るに今や其機は轉輾して世界の太平洋中最も大なるものにして、然も最後に大規模に於て文明國人に依て開拓さるべき太平洋は、其至重至要なる點に於て第一の地位を占むるに至れり、(喝采)

と夫れ滔々として一瀉千里動て止まざるものは、天下の活機にあらずや、世界の權勢の中心が徐々として西方に移動し、二十世紀の初頭に於て將に移動して、太平洋

面に來り太平洋は長へに列強の一大活劇演場たらんとす之れ苟も史を緝くもの皆な認識せる處ならずやルーセルト大統領は更に一轉して太平洋問題に移り其過去及び將來に於ける地位を詳論して曰く

抑々十九世紀の初に當りてや僅かに少數の捕鯨船と商船とが太平洋上に浮びたるを見しと雖も其實質より之れを見れば其島嶼も其海濱も凡て古昔の狀態を脱せざりしなり東洋の帆船は猶支那日本印度の間に航し吾米國大陸の西岸にも猶赤色人種が茂れる森の間より空く太平洋面を眺望し唯時々其獨木船を操るを見しに過ぎざりしなり要するに之唯た一世紀以前の事なるのみ然るに今や二十世紀の初頭となり其狀態は全く一變して其地位の重要なるや殆んど吾人の測知し能はざるものあるに至れり即ち見よ其南方に於ては濠洲聯邦勃興せるにあらずや日本も亦昔日の日本にあらず今や優に世界列強の一たるに至れるにあらずや而して支那帝國は垂死の老朽國たるに反し歐洲列強は競て其勢力を東方亞細亞に扶植せんとしつゝあるにあらずや之と同時に吾合衆國は太平洋に横りて其版圖を擴大し今やカリフォルニアオレゴンワシントンに於

てアラスカに於てハワイに於て若くは非理賓に於て其海岸線の擴張は優に吾米國をして太平洋上の一等國たらしむるに足る吾國の版圖の擴大は已に大なるものありと雖も其勢力の範圍の擴大は更に之れより大なるものあり若し其れ斷乎たる決心を以て吾國の地理上の地位を利用して將來太平洋上に吾平和的管制を期するも亦易々たるのみ(喝采)吾人は今や此方面に向て長足の進歩をなしつゝあるものなり見よ太平洋海底電信は目下已に沈設しつゝあるにあらずや大汽船の太平洋航海は已に之に着手し而して其或者は未曾有の大汽船なりと謂ふにあらずや地峽運河開鑿に關する第一着は首尾能く吾手中に歸せり(喝采)而して此運河たるや實に吾大西太平洋兩洋の沿岸を連續せしむるものにして吾商業上並に陸海軍上の勢力に寄與する所頗る大なるものならずや而して吾人は嚮きに事情に驅られ已むを得ず非理賓を征討せしと雖も抑も之れ時機の宜しきに適したるものにして恰も天の攝理の然らしめたるが如き觀あるにあらずや故に苟も吾人にして弱者たるを示すにあらずんば苟も墮落の子孫たるを示すにあらずんば進んで吾人の懷抱せる雄圖を實現せざるべからず(喝采)

而してルーゼベルト大統領は更に米國民の之に對する覺悟を説て曰く

苟も大國民に屬することを自負せんと欲するものは必ずや吾人が世界に於て偉大の地位を獲得し、且つ之を持続するに適すべきものたるに注意することを要す、何となれば吾が國の適當なる地位は膨脹的國民並に偉大の國民たらんと欲するものと並び存すればなり、吾國民は必ずや此地位を占有せざるべからず、而して、キヤリフォルニア洲民諸君は特に然らざるべからずと信ず、何となれば吾國の膨脹は多くは此金門を經由して進まざるべからざればなり、(喝采)而して太平洋の沿岸諸州は必ず之に依て最も多くの利澤に浴し、而して此沿岸に於ける米國勢力の發展に於て又た東西兩洋をして一たらしむべき此太平洋上の諸島に於て、之が誘導の任に當らざるべからざるを以てなり

吾同胞諸君よ、今や余は此の如き好機會を有して、而して智識と忍耐と勇氣を以て其水平線を此好機會に高めたる國民の一市民たるを得たるは深く自ら信する所に、して且又た大に得意とする所なり、(喝采)吾合衆國の國民は世界に於て大役を演ずべきや否やは其撰擇すべき所にあらずと信ず、何となれば之れ天運に

以て已に一定せるものにして、吾人は唯其一定せる役割を演ずるに過ぎざればなり、而して吾人が自ら決し得べきは即ち之を演ずるの巧なると拙なるとの問題に在り、(喝采)吾人は彼の世界の活勢の外に超然として袖手傍觀する國民にあらず、又た此の如き國民たる能はざるなり、否將來も亦決して此の如き國民ならざるべし、吾人は大に成功するか、將た大に失敗するか、其一に出でざるべからず、小國の國民は世界の舞臺に於て小役を演ずれば、以て足れりとす、何となれば物理的に大役を演ずること能はざればなり、然れども苟も大國の國民にして、却て小役を演ずるものあらは、宜しく絞首して死するに如かざるなり、(喝采)

余は安逸なる生活を吾國民に勸むるものに非ず、吾人の生活を貴ぶものは即ち之れ艱難を恐れず、艱難に遇つて而て之に打勝つの人なり、(喝采)之れ世界の坦道を擇ばず、安逸を食らざるの勇者にして、名譽と成功に導く峻坂峻路を攀登するの人なり、(喝采)

國民として吾人の地位は彼の後世猶ほ其感象を留めたる國民と同一なり、而て又た之と同一ならざるべからず、人或は云はん、古代膨脹主義の國民も亦今や滅

亡に歸せり何ぞ之を羨望するに足らんやと然り膨脹主義の國民も今や空しく滅亡せりと雖膨脹主義ならざる國民は湮滅して其後に何等の記憶を残さざるにあらずや膨脹主義の國民は大に其揆を異にせり見よ羅馬は膨脹して而して滅亡せり然れども其法律と其國語と其行政とは長へに其紀念を後世に存せるにあらずや(下略)

と利刀亂麻を斷つ雄勢を以て快辯流るゝが如く豪氣横溢としてルイゼベルト氏の風姿颯爽を想見するに餘あり而して此演説に付き獨逸新聞は前述の調子を以て依然として冷評痛罵を恣にせり之に對して米國新聞の論ずる所を見るに米國新聞社會の雄鎮たる紐育トリビューンは獨逸新聞の冷評痛罵を以て却て不積の者なりとなし曰くモンロー主義が太平洋上に並に太平洋以外に擴張せられんとすとの觀念は蓋し誤謬の甚しきものなり然れども米國が太平洋上に雄飛すべきは吾人の常に期する所なり而して又之を企圖するは正當なりと謂はざるべからず日本を除きては吾米國は即ち直接に太平洋に面する唯一の強國なり而して日本の膨脹が米國の其の如くなるは決して望み能はざる所なり抑貿易は第一にして

國旗は貿易に隨伴するものなり故に苟も吾商船の航する所には常に吾軍艦を送り以て之を保護せざるべからず想ふに獨逸は太平洋を去ること實に數千哩の遠きにあり太平洋上に於ける獨逸の勢力は頗る微々たりと謂はざるを得ずと而して紐育タイムスも亦同調子を以て獨逸新聞の所論を冷評せり要するに此ルイゼベルトの太平洋演説は米國が將來太平洋上に於ける抱負と希望と實行を最も明確に表章したるものと云はざるべからず豈に寒心せざるを得んや警戒せざるを得んや猶ほ米國の太平洋上に於ける施設に至りては後段更に章を別ちて詳論する所あらんとす

第三章 米國海軍の大擴張

由來平和主義は米國の標榜にして非戰主義は米國の旗幟とせし所なり故に米國の海軍の建設は日猶ほ淺く一八九五年以前に在りては微々として殆ど見るに足るべきものなかりしなり然に今や其形勢は一變して武斷主義は其國策となり戰爭主義は其對外策となりて海軍擴張は恰も國家百年の大計なるに至れり聞く米

國本年度の海軍擴張豫算は八四〇〇〇〇〇〇弗にして昨年度の海軍費豫算に比すれば其増加せること實に四〇〇〇〇〇の鉅額に達せりと若し其れ此趨勢を以て進捗するあらんか或は遠からずして獨佛を凌ぎ英露に駕するに至らんも亦た知るべからざるなり要するに銳意熱心孜孜汲々として米國が海軍力の大擴張に經營しつゝあるは既に顯著なる事實ならずや

儻指すれば合衆國の艦隊が海外列強の艦隊と和親的の會合をなしたるは前後總して三回なりとす而して此三回の會合は偶然にも合衆國海軍の發達史に於て各一新紀元を開き最も重要な時期なりしなり

第一は一八九五年獨逸キール港に於ける會合にして獨逸皇帝の誘引に基きて

カイザー、ウィルヘルム運河の開鑿式に當り各國の艦隊の大集會ありし時

第二は一八九九年ベルマダ港に於ける會合にして、キエバ戦争の凱旋後數ヶ月

サムソン司令官が其旗艦ニエルク並びに戰艦インディアナを引率して西方

大西洋の英國諸要塞を訪問せし時

第三は本年七月の、ポルトマウス港に於ける會合にして、合衆國旗艦、カースーシ

が英國訪問中英國海軍力の本部に於て英國軍艦隊相會せし時

想ふに近來合衆國の海軍は長足の進歩をなして漸く列強の班位に入ることを得たりと雖も、一八九五年キールに於て英米兩國の艦隊が會合せし時に當りては合衆國海軍は猶幼稚にして辛して初期の果實を收得せしに過ぎざりしなり素より合衆國海軍の經營は一八九五年以前已に之ありしものにして彼の一八一二年の戦争に於て、又一八六一年の内亂に際して、合衆國海軍の奏したる功績の如き合衆國海軍歴史上に於て忘るべからざる所なり然れども外國に對する合衆國の海軍經營としては甚だ微々として見るべきものなかりしなり而して對外的經營として發展するに至りしは一八九〇年以後の事なりとす、即ち是より先き、マハン大佐の如きは大聲疾呼して海軍經營論を説きしも、馬耳東風に付して輕々に看過され一八八二年現時の大統領たる、ルーゼベルト氏も當時愾然として、合衆國民が今にして漸く舊式の艦體と老朽よりも却つて劣等なる新造艦體とより成立せる海軍を以て其國防を托するの愚策なることを悟るに至れりとの歎聲を發せしにあらざや、而して一八九〇年當時の海軍卿が海軍々政局を設け軍艦の擴張案を提出せ

しむるや、議會の協賛を得るに數年の多きを費したるは之れ又た顯著なる事實ならずや試に見よ一八八九年に於ける米國當時の海軍を、一等戰闘艦、二等戰闘艦は一艘も之なく、僅に裝甲海防艦一艘と、保障裝甲巡洋艦三艘と、及び砲艦二艘とありしのみ、何ぞ其微々たるや

然り而て一八九五年キールに於て合衆國海軍を代表せしものは唯ニューヨーク號(進水一八九〇年、排水量八、二〇〇馬力一七、四〇一、速力二一ノット)と、コロンピヤ號(進水一八九〇年、排水量七、三七五馬力一八、五〇九、速力二二、八ノット)の二艦ありしのみ、當時に於ける合衆國は近世新式の戰艦は殆んど之を有するなく、キールに於ても之を目撃する能はざりしなり、最近の海軍報告に依れば、現今合衆國の所屬の十二戰艦は悉く一八九五年以來の新造艦にして、唯インディアナ號、マサチューセツ號、オレゴン號の三艦のみは一八九三年に進水せり、然ども一八九五年迄は未だ公川に供せざりしものなり、其他の十二の戰艦中五隻は排水量各一六〇〇噸にして、目下造艦中なりと云ふ、故に現今の米國海軍の地位は大に其面目を一新せるものありと云はざるべからず、而して合衆國海軍の紀元は、前述の如く、一八九五年以

前既に其萌芽を見しと雖も、物質上に於ける合衆國海軍の紀元は一八九五年なりと云ふを以て、穩當なりと信ず

一八九九年ベルマダに於て目撃することを得し、合衆國海軍も亦た幼稚たるを免がれざりしなり、先は一八九五年より一八九九年に至る間に於て西米戦争の起るあり、或はサンチアゴに或はマニラに合衆國海軍は連戰連勝なりしを以て大に其の聲價を高めしと雖も、其海戰に與りて大に力ありしは、ニューヨーク號(前掲)とインディアナ號(進水一八九一年、排水量一〇、二八八馬力九七、三八、速力一五、五五ノット)の兩艦なりしなり、サムソン司令官のベルマダ訪問に際し米國艦隊を參觀するものをして歴史的感想を起さしめたりと稱するは、蓋し西米戦争に於て硝煙彈雨の間に馳驅せし軍艦が舳艫相合て茲に來航せしを以てなり、要するに米國が一躍して列強の班に入りしは、全く此西米戦争の勝利を博せしが爲のみ、豈に他あらんや而して當時に於ける米國海軍を見るに蓋し左の如し

一等戰闘艦	四隻	二等戰闘艦	一隻
裝甲海防艦	七隻	裝甲巡洋艦	三隻

保障甲裝巡洋艦 十八隻 小巡洋艦及砲艦 十八隻

水雷艇 十八隻

之を一八九五年キール港訪問の時に比すれば其進歩の著きを見る其後一九〇一年合衆國海軍卿が國際的意義に於て海軍を具備せざる可からすと颺言せしが如き近くはルーゼベルト大統領が昨年來銳意熱心に海軍擴張を主張して

「吾人は素より戦争を好むものにあらず然れども戦争せざるべからざるに至らば必ずや勝利を得ざるべからず而て勝利を得べき第一の要素は海軍ならざるべからず若し夫れ海軍にして不完全ならば吾國民の富有如何に係らず吾國民の進歩如何に係らず其失敗は期して待つべし故に常に海軍を擴張し經營するは愛國心に富む合衆國民の第一の目的となすべき所なり」

と演説せるが如き米國の海軍擴張熱は日を追つて熾んとなり海軍擴張は米國百年の國策なるが如きに至れり果して然らば本年七月ポーツマスに於ける米國海軍艦隊が痛く世の耳目を聳動せしも決して其偶然にあらざるを知るに幾庶からん

以上は之れ合衆國海軍の精神にして又た其紀元發達の梗概なり短言すれば吾人は一八九五年キールに於て幼稚の米國海軍を見西米戦争後一八九九年ベルマダに於て戦時の餘勇勃々たる米國海軍に會し而して本年七月ポーツマスに於て更に大に發達したる米國海軍に逢遇することを得たり然り而して本年即ち一九〇三年の政家統計年鑑に由れば最近の米國海軍力は即ち左の如し

軍艦種類	現在	造船中	設計中
一等戰艦	六隻	五隻	二隻
二等戰艦	六隻	—	—
三等戰艦	—	—	—
四等戰艦	—	—	—
裝甲巡洋艦	—	九隻	二隻
モニートル	十隻	—	一隻
四等巡洋艦	二隻	—	—
五等巡洋艦	一隻	—	—
六等巡洋艦	十一隻	—	—

第四章 太平洋上に於ける米國の施設
三六
て何の微なるか。想來らば優勝劣敗—侵略主義—軍備擴張は終に天下の風潮世界の
の大勢なる哉

第四章 太平洋上に於ける米國の施設（其一）

太平洋上に於ける米國の施設に二あり曰く太平洋海底電信曰く太平洋航海の大
汽船製造是なり

我は四十分にして地球を一周すべき帯を作らんとは是れ今を去ること三百年以
前絶代の詩聖シェーキスピヤが仲夏の夜の夢に於て歌ひし詩句にあらずや而
て之れ唯一個の純然たる架空の詩想に過ぎざりしのみ焉。必ずしも後世之を人
類物質上に現實するものあるを知て而し此豫言をなせし者ならんや。然るに今や
文明の進歩と電氣力の應用とに依り端無くも四十分にして地球を一周すべき帯
は將に完成せんとせり

抑もシェーキスピヤの此豫言をして人類物質上に現實せしめたる第一着は一
千八百五十年英國海峡に布設せる海底電線にして而て最後のものは英國太平洋

海底電線と米國太平洋海底電線是なり前者は加奈陀ウィクトリヤより濠洲に至
るものにして昨年既に竣功し後者は合衆國桑港より清國香港に達するものにし
て桑港布哇間は本年一月上旬既に沈設し終り布哇ミッドウエー島グアム島マニ
ラ間は本年七月四日米國獨立紀念祭の當日首尾能く沈設し終れり（マニラ香港間
は既に英國海底電線の沈設あり是に於てか何人と雖も即ち少許の電報料をだに
仕拂はしシェーキスピヤの所謂四十分にして地球を一周すべき帯を使用して
以て其思想の交通をなし得べし豈に奇ならずや

抑々地球上に於ける既設海底電線の總距離は三千萬海里の長さに達し其之に放
下せる資金亦實に三億七千五百萬弗なりとす而て之を維持する經費も年々一哩
平均二十弗にして總計大凡四千萬弗の巨額に達す然かのみならず資本家は年々
其放資金額の百分の六即ち一千六百五十萬弗を支出せざるべからず猶ほ更に注
意すべきは海底電線の生命之なり其生命は繼かに五十年に過ぎず若し五十年を
経過せば又腐蝕して其用に充つる能はざるに至るべし故に五十年間に原資本金
を償却して尙ほ且利益配當あるにあらずんば決して有利好望の事業と云ふべか

らず、然るに今や個人として或は會社として海底電線の創設に従ふもの甚だ多し、以て其利潤の夥大にして好望の一事業たるを察知するに足る、要するに之れ社會の進運と共に電信を需用するもの多きが故なり、夫れ斯の如く電信需用者多きを以て所謂「四十分」にして地球を一周すべき電信も自ら遅延せざるを得ず、況んや幾多の停止局ありて一々之を經過し連續せざるへからざるに於ておや、故に、今や地球を一週せしむるには、少くも五時間を要すと云ふは蓋し之が爲めなり、然りと雖も去七月四日海底電信の首尾能く竣工するや、其當日の状況を見るに曰く

此海底電線第一次の通信は紐育州オイスター・ベイ局發信大統領ルースヴェルト氏より麻尼刺なる菲律賓總督タフト氏に送りたる開通の祝辭にして、之に次では總督タフト氏の答電、次には社長マツケイ氏の祝電、之に次では、合衆國各州知事及び諸高等官より總督タフト氏への祝電なり

大統領タフト氏への祝電、其文に曰く、余は米國太平洋海底電線を開きて足下及び菲律賓の人民の起居安全を祝すは、當夜正十時五十分(麻尼刺の五日正午)を以て發し、總督タフト氏よりは三十分を経て答電到れり、其答電は百五十字より成

り中に菲律賓生産品の米國に輸出する關稅輕減を願ふの意を説きありたり、大統領の第一祝電を發したる後更にオイスター・ベイ局發信にし、大統領より同じくオイスター・ベイ局着社長マツケイ氏に宛て、世界を一周して其の許に届くやうにして一通の領電を送りたり、此れ即ち右世界一周の電報なり、マツケイ氏は電信局に在りて親しく其電信の發送を視たり、其の文に曰く、太平洋、海底電線の竣工を賀し、成功を祈る、此の大業は、足下の世に惜まれたる、亡父と、足下との力に由て始めて成れり、之を發送したるは正に十一時二十三分マツケイ氏初め一同其の世界を一周し來りて、受信者マツケイ氏の許に到るを待ち、孰れも一時間を過ぎずんば歸り至るまじと期し居れり、マツケイ氏は自から心も急ぎ時計を手にして一分くと針の進むを算へ居たるに忽ち受信器にこつくと音したれば、必定其れよと一同悦びをなす中に、技師は騒がす靜かに寫し取りて差出したるは、正しく大統領の祝電にして、發信時より十二分経ちたるばかりなり

此の電信通路を如何と云ふに、先づオイスター・ベイより西の方陸路郵便電信會

社の線路に因て桑港に出でし爲め桑港よりは太平洋商事海底電線會社の新設海底線に由て布哇ホノル、ミッドウエイ島、グラム島を経て、麻尼刺に至り、更に麻尼刺よりは英國海底電線に由て先づ香港に至り、其れより逐次柴棍、新香坡、卑南、マドラス、孟買、モルタ(地中海)、ジプロ、トルター、リスボン(葡萄牙)を経てアソール群島(大西洋)に至り、同群島より更に米國海底電線に由てカンソ(米國チバ、スコシヤ洲)に至りオスターペーに歸り來れるなり。

マツケー氏は此の祝電を接受するや、直ちに又大統領に定て答電を出し、而して此度は線路を替へ東の方歐洲への舊電線に由て先づ麻尼刺に至らしめ、更に麻尼刺よりは新太平洋海底電線に由て桑港を経陸路オスターペーに歸り至らしめたるなり、發信時は正に十一時五十五分、着局時間は十二時四分三十秒なりしかば、此度は九分と約三十秒とを以て、世界を一週したるものなり、當日の開通式は此れにて終りたり。

と即ち最急行にては十二分乃至九分三十秒にて世界を一週することを得然り而て今米國紐育を發し地球を一周すべき電信線路の經由哩數を擧ぐれば實に左の

如し

經由電信線路

哩數

自紐育至桑港(大陸電線)	三、六五〇
自桑港至ホノル、	二、一〇〇
自ホノル、自ミッドウエイ島	一、二〇〇
自ミッドウエイ島至グラム島	二、一五〇
自グラム島至マニラ	一、五〇〇
至マニラ至香港	、四〇〇
自香港至サイゴン	、七五〇
自サイゴン至新香坡	、六〇〇
自新香坡至マドラス	一、五五〇
自マドラス至ボンベイ(大陸電線)	、五〇〇
自ボンベイ至アデン	一、七〇〇
自アデン至アレキサンドリヤ	二、三〇〇

自アレキサンドリヤ至リスボン

二、四九〇

自リスボン至アンノールス

一、一七〇

自アンノールス至紐育

二、六五〇

通計

二四、六六〇

其距離の遠長なる此の如し而して電信輻輳の爲に遅延しながらも數多の局に停滯連續しながらも猶ほ且つ五時間にして之を一週することを得最急行にては十二分若くは九分三十秒にて一週することを得豈に驚くべきの進歩ならずや

昨年七月英國太平洋會社の計畫に依り英領コロンビヤのヴィクトリヤよりフアンニング島、フイジ島、ノルフォルク島を經由して濠洲、ブリスベーンに到る所謂英國太平洋海底電線の施設ありき而てブリスベーンよりアデレードに達する陸上電線あり之より海底電線に依りメルベン、ゲーファタウン、ゲーファード諸點を經由し、アザールスに連續し更に歐洲電信線と通ずることを得故に此電線に依ても亦地球を一週することを得るなり即ち英領ヴィクトリヤより太平洋を南に下り、濠洲より更に印度を越へ、亞弗利加及歐羅巴の西方海岸を沿ひ以てロンドンに至り

之より更に大西洋を越へて紐育、モントリールを経て再びヴィクトリヤに歸るとを得而てヴィクトリア及びフアンニング島間の距離は實に四千哩にして海底電線中の最長なるものと稱す故に之が布設に當りても其電線の重量甚だ重くして之を運送するに堪ふべき汽船なく爲めに一大新汽船を製造せりと云ふ以て如何に其電線の長かりしかを知悉するに庶幾らん而して之に次ぎ長距離の海底電線は大西洋海底電線之なり始めて大西洋海底電線の布設を試みしや實に千八百五十八年なりしと雖も空しく失敗に終り壯圖却て水泡に歸せしが後千八百六十六年再び之を試むるに當り首尾能く成功せり而して今や大西洋上十六條の電線を見るに至る(而して其内四條は今や廢物に歸せりと云ふ)嗚呼盛なる哉

抑太平洋海底電線が政治上、社會上、商業上に寄與貢獻する利益の廣大なるは今更喋々を要せざれども特に北米合衆國に在ては其必要と便益とを感ずること更に大なり如何となれば若其れ偶然の事變に依り大西洋海底電線に故障を生じ音信不通とならんか合衆國は世界の何れの部分とも交通する能はざるに至ればなり之れ豈に合衆國の一大痛痒を感ずる所にあらずや然かのみならず今や已に布哇

を併せ、菲律賓に勝ち、東洋市場に接近し、其貿易販路を擴張し、つゝあるを以て最も迅速にして最も直接に、且つ最も確實なる方法に於て、東洋と相通する一電信線路を架設せんと渴望するや、久矣然に從來ワシントン政府がマニラに交通するや頗る迂餘曲回せる電線路を採り、外國干涉の衝に當れる諸點を經由せざる可らず、即ち先づ陸路紐育に到り紐育より愛蘭土のヴァレンチアに達し、英具蘭土のブリテン、佛のハノヴァー、マーセイユヲを經由して埃及のアレキサンドリヤ、スエズ、阿刺比亞のアデン、印度のボンベイ、マドラス、シンガポール、及び馬來半島を過ぎ、更にサイゴン、香港を過て而て始めてマニラに來る、其哩數一萬四千哩移送の數十四ヶ所而てワシントン政府は年々其電報費として四十萬弗を支出しつゝありと云ふ、米國政府たるもの奚ぞ其煩なるに堪んや、故に合衆國に於て其太平洋沿岸より菲律賓マニラに通ずる海底電線布設を論ずるもの多かりしは元より其所なりと雖も要するに

第一 該電線を布設するに當り之を以て私有とすべきや、將た官有となすべきや

第二 布哇、ミッドウヰー、島、グアム、島を經てマニラに至るべきや、將た又北方アラスカを經て日本に至り琉球を過ぎて菲律賓、ルソンに達すべきや

此二問題の解決久く定まらず、紛糾時を移して終に今日に至れり、然るに往年ハシ、フイック、コンマ、シアル、會社の大マツケ、氏奮然起て其衝に當り、斷然南方線路を採り、民力を以て之を完成せんと期し、而て已に之が經營をなせり、然るに不幸にして雄圖半にして長逝す、即ち其嗣子小マツケ、氏乃父の遺業を繼ぎ、之が施設をなせること前述の如し、何ぞ其意氣壯なるや、即ち同會社の海底電線沈設船なるシ、ルバー、タウン號は昨冬十二月十五日桑港を發してホノル、に向ひ、本年一月二日無事ホノル、に揚陸せしめ、更にミッドウヰー、島、グアム、島に延長して去る七月四日無事マニラに至るまで沈没することを得たり、思ふに太平洋海底電線布設には其始め幾多の失敗ありしに係らず、太平洋海底電線は唯一回にして之を成功せり、蓋し社會進歩と共に其布設術に於て大に改善せしものありしに由る乎、想ふ昔太平洋海底電線布設ありてより茲に四十六年、歐と米との交通便を得て、天涯比隣の如く、人口七十萬の紐育一躍して三百萬に膨脹し、其の進歩の顯着なる驚

く、堪へたりたりと云ふ、不知、太平洋、海底、電線、成るの、後、米國、太平洋、沿岸、諸港、に、寄
 與するもの果して如何之に依て、以て合衆國が東洋に雄飛の機會を増加するや、昭
 として明なり、豈に管に之のみならずや、太平洋、海底、電信の竣工は實に吾世界人類
 の爲め將又吾社會文明の爲めに一大貢獻と云わざるべからず、近世世界文明史上
 に一新紀元を開き正に特筆大書せざるべからざるものは即ち之なり、思茲に至ら
 はマツケイ氏父子の功績も亦偉ならずや。

因に云ふ太平洋海底電信全通に付き去七月二十五日より公衆電信を取扱ふ事
 となりシカゴ、ボルタル電信會社は其陸上線と太平洋電信會社の海底線とを聯
 絡し其の電信料を左の如く規定せり

シカゴ、ボルタル、間	一語料
同 ミッドウエー間	四四仙
同 グラム間	六九仙
同 マニラ及呂宋島間	九四仙
	一、一四仙

同 前記以外比律賓島間	一、二四仙
同 香港間	一、一九仙
同 清國間	一、一九仙
同 マカラ間	一、二九仙
同 日本間	一、五〇仙
同 韓國釜山京城仁川間	一、五〇仙
同 韓國右三地外各地間	一、五八仙
同 臺灣間	一、三〇仙

依之見之從來シカゴ、日本間の電信料は一語一弗八十二仙なりしも此太平洋電
 信に由らば三十二仙底減せらることを得たり

第五章 太平洋上に於ける米國の施設 (其二)

本章に於て論せんと欲するは太平洋航海に對する米國の施設之なり
 最近の報に曰く米國大北汽船會社は太平洋の航業主權を占據せん意氣を以て積

載力最も洪大設備最も完全なる大汽船を製造して日本及清國との間に其の航運業を開始し進んでは濠洲及び印度へも之を擴張せんとす其彙に米國東部造船會社に注文したる二大汽船中にミネッタ號の一隻は既に四月十二日を以てニューヨーク船渠に於て進水を了し明年一月一日よりシヤトル港を起點として米國東洋間の航業に従事せしめ尙ほ四月一日を以て其の頃までに竣工すべき第二大汽船を出すべしと確定せり而して其の汽船も此の二隻に止めず事業の進行と共に更に製造し増加せん計畫なりと而してサイエンチフィックアメリカン雜誌の説く所に由れば

ミネッタ號は英國白星線ホワイトスターラインのケドリックケルチック二船を除けば世界第一の大船なり長六百三十呎幅七十三呎裝設部縦長五十六呎吃水三十三呎の時に於て排水量三万三千噸最大吃水三十六呎半の時に於て三万七千噸其の長さとはケルチックケドリック兩號長七百呎幅七十五呎に及ばずと雖も裝設部縦長は之よりも六呎八吋許り長さを以て噸數に於て殆ど相若けり船體は内底より最高甲板に至るまで之を五層に分てり

乗客の積載力は一等船客百五十人二等船客百人三等船客百人最下等船客一千人を容るべく此の外に軍隊一千二百人を搭載するの餘地あれば乗組員三百人を之に加へて都合二千八百五十人を輸送するに足る貨物積載力は二万噸とす石炭庫は四千噸を容れ外に豫備炭庫二千噸あり速度は一万一千馬力を以てして一時間十四節ノットを走る諸般の構造設備多く新工夫を加へて善美を盡し蔚として一大浮城をなし殊に其の二三船艙の如きは鐵道機關車を其の儘に入るとの目的を以て特に之を大にせり

蓋し米國民が近頃銳意熱心に太平洋航海業の擴張を企圖しつゝあるは普く世人の知る所にして嚮にはコリヤ號の如きサイベリヤ號の如き一萬噸の大汽船を購入し今また大北汽船會社が巨資を投じて此姉妹の大汽船を製造せんとす豈に盛ならずや

抑も歐と米とを問はず苟も世界に覇權を掌握せんと欲するものは東洋特に東方亞細亞に於て其鵠慾を逞ふせんとせるは蔽ふべからざる事實なり就中其貿易區域を擴張して東亞に侵進せんと勉むるもの多し宜なる哉門戶開放の聲東亞に盛

なるや、然り而て今ま東方亞細亞の貿易市場を去るの遠近に依て以て之を觀察するに、一千八百六十九年スエズ運河開鑿の後は歐亞の距離短縮し其航海の難易昔日の比にあらずと雖も、之を米國が太平洋を渡りて直に東洋市場に到達するに比すれば、前者の後者に及ばざること喋々辯を要せざる所なり、若し夫れ歐よりスエズ運河を経由して東亞に來らんか、佛國マーセイユより香港迄は七千九百二海里、マニラ迄は七千九百〇六海里、上海迄は八千七百五十八海里、而て横濱迄は九千四百七十六海里なり、然るに桑港より香港迄は六千〇八十七海里、マニラ迄は六千二百五十四海里、上海迄は五千五百五十海里、而て横濱迄は四千五百六十四海里なり、單に距離のみを以て論ぜば、北米太平洋沿岸の諸港が地中海の諸港并に英獨佛白荷に比して地の利多しと雖も、獨り距離の遠近のみを以て其全班を速断すべからざるなり、抑々太平洋航海には其間に石炭貯藏所なく、全航海に必要な石炭は出港の當時悉く之を積み込まざるべからず、果して然らば管に石炭の積載の爲めに貨物の積載の餘地を狹隘ならしむのみならず、又た經費の點に於ても頗る不經濟と謂はざるべからず、之れに反してスエズ運河經由の航海には處々に寄港し以

て其必要なる石炭を採收するを得るの便あるを以て、前者の不利益無し、之れスエズ運河經由に便にして太平洋航海に利ならざる所なりしなり、然るに後船體の製造に鋼鐵を使用するの發明ありて、今や支那と米國間即ち六千海里を全速力を以て航海するに必要な三千噸の石炭を積載して、痛痒を感ぜざる大汽船をも製造し得るに至れり

過去十年間に於ける海運發達史を觀るに、造船術か世界の貿易上に及ぼしたる最大の貢獻は船舶容積の増大に在り、今まロイドの登記を見るに、千八百九十二年には四千噸以上の蒸汽船は總數二百六十六隻、内スチール船は百七十三隻、アイアン船九十三隻なり、而して又千九百年に於ては同上噸數以上のもの八百十二隻にして、内スチール船七百四十三隻、アイアン船六十九隻なり、然るに千八百九十二年には八千噸以上の蒸汽船八隻にして、千九百年には同上噸數以上のもの六十四隻なり、想ふに漸次汽船の容積増大の傾向を有しつゝあるを以て、四千噸以下の汽船が太平洋航海に不適當となるに至るも亦遠き將來にあらざるべしと信ず

更に、スエズ運河經由と太平洋直航とを較ぶるに、歐羅巴諸國はスエズ運河を通過

する毎に運河通過税として平均一噸に付き三圓以上を支拂はざるべからずと云ふ故に歐羅巴諸國が他の航海にして之に代用すべきものを希ふこと大早に雲霓を望むが如し、於是乎太平洋直航に大船巨舶を用ひ運賃を底廉にし、以て運輸の便を圖らば、スエズ運河經由の貨物は轉じて太西洋を越へ北米大陸鐵道に依り、而して之を太平洋航路に吸収することを得るに至らん、況んや運輸日數も亦前者に比して甚だ短きに於てれや、然のみならず、歐羅巴と東洋間の航海汽船多しと雖も、今や歐羅巴より東洋に至るべき郵便物輸送の任に當る能はず、如何となれば、龍動よりも巴里よりも、伯林よりも、ハンブルグよりも、ブレンンよりも、アントワープよりも、ロームよりも、ヴェンナよりも、マニラよりも、東洋に到る郵便物は、スエズ運河を經由せずして皆大西洋を越へ、北米大陸鐵道を経て更に太平洋を渡り、横濱、上海、香港、マニラに至ればなり、即ち歐羅巴の各都市より、スエズ運河を經由して東洋に至らば、少くとも三十二日を要すべし、然るに伯林郵便物は九日にして、巴里郵便物は八日にして、龍動郵便物は七日にして、紐育に達し、紐育、桑港間亦終に四日三時間を経て達することを得、而て若し十七ノットの汽船を以て太平洋を横らば、桑港

上海間も亦十六七日を越へざるべし、故に此時に乘し、此機を制し、以て大に太平洋航海業の經營を擴張するあらは、一は以てスエズ運河經由の貨物を轉じて、以て吸収することを得、一は以て東洋郵便物輸送を壟斷することを得、以て將來太平洋上の航海權を掌握すること昭乎として、明かなり、而して太平洋航海業の過去の歴史を見るに、抑々太平洋航路は千八百六十七年太平洋郵便汽船會社が其定期航海を開きたるを始め、として爾來急速の進歩をなしたるも、猶近年に至るまで太平洋に用ゆる汽船は、太西洋航路若は印度航路に復た用ふべからざる汽船に過ぎざりしなり、此時に當り、先づ此機を制せんと試みたるものは、我日本なり、始めて十七ノット六千噸の大汽船を造り、以て東洋米國間に直接航路を開きたるものは、吾日本郵船會社に非ずや、又た香港、桑港間の航海に始めて十七ノット六千噸の大汽船を作り、以て他の競争汽船會社をして後に、瞠若たらしめたるものは、我東洋汽船會社に非ずや、而て英國は其將來の海運業を慮り、千八百九十二年以來、加奈陀、太平洋會社のエンプレス船に年々補助金を支給せり、然に吾日本郵船會社の汽船は、速力に於て容積に於て優に、加奈陀、太平洋會社のエンプレス船の右に出てたりと云ふ豈に

壯ならずや、然るに爾後銳意擴張の經營なかりしを以て今や吾海運業の好機會は去て他に移らんとせり、即ち見よ太平洋郵便汽船會社は昨年コリヤ號の如きサイベリヤ號の如き一萬噸以上の大汽船を製造したるのみならず、今や又冒頭記載の如き警報に接せり、然のみならず大北汽船會社が米國北方三大鐵道の分身として鉅資を擁し大便利を有し三大鐵道は世界に於いて最も收益ある米國橫斷鐵道中の大線路なるを以て其收益より日々一萬弗を割きて當分汽船事業の損失を償ふも痛痒相感せずと云ふにあらざるや。

要するに之れ太平洋航海上の大革命にして航海業主權の壟斷に最も利便なるものあらん、而して大北汽船會社の此計畫は現時太平洋面に駢立せる六十有餘の定期航海船に最も恐るべき競争者ならずや、想ふに北米合衆國民の精力と熟練と資本とを以てせば如何なる事かならざらん、如何なる業かなし能はざらん、北米合衆國民か太平洋上の航海權を掌握するも亦易々たるのみ、而して彼の活動飛躍や今此如し故に或は恐る將來我太平洋の航海權は我日本の手に落ちずして却て米國民に壟斷せらるるとなきかを知らず、吾國海運當業者並に朝野憂國の士今ま

此の警報に接して果して如何の感懐やある豈に之を雲煙過眼に附すべきものならんや、況んや政治上に經濟上に列強の視線は漸く東洋に集注し太平洋面は其龍拏虎搏の活劇舞臺たらんとするに於てや。

第六章 米國產業界の大勢力

借問す米國經濟上の大勢力とは何ぞや、曰くトラスト組織即ち之なり、米國現大統領ルイゼベルトが近來處々に非トラスト演説をなし盛んに之か匡正策を大聲疾呼しつゝあるは普く世人の知悉する所なり、而してルイゼベルト氏は常に曰く苟もトラストの弊害を論せんと欲せば先づトラストなる語辭の意義如何を定めざるべからずと蓋しトラストなる語辭が漠然たる意義に使用せられ明確に之を解決するもの少きは世の識者の遺憾とする所なり、而て特に政治上の目的を以て之を攻撃非難するものに至りては單にトラストの弊害をのみ大聲疾呼してトラストは果して如何なる意義なりやの問題に對しては明かに解決を與ふるに踟躇するもの、如し。

「デモクラット」の記者、論客のトラストを論ずるや曰く、トラストに二種あり、罪的トラストにあらざると、然りと雖もトラストは果して如何なるものなりやに付ては之が説明をなすもの寥寥として、曉晨の如し然のみならず、如何なるトラストが罪的にして如何なるトラストが罪的ならざるやをも明確に解決するに苦めるもの、如し何ぞ其本末を顛倒せるの甚しきや

彼の有名なる「シヤーマン」非トラスト法律は、トラストを定義して曰く、トラストは産業を管制する爲めの合同なりと、而して民政黨は此定義を以て其トラストの定義なりと解せし時代ありき、然りと雖も若しトラストを以て産業を管制すべき合同なりと解せん乎、彼の職業組合の如きも時ありては其利害の爲めに又は社會の利害の爲めに種々なる方法を以て生産を妨害することなしとせず、故に之れ亦た此定義中に包含さるゝに至り、却て自黨に不利益なる結果を生ずることあるを以て今や民政黨は此定義を探らざるに至れり、又た民政黨が此定義を以て依然トラストの定義となすを好まざる所以は資本家が其定義の不完全なるに乗して巧に

法網を免れ其暴欲を逞ふること依然たるを以てなり、況んや單に合同と稱せばトラスト組織も通常の會社組織も殆んど同一なるに於てをや、之れ獨り民政黨者流のみならず、其他の非トラスト主義と雖も大に苦痛を感ずる所なり、然りと雖も自ら進で完全なる定義を與ふるは頗る至難の事に屬す、故に滔々たる非トラスト主義者は等くトラストなる語辭を曖昧に使用して以て強て之が明確なる定義を與ふることを避けんとするもの、如し

昨年、英國製鐵業協會は米國に於ける製鐵業の狀況調査の爲めに其の視察委員を米國に派遣せり、其歸國するや同協會の書記「スミス」氏は其報告書を公刊せり、先づ米國に於けるトラスト問題を評議し、米國政治家が故意に其意義を曖昧に付し人亦明確なる觀念を有せざることを冷嘲せり、而して更に米國并に歐州に於けるトラストの種類を列擧して曰く

内國市場と外國市場とを問はず、苟も生産と物價とを管制して其競争を制限せしとする産業上の方法は甚だ多しと雖も、廣く世に行はれたるものは左の八となす

- 一、内國と外國とを問はず凡ての契約を管制する方法、例へば二十年前に行はれたる鐵道レール協會の如し
- 二、各製造者が一年中に一定の數量を生産すべきことを定めたる契約、例へば獨逸のコークシンデゲートの如し
- 三、同業者に輸出獎勵金を與へて以て内國に於ける供給超過を防ぐの契約
- 四、生産品の價格を一定し各其販路を分割すべき契約
- 五、業務執行者に關係したる會社又は商店に其利害を委託して之に其決議せし所を代理せしむる方法
- 六、分立したる會社を組織して、トラスト、證券の所有者は其持分に應じて利益を配當さるゝ方法
- 七、通常一個の會社に適用さるべき投票決議のトラスト
- 八、數製造所を有する組織にして新に一會社となれるも分立せし舊時の會社の其れと同一なる法律上の形式を依然保存せるものと要するに、トラスト組織なるものは、大規模に於ける資本の合同なり、更に換言す

れば、内國市場と外國市場とを問はず、苟も生産と物價とを管制して其競争を制限する産業上の組織に外ならざるなり、故に明確に簡潔に、トラスト組織を定義することは素より不可能の事なり、即ちトラストは恰も現代に於て始めて發生したるが如しと雖も、其由來する所は久しくして決して勃然として倏忽の間に振興せしものにあらず、昔時に於ても、トラストなる名義は之あるなしと雖も、實質上に於ては明かに、トラストの存在を認識せずんば、あらざるなり

吾人は史を讀みて十六世紀の初頭に於て已にトラストの存在と其弊害との好適例を見ることを得たり、一千五百二十二年の頃、世界經濟上の激變に由て産業上の合同の起りて大に跋扈跳梁せしことあり、當時獨逸の、ヌルンブルクに於ける議會の委員會に由て公表されたる記録に由れば、其合同組織に對する弊害匡正策を論せるあり曰く

- 一、苟も商業をなすものは會社と個人とを問はず五萬クルテン以上の資本を有せざるべからず、而て又其家族の居宅以外に三個所以上の店舖を所有すべからず

二、彼等は其營業をなすに於て規定の金額より以上を有せざることを自ら官廳に出頭して宣誓せざるべからず

三、彼等の資本は所得に由て増加すべからず、二年毎に決算をなし其所得を分配すべし、而て其結果は之を官廳に報告せざるべからず

四、營業の目的にて高利貸をなすべからず

五、商品を一手に吸集すべからず

六、分立したる會社は其商品貨物を失はんことを恐れて合同すべからず

七、商人は胡椒一〇〇英百片、生姜一〇〇英百斤以上を買込むべからず、香料は五十英百斤以上を買込むべからず、又た之を買込みたる後三ヶ月内は再び買込むべからず

と以上は其記録の全斑にあらざれとも其一斑に由りて大體を窺知するに庶幾らん、(メルフォルベツクス)の獨逸中古社會論附録の一之れ恰も今日のトラストに對する嫌惡と其趣を同くせるものなり、其後二年を経て獨逸に於て激烈なる農民の一撥暴動起り、利息廢止を要請し、更に進て私有財産制を破壊せんことを揚言せり

蓋し合同の弊竇に激して終に茲に至りしならん、要するに是れ資本合同は富有の暴進を恐れて之を防遏せんとせし當時の思想の趨向なるが如し、故に合同なる制度の起りしは獨り今日のみ創始せしものにあらず、其由来や久し、唯トラストなる名義存せざりしのみ、而て今日に至り、特に米國に於てトラストの勢力勃然として振興し、大に世俗の耳目を聳動せし所以は、全く現時經濟上の趨勢と此組織に冠するに、トラストなる名義を以てしたるに、胚胎せずんばあらざるなり

抑トラストなる名義を産業合同組織に使用するに至りしは、一八八二年一月二日スタンダード石油トラストの組織せられたる時即ち之なり、爾後一八八三年、アメリカ綿油トラスト起り、一八八七年蒸餾トラスト成り、一八八七年砂糖トラスト組織さるゝに及び漸くトラストなる名義の使用盛なるに至れり、然り而てトラスト組織をして益熾んならしむるに至りし、經濟上の趨勢は、其理由種々あり、雖も其最も主なるものは生産過剰より來る自殺的の競争を防止せんとの生産者の希望に外ならざるなり、想ふに一度蒸氣機械の發明ありて之を工場に輸入し適用したる以來、頓に其生産力を増進したると同時に、又た著しく労働を節約することを得

たり、然れども一利あれば一害あり、一得あれば一失あり、利害得失は由來天下の理
勞なり、労働の節約は忽にして多數労働者の解備となり、多數労働者の解備は多數
の消費者の消費力を減殺するに至れり、何となれば消費者の多數は労働者なれば
なり、夫れ斯の如く一方には機械輸入と其應用の爲めに生産力を増進し、其生産品
は滾々滔々として際涯を見ざるに反して、他方に於ては其多數の消費者の消費力
を減殺せり、於是乎需用供給の大法則に従ひ、其工業品の價格は頓かに低落して、工
業家は爲めに其販路に向て激烈なる競争をなさざるべからざるの苦境に陥れり
此時に當り之を救済すべき方法は、唯各工業家が打て一丸となり、以て其生産と分
配の管制を劃策經營するの一事あるのみ、之れトラストが長江大河一瀉千里の勢
を以て米國に勃興せし所以ならずや、而て米國が其利源を開拓し、寶藏を啓發して
駸々として其翼を伸し、着々として其歩を進め、今日の富強を來せし所以は全く此
トラスト組織にありと云はざるべからず
今少くトラストの利害を論ぜんに、之を經濟上、社會上、政治上の三方面より觀察す
るを要す、但し餘白少なきを以て簡單に之を述べんと欲す

一、經濟上よりトラストを論ず

トラストと生産 トラストは大仕掛を以て生産す、故に資本の節約、労働の節約は
論なく、原料購入は低廉にして、生産高の大なる利潤の多きは到底個人的會社の及
ぶ所にあらず、曾て一千八百八十八年スタンダート石油トラストのロツクフェラ
ーが揚言せしが如く、トラストの内情は全く之を秘密にして公に發表せず、且世に
傳ふる所も亦虚偽の報告多きを以て、今其眞層を知悉するは頗る困難なりと雖も、
聞くが如くんば、スタンダート石油トラストの如きは最近三年間引續きて毎年九
割四分の利益配當をなし、其金額は九千四百四十一萬五千弗の多きに達せりと云ふ、
又其管理にして適當の方法を得たらんには、其利益の絶大なること、恐くは之に超
越する産業組織は無かるべしトラストの利とし長處となす所は實に此點にあ
り
トラストと物價 トラストは個人會社にして利潤の大なること前述の如し、故に
其生産物の價格は低廉にして、消費者をして大仕掛生産の利益を享受することを得
得せしむるは當然なるが如し、世の論者も多くは之を首肯して、トラストの一利益

と認むるに似たり、然れども、トラストの爲に吾人が果して低廉の生産物を消費し得るや否やは頗る討究を要する所なりと信ず

蓋し、トラストは産業独占の組織なり故に自由競争を杜絶し、生産物の価格は、トラストの専断を以て自由に之を定むることを得、是れに於て乎トラストは其華客を強制し消費者をして却て比較的高價の生産物を購買せしむるの傾向を有するなり、般鑑遠からず、始てイリノイス州の針金、トラストの組織せらるゝや、針金の価格は忽ち騰貴して一噸に付き一弗より五弗に至り、針金釘は一桶に付き十五セントより二十セントに上騰せりと謂ふ、然のみならず其價格の漸く低落せしとするや、一部の工場を閉ち其生産高を減少し以て其生産物價格の低落を防止せしことさへありしにあらざや、故にトラストは必ずしも常に物價を低落せしむと謂ふ能はざるのみならず、往々其独占を怙恃して横暴に流れ、以て消費者を強制して比較的高價の生産を購買せしむるの不利益あり

トラストと労働者、トラストの利潤は巨大なり、故に労働者の賃銀も之に随伴して増加せざる可からざるに事實は却て之に反せり、一九〇〇年七月米國に於ける

トラスト工場の多數は其賃銀を低減せり、ニュカッスルに於ては其一割を減じ、クリヴァランドに於ては三割三分を減じ、殊に甚しきは、アンダーソンにして其労働者の種類に由り一割乃至四割五分を低減せり、是に於て乎フィンドレー、クリヴァランド、サレム、ピヴァーフォールスの諸工場には労働者不平の聲頻りに起り、終に同盟罷工を誘致せりと聞く、又以て、トラストの横暴なる却て労働者をして益悲境に陥らしむる所以を知るに足らん

然のみならず、若し一朝商業不振となり、生産物の需用を減少し、其價格の低落せんとするや、トラストは其價格を維持する爲めに必ずや一時工場を閉鎖し、以て生産の停止をなすに至らん、果して然らん乎、労働者は忽にして其職を失ひ、饑餓に迫り溝壑に倒るゝの悲境に陥らん、之れトラストは独占産業組織なるを以て労働者は他に職を求むるの所なきを以てなり、換言すれば労働者はトラスト一個の利益の爲めに其運命を左右せられ之が犠牲となるの危険ありと謂はざる可らず

トラストと自由競争、自由競争は從來經濟學者が商業上の一大原則となせし所なり、然るに一度此トラストの起るや個人的會社又は個人的生産者は其競争に堪

へずして或は廢業し破産し或は之に合併合同するもの沿々皆然り曾て砂糖トラストが其精製砂糖の價格を低減し或は其他の手段によりて他の競争精製所の勃興を防止せんと欲して其初志を貫く能はざるや、クラウス、スプレックルス及び其他重要なる競争會社と一時の假契約を締結し其資本株二千五百萬弗を増加して以て四個のヒヤデルヒヤ精製所及びバルチモア精製所を一手に買入れたりと謂ふ之れ實に一八九三年一月の事なり夫れ此の如くトラストは種々の手段を以て益々巨人(ジャイアント)となり他に競争者なく自由競争の大原則は終に破壊せられてトラストの發達と共に其跡を湮滅するに至らん之れ一派の社會主義論者が國家獨占ステート、モノポリーの一階梯としてトラストを歓迎する所以なり

二、社會上よりトラストを論ず

トラストは法律蹂躪者なり。トラストは絶大の勢力を有する産業組織なるを以て其勢力を估待して法律を重んぜず之を無視するは自然の勢なり例へば砂糖トラストの如きは外國精製砂糖を除外する特別法の外、毫も他の法律を遵奉することなしと、又スタンダード石油トラストの如きは其帳簿を秘して之を審査委員に

示さず或は其株主に關する報告を拒絶し或は其基本金及精製費の上申をなさざること其幾回なるを知らず殊に千八百九十年の如き人口財産調査法の實施あるに拘らず事を左右に托して之が報告をなさざりし爲めに人口財産調査局は終に之を放任するの止むを得ざるに及べりと謂ふ乃ちトラストを以て一大法律蹂躪者(ニ、グレイト、ロー、ブリーカー)と謂ふも決して過當にあらざるなり

トラストと貧富の懸隔。トラストの利潤は絶大なるを以て同業者は個人なる社會社なるとを問はず皆其競争に敗れ富めるものは益富み貧なるものは益貧に貧富の懸隔を大ならしめ社會の調和を失ひ平和を害すること夥しかるべきは今更吾輩の贅言を要せざる所なり此點はトラストに付き最も關心せざる可らざる所なり

トラストと商業道德及個人の自由。米國商業報知雜誌は曰くトラスト發達の迅速なるや商業道德を傷くるを顧みず人類の自由を重せず剩さへ社會公共の秩序を紊亂すること大なるものありと蓋しトラストは獨占組織にして而も絶大の勢力を有するを以て其横暴を恣にし之等の弊害あるは免る能はざる所なり殊に米

國の如き個人の自由を重ざる國にありては個人の自由を制肘するものなりとて
トラストを惡み之を排斥非難する者あるは又止むを得ざる所なり
三、政治上よりトラストを論ず

トラストは其勢力其利潤の絶大なるを以て若しトラストにして政治上に運動する
あらん乎、所謂買収政界なるものを行ふこと甚容易なり、一千八百九十年のマツ
キンレー法案の如き、一千八百九十四年のウキルソフ法案の如き、一千八百九十七
年のデングレ法案の如き、皆砂糖精製トラストの保護に出で其利益を助長せし
めたるものなるが、翻て其裏面を窺へば寧ろ圖らん之れ皆砂糖精製トラストが買
収政界の結果ならんとは、然のみならず砂糖精製トラストはレバブリック黨多き
州に在りては之に與ふるに政治的寄附金を以てし、デモクラット黨多き州に於て
は又之を誘ふに政治的寄附金を以てし、自ら揚言して曰く吾は寄附金に由りて多
量の保護を得たりと見て茲に至らば誰か思半に過ぎざるの感を懐かざるものあ
らんや、トラストは實に政治を腐敗し墮落し、政治社會に毒水を注ぐ一大魔力を有
すと謂はざる可からずトラストの弊亦惡むべき哉

之を要するにトラストは生産者に於ては絶大の利潤を有するものなりと雖も消
費者を強制し労働者を苦しめ社會の秩序を亂り政治の腐敗墮落を誘致するの危
険ある産業組織なることは深く注意せざる可らず、果して然らばトラストは之を
杜絶禁制すべき乎、否トラストは産業發達上自然に生ずる結果なり、何となれば産
業組織が小規模より大規模に進み小生産より大生産に發達するは蓋し數の免か
れざる所なればなり、況んや生産過剰して消費力減殺し其生産と分配の管制を經
營するの必要あるに於て、ねや故に之を遮斷阻礙す可らざるは論を待たざる所な
り、而して社會主義論者は曰く吾人は國家獨占を以て最良の組織となす、而てトラ
ストは其發達進歩著しく忽にしてトラストは又トラストを合併して更に一大ト
ラストとなり、現時の自由競争組織を破壊して國家獨占到至るの階梯を造るに至
らん、吾人の前途亦多望ならずやと、果して然らばトラストは之を絶對的に獎勵す
べき乎、曰く否國家獨占の最良組織なることは吾輩之を是認せざるにあらずと雖
も、若し今日のまゝに之を放任し置かんか國家獨占到到る迄にトラストが社會に
及ぼす毒害の多きに堪へざるを如何せん、然らば今やトラストを處するの策、如何

第六章 米國産業界の大勢力

亞米利加書箋會社	一九九九年	三九、〇〇〇、〇〇〇弗
亞米利加聯合商人會社	一九〇一年	一五、〇〇〇、〇〇〇弗
大西洋ゴム靴會社	一九〇一年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
ホルデンスコンデンスマイルク會社	一八九九年	二〇、〇〇〇、〇〇〇弗
中央鑄造會社	一八九九年	一八、〇〇〇、〇〇〇弗
シカゴ氣學器會社	一九〇二年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
植民木材及筐箱會社	一九〇二年	一五、〇〇〇、〇〇〇弗
點火及冷凍會社	一九〇一年	一七、〇〇〇、〇〇〇弗
合併烟草會社	一九〇一年	二六二、六八九、二〇〇弗
穀類生産物會社	一九〇二年	八〇、〇〇〇、〇〇〇弗
亞米利加坩堝鋼鐵會社	一九〇〇年	五〇、〇〇〇、〇〇〇弗
東人コダック會社	一九〇一年	一九、七七三、一〇〇弗
亞米利加電氣會社	一八九九年	二〇、三六八、四〇〇弗
電車會社	一八九九年	一八、四七五、〇〇〇弗
フエヤーメント石炭會社	一九〇一年	一八、〇〇〇、〇〇〇弗
總舍密會社	一九八八年	一六、八二一、五〇〇弗

ハルピソニーウオーカー鑄化會社	一九〇二年	二五、七五〇、〇〇〇弗
萬國收獲會社	一九〇二年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇弗
萬國製鹽會社	一九〇一年	三三、〇〇〇、〇〇〇弗
萬國蒸氣唧筒會社	一八九九年	三一、一五〇、〇〇〇弗
シヨンスラングリン製鋼會社	一九〇二年	三〇、〇〇〇、〇〇〇弗
石炭及びコーク會社	一八九九年	三九、四七〇、〇〇〇弗
國民アスファルト會社	一九〇〇年	五五、五六三、〇〇〇弗
國民炭素會社	一八九九年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
國民坳藥及模型會社	一八九九年	二三、八三八、四〇〇弗
國民防火會社	一八九九年	一二、五〇〇、〇〇〇弗
國民砂糖精製會社	一九〇〇年	二〇、〇〇〇、〇〇〇弗
新英紡績會社	一八九九年	一五、五七七、〇〇〇弗
紐育船渠會社	一九〇一年	二八、五八〇、〇〇〇弗
太平鐵器會社	一九〇二年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
ヘンシルバニヤ製網會社	一九〇一年	三四、二五〇、〇〇〇弗
ヒットアルケ醸造會社	一八九九年	二六、〇〇〇、〇〇〇弗

第六章 米國産業界の大勢力

第六章 米國産業界の大勢力

ヒットプルケ石炭會社	一八九九年	五九、七三二、〇〇〇弗
栽培者壓搾器會社	一八九九年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
鋼鐵車會社	一八九九年	三〇、〇〇〇、〇〇〇弗
クエーカーオート會社	一九〇一年	一一、五〇〇、〇〇〇弗
鐵道鋼鐵スプリング會社	一九〇二年	二〇、〇〇〇、〇〇〇弗
共和國鋼鐵會社	一八九九年	四八、二〇四、〇〇〇弗
皇國ペーキンクパウダー會社	一八九九年	二〇、〇〇〇、〇〇〇弗
護謨具製造會社	一八九九年	二六、四一〇、〇一五弗
スロツスセフイールド製鋼會社	一八九九年	一八、二〇〇、〇〇〇弗
スタンダード製造會社	一九〇〇年	一七、二五〇、〇〇〇弗
合併海船會社(大西洋)	一九〇二年	一七〇、〇〇〇、〇〇〇弗
ユニオン製袋及製紙會社	一八九九年	二七、〇〇〇、〇〇〇弗
製筐製板及製紙會社	一九〇二年	三〇、〇〇〇、〇〇〇弗
製銅會社	一九〇二年	五〇、〇〇〇、〇〇〇弗
聯國果實會社	一八九九年	一五、三六九、五〇〇弗
聯合靴機會社	一八九九年	二二、六五六、〇〇〇弗

七四

合衆國石炭鐵管及鋸鋸會社	一八九九年	二五、〇〇〇、〇〇〇弗
合衆國綿絲會社	一九〇一年	一三、一〇〇、〇〇〇弗
合衆國建築會社	一九〇二年	六六、〇〇〇、〇〇〇弗
合衆國精製會社	一九〇一年	一一、八〇八、三〇〇弗
合衆國造船會社	一九〇二年	七一、〇〇〇、〇〇〇弗
合衆國網織會社	一九〇二年	一、三八九、三三九、九五六弗
宇宙烟草會社	一九〇一年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
ヴァーノンニヤ鐵石炭及コーク會社	一九八八年	一八、九七〇、〇〇〇弗
合計		四、三二八、〇〇五、六四六弗

見、來、ら、ば、米、國、に、於、て、ト、ラ、ス、ト、組、織、の、熾、ん、な、る、や、一、驚、を、喫、せ、ざ、ら、ん、と、欲、す、も、得、べ、
 か、ら、さ、る、な、り、米、國、の、富、力、が、年、々、歲、々、駭、々、と、し、て、旭、日、天、に、冲、す、る、の、勢、を、以、て、進、歩、
 發、達、す、る、も、の、豈、に、偶、然、な、ら、ん、や

第七章 米國は果して工業國ならざる乎

嚮、き、に、英、國、前、植、民、大、臣、チ、ェ、ン、バ、ー、レ、ン、が、一、度、其、懷、抱、せ、る、關、稅、政、策、を、發、表、颺、言、す

第七章 米國は果して工業國ならざる乎

七五

るや、其贊否褒貶の聲は紛然雜然として、以て中外論壇の喧囂を惹起せり、此時に當り、チェンバレンは屢次英國下院に於て之を辯解の演説を試み、以て英國現時の産業状態は之を悲觀的に解すべからざる所以を明かにせり、曰く英國は工業品輸出額として優に其牛耳を占握せるは依然として、今猶ほ昔の如し、米國の工業品輸出額は人口一人に付き僅に五弗十仙の割合に過ぎざれども、我英國の工業品輸出額は人口一人に付き殆んど二十五弗六十仙の割合なり、工業國として英國は遙かに米國の上に在りと、果して然らば米國は今猶ほ工業國として牛耳を執ること能はざる乎。

然るに、チェンバレンの關稅政策に反對せる英國新聞雜誌は皆之を冷嘲痛罵して曰く、米國の工業品生産力は、チェンバレンのいへるが如く少小なるものにあらず、米國が工業品を産出するや頗る多大なるものありと、雖其海外に輸出すると少き所以は、畢竟其生産せる生産品を米國內地に於て消費すると大なるが爲めのみ、更に換言すれば、海外に輸出するの餘裕なきが爲めのみ、豈に之を以て工業國爲らずと速断することを得んやと、果して然らば米國は既に工業國として優に世

界に牛耳を占むるを得べき乎、之れ余か茲に討究して以て其黑白を闡明せんと欲する所以なり。

昨年即ち一九〇二年に於ける統計を見るに、英國工業品輸出高の價格は一、〇七六、〇四六、〇〇〇弗の多きに達し、同年に於ける英國全輸出額の百分の七七、九に相當せり、而て獨逸工業品の輸出價格は其次位を占め、實に八二四、〇五一、〇〇〇弗に及び、其三位は佛國にして其價格は五〇八、八〇三、〇〇〇弗なりしなり、然るに米國は同年に於て纔に四〇三、六三一、〇〇〇弗の工業品を輸出し、其額は全輸出高の百分の二九、七に過ぎざりしなり、即ち米國工業品の輸出高は英獨佛に比して最も下位に在りしなり、而て此統計が公然として傳播するや、米國に於ても亦其經濟學者及び論客の注意を惹起して、皆米國は果して未だ工業國たる能はざりし乎との疑問を抱くに至れり、甲は曰く米國は工業國民として明かに歐羅巴諸國に及はざるものなりと、乙は曰く米國は工業品よりも更に多くの食料品及粗製品を輸出せり、故に米國は農業國にして其工業的發達は猶未だ歐羅巴諸國の時期に到達せずと、要するに米國に於てすら多くの經濟學者多くの論客は皆消極的の意見を懐ける

ものゝ如し、然りと雖も試みに英國統計家として其名中外に噴々たるマルホールの著「國民の産業及び其富有」を繕て見よ、今其英獨佛米四國の工業進歩の對照表に依れば各國工業品の輸出高は

	一八六〇年	一八九四年
米國	一九〇七、〇〇〇 ^百	九、四九八、〇〇〇 ^百
獨逸	一九九五、〇〇〇	三、三五七、〇〇〇
佛國	二、〇九二、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
英國	二、八〇八、〇〇〇	二、八〇八、〇〇〇

實に此の如し

若し其れ此對照表に加ふるに其人口頭割の比例を以てせば更に便宜なりしならんも事茲に及ざりしは甚だ遺憾とする所なり、然りと雖も、此欠點は容易に之を補ふことを得ん、即ち右の對照表を基礎として人口頭割額を算出せば一八六〇年に於ける英國工業品生産は其人口一人に付き九十五弗にして同年に於てる米國工業品の生産は一人に付き僅かに五十九弗に越る能はざりしと雖も、一八九四年

即ち三十四年後に於ては其形勢を一變して英國の其れは漸く人別一一〇弗に増進したりと雖も、米國の其れは人別一四〇弗に急進せり、而してマルホールの「國民の産業及富有」なる著は一八九五年の刊行なるを以て同年以後の統計は同著に就て之を知る能はずと雖も、他のオーソリチーとなすべき調査に依れば一九〇〇年に於ける米國工業品の生産額は實に一三、〇三九、二七九、五六六弗の巨額にして、之を人口頭割にせば一七一弗なり、而て同年に於ける米國工業品の生産高は英獨佛四箇國の工業品生産高を合算して始めて之に匹敵することを得、而して人口頭割額に於ても各國中米國の其れを以て最も大なるものとす

猶ほ一九〇三年即ち本年發刊の政治家年鑑に依るに一八九四年以來英國に於ける工業品生産増進の割合は甚だ遅々たるものゝ如し、見よ英國工場に於て年々消費せる粗製綿の分量は一八八九―九一年間に於て年々一、六一八、〇〇〇、〇〇〇磅にして、一八九三―九五年間に於ては唯一、五七六、〇〇〇、〇〇〇磅に過ぎざりしなり、然るに一八九六―九八年の三年間の消費は平均年々一、六六八、〇〇〇、〇〇〇磅に増進し、一八九九―一九〇〇年には一、六七九、〇〇〇、〇〇〇磅に増進し、一九〇二

年には再び一、六三六、〇〇〇、〇〇〇磅に減少せり、而して其羊毛の消費高は一八九六—九八年以來殆ど固定の有様にして六二四、〇〇〇、〇〇〇磅を消費し、一九〇二年に於ける消費高は唯僅かに六三一、〇〇〇、〇〇〇磅に進歩せしに過ぎざりしなり、而して又一八九六—九八年に於て英國工場は二三六、〇〇〇、〇〇〇磅の生蠟を消費したりと雖も、一九〇二年には之れ亦減退して一七一、〇〇〇、〇〇〇磅より多くの蠟を消費する能はざりき、而して英國の熟鐵の産出は一八九七年には、八、八一七、〇〇〇噸なりしも、一八九九年には九、三〇五、〇〇〇噸に増進し、一九〇一年には又更らに七、七六一、〇〇〇、〇〇〇に減退せり

以上列擧の資料に依て想見するに一九〇〇に於ける英國工業品の全産出額に於て恐くは五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗に超へざりしならん、而して之を人口頭割に算出せば殆ど年に一二〇弗に相當せり、然るに米國の工業品生産高は人口頭割に於て一九〇〇年は實に一七一弗の多きに上れり、之に依て之を見れば米國の其工業品を産出すること大にして決して他に譲る所なしと雖も、其國內に於て消費することも亦大なるを知るに足る、即ち英國は其工業品生産高の百分の二十五を海外

に輸出すと雖も、米國は其生産高に於て英國に超過すること百分の三十三なるに係らず、其百分の四以下を輸出するに過ぎずして、其他は悉く之を内地に於て消費するものなり

故に若し其れ一朝米國內に於ける消費力にして阻害せらるゝとあらん乎、米國の生産せる工業品は滔々として海外に横溢し、以つて他の所謂工業國を壓倒するに至るは、煤として火を見るより明なり、彼の徒らに輸出入の統計上に現はれたる数字のみに依て直に斷案を下すは其當を得たるものと云ふべからざるなり、請ふ見よ露國並に印度に於ける實例を、露國の小麥は其輸出多くして露國海外貿易に寄與する所多しと雖も、露國の農民は小麥を食はずして却て黑麵包を食ひつゝあるにあらざや、若し其れ露國農民にして其小麥を以て食料となさんか、露國小麥の輸出は大に一頓挫を來すに至らん、而して又印度に於ても穀物の輸出多しと雖も、印度人は却て之が爲めに屢次飢餓に迫り溝壑に倒るゝもの多きは既に世人の知悉せる所にあらざや、果して然らば統計に現れたる輸出の数字のみを以て工業國なりや將又農業國なりやを斷することを得ず、然りと雖も余は海外輸出を以て重要な

らざるものと信ずるにあらず、唯國民の進歩の程度は主として其生産力の如何にある所以を明かにせしに過ぎざるのみ、多く生産して多く消費する國民は即ち他の國民よりも更に盛榮なる國民といはざるべからず、依之見之ば年々人別一七〇弗の工業品の生産をなし、殆ど其全部を消費する國民は年々人別一二〇弗の工業品の生産をなして其百分の二五を輸出する國民よりも更に大なる工業國民といはざるを得ず、更に換言すれば米國は英國よりも事實に於てより大なる工業國と云はざるを得ず、而して彼のチェンバーレンの所説の如き或は米國一派の學者論客の所論の如きは要するに皮相の見たるに過ぎざるなり、未だ其一を知て其二を知らざる誤論たるを免れざるなり、愚といはざるべからず、迂といはざるべからず。

第八章 經濟上より見たる米國帝國主義

トラスト組織が米國産業界に於ける一大勢力にして今や長江大河一瀉千里の勢を以て滔々として米國産業界を濶歩蹂躪しつゝあるは前章既に詳論せし處なり、

而して最近數年間に於ける米國經濟上の趨勢を遠觀するに、今やトラストに關する輿論公議は稍々其趣を一變せるもの、如しトラストは全滅せざるべからずとは之れ數年前に於ける米國社會の公議輿論なりしにあらざや、然るに今日に至りてはトラストの全滅を唱導するものは唯極端なるデモ政治家の暴論として將に葬り去られんとしつゝあるにあらずや、要するにトラストは近時經濟上の發達に於て必ず免かるべからざる結果なるを以て唯之が監督をなし管制をなすに當り嚴重の法律を制定すべしと云ふに在り、之れ現時米國に於ける上下社會の最も穩健なる論議なり、トラストは近世經濟組織に於て最も經濟的にして、而も最も機宜に適ひたるものなり、トラストより得る利潤は莫大なり、其莫大なるや、殆ど之を測り知るべからざるものありと云ふに非ずや、トラスト發生以來米國經濟界が空前の活氣を馴致したる豈偶然ならんや、果して然らばトラストより收得せる莫大の利潤は如何なる方面に活用せられ、又た如何なる所に向て流出するや、之れ自ら來るべき疑問なりとす。

曰くカーチキー、曰くロツケフェラー、曰くモルガン之等の工業富豪は蓋し現時米

國實業界否な世界の實業界に於ける亞歷山大王なり或は製鐵トラストを作り或は鑛山トラストを經營し或は石油トラストを創造し以て縱横に米國產業界を驅馳し盡さんとしたるのみならず年々歳々トラストより生ずる莫大の利益は積て山をなし今や米國內に過剰充溢せる資本は之を用ゆべく餘地なきに苦めり英雄牌肉の歎は人皆な免れざるべし況や鴟欲歴なきのトラスト王に於てをや即ち滿を引て遞く海外に其武を擴め其翼を伸ばさんと希圖するに至る豈偶然ならんや宜なる哉近來國際的トラストが米國人の頭腦と精力とに由り組織せらるるや然のみならず米國の銀行は借手少なきが爲めに貨幣は其金庫に充溢しつゝあるにあらずや市場の金利は空前の低落をなしつゝあるにあらずや嚮きに英國が南亞戰爭の際其軍費公債五〇〇〇〇〇弗を募集するや其折半の應募をなしたるものは米國にあらずや當に其折半のみならず若し事情にして之を許容するあらば其全額をも一手に應ぜんとせしも亦米國にあらずや其他英國市場に米國資本の侵入の如き支那鐵道經營に米國が其資本を注入せんとしたるが如き若し夫れ米國內地に於て資本放下の機會あり餘地あらば豈に此の如く千險を冒し萬難を排

して遠く海外に邁進するを要せんや

夫れ斯の如く資本は米國々内に充溢せり米國資本家が海外に其放資地を希ひ其事業經營地を求むるや恰も大早に雲霓を望むが如し豈歐洲資本家の其れと同一の論ならんや於是乎米國帝國主義の必要は起れり抑も帝國主義は侵略主義なり領土膨脹主義なり米國に於て帝國主義を贊成し帝國主義を歡迎するものはデモクラット黨にあらざしてレバブリカン黨なりレバブリカン黨は貧民黨にあらざして富者を代表せるの政黨なり更に換言すれば米國に於ける帝國主義の稱道者は資本家に其多數を占むと云はざるべからず果して然らば今日米國に帝國主義熱の盛なる亦毫末の疑を容れざる所也トラストは生産過剰を防がんが爲に起れり然れどもトラストは却て資本の過剰を馴致せり資本の過剰は現時米國の苦める所なり而して此過剰せる資本を海外に流出せしめ其用途を求むるの方法は唯一の帝國主義あるのみ要するに米國トラストの起りしも其帝國主義熱の盛となりしも見來らば經濟上の趨勢に於て萬々已むを得ざる所なりとす

若し夫れ長江大河の滔々として氾濫横溢せんとするや人爲の堤防を以て能く之

を塞壓せんと勉むるは得て望むべからざるなり、識者は却て之を笑はんと欲す、假令一の堤防を築造するも、江河は又他の水路を求めて洋々大海に朝するは、理勢の見易き所なり、資本の過剰は夫れ猶ほ此長江大河の氾濫の如き乎、人力を以て其外出を防止するは、愚と云はざるべからず、否決して能はざる所なり、過剰資本の海外流出にして自然の理勢ならば、其海外に放下地を求め經營地を希ふも、又何ぞ怪むに足らんや、論じ去り論じ來らば、米國帝國主義は經濟上の理由に於ても亦止むを得ざるもの存す、豈に番に政治上の主義のみならんや。

第九章 米國商人の海外侵畧

近時、米國商業上の趨向を見るに、獨り其内地に於て日進月歩の活勢あるのみならず、遠く海外に於ても亦た勇往邁進の姿を以て、侵略に至らざる所なきもの、如し、何ぞ其壯なるや、見よ、ピアポント、モルガンは米國々内に於ける數工場を買收し之を打て一九となし、所謂スチール、トラストを創造し、更に進て汽船トラストを經營し、以て太平洋上の航海權を一手に壟斷せんとしつゝ、あるにあらずや、汽船トラスト

トに由て米國內に過剰せる生産物は最小の費用を以て、遙かに歐洲市場に輸出せられ、米國輸出貿易上に寄與貢獻する所頗る大なるものあらん、又た見よ、ロンドンに於ける米國商人の經營を、英國ロンドンに於ける有數の大保險會社は、米國商人の干繋せるもの甚だ多きは既に顯着なる事實にあらずや、又た米國製のタイブライター（簡易寫字器械）が米國內地に於けるよりも、ロンドン市場に於て却て其價格多大なるものありとは、人の普く承認せる所にあらずや、又起業界に於て、鏘々の聞あるウエスチングハウス會社が英國資本と米國商人の頭腦に依りて成立し、ロンドンに於ける電氣地下鐵道も亦た同じ方法に依て畫策企圖せられんとしつゝ、あるにあらずや、其他米國食料品會社の如き、鑑詰會社の如き、果實會社の如き、ロンドンに於て其支社又は代理店を有するもの多きは實に驚くべき現象にあらずや、夫れ斯の如く、米國商人が長江大河の勢を以て滔々として英國商海に侵進し、着々として其歩武を擴め、徐々として其翼を伸ばせるは、果て何の故ぞや、若其れ英國商海にして、米國商人が以て乘すべきの罅隙あるにあらずんば、如何に米國商人が勇往邁進の氣象に富むと雖も、奚ぞ此の如く盛んに侵進跳梁を恣にするを得んや、抑

々商業なるもの、動機は利益にあり、利益は商業唯一の動機なり、而して最も小なる危険に於て最も大なる利益を得るは之れ商家が唯一のモットー(規箴)となす所ならず、や果して然らば、米國商人が其最愛の郷國を離れ、風濤萬里の大洋を越へて、而して猶ほ且つ事業の經營をなさんとするは其危険の大なるものあらざるに依る乎、抑も又た英國商人と鏑を削りて容易に之に打ち勝つ、の成算ありしに依るか、之れ余が茲に少く討究せんと欲する所なり

今翻て英國商人と米國商人の状態を考査するに英國には自ら英國風なるもの存し、米國には又た米國固有の特色あり、而して双方其顯著なるものを捕捉して相對照するに

一、英國の會社組織は米國の其の如く經濟的にして便宜ならざるものあり、トラスト組織の弊害は暫く之を措きて論ぜずとするも、トラスト組織が經濟的にして而も便宜の組織なることは争ふべからざる事實なり、而して米國は夙に之を採用して今や旭日昇天の勢を以て駸々として雄を産業界に恣にせるに反して、英國は稍此の大勢に遅くれ後に墮若たるものあるが如し、之れ英國が保守的にして

米國が新進の氣象に富めるに職由すと雖も、此一斑に由て以て略々其全豹を窺知することを得ん、即ち英國の會社組織は保守的にして依然變る所少なしと雖も、米國の會社組織は飽迄活氣を帯びて機宜に適せり、米國の會社組織は自由なり、英國の會社組織は窮屈なり、余は後者を擇ばずして寧ろ前者に與せんと欲す

二、英國商人は法規に拘泥し、繁文褥禮に流るゝことありと雖も、米國商人は全く之に反せり

英國商人は法規に拘泥し、繁文褥禮に流るゝこと多きを以て商業家に最も貴重すべき時間と金銭と精力とを濫費すること少なからず、之れ英國商人の缺點にあらずや、米國商人は之に反して機敏と便利と節約を以て其主眼となす、彼のトラスト及びシンヂケートが一個人の意志に依て支配され、最も機敏に最も活潑に其業務を執行しつゝあるは蓋し英國商人の豫想の外なりしならん、之れ米國商人が大に雄飛すべきの資を作りて堂々産業界に濶歩せる所以ならずや

三、米國商品の引渡は英國商品の其れよりも却て迅速なるものあり、曾て英國議會に於て埃及並に印度に使用すべき橋梁其他の据付機械の鐵材を米

國に注文したることに付き、之が質問をなしたる一議員あり、當時其の當局者は之が答辯をなして曰く、其注文が迅速に實行せられ其商品引渡が遲滯すること多からざるを以てなり、豈に他あらんやと、此答辯はたゞく、以て米國商人の敏活と其の實用的なるとを稱して餘あるにあらずや、英國商人が常に米國商人の爲めに一籌を輸さんとす、豈に偶然ならんや

四、英國政府は屢次不良の立法をなし、爲めに産業發達を阻害することあり、見よ英國に於ける電氣事業は英國政府が公衆の危険を保護するを名として老婆的立法をなしたる爲めに、其進歩發達を阻礙して大勢に遅くれしこと殆んど二十年なりと云ふにあらずや、無論此の如き立法の爲めに多少の危険は保護し得しならんも、不必要なる杞憂の爲めに不必要なる豫防の爲めに不必要なる制限の爲めに、却て豫期せざる弊害を醸し、事業の發達進歩を害せしこと亦大なりしと云はざる可からず、此點に關しては米國は却て英國に優ること多しと云はざるべからず、英、米兩國の商人と其商略とを捕捉し來りて相對照せば其逕庭あること此の如し、若し其れ猶ほ駢列し來らば此他にも相違せる點は多々なるべし、豈に一々枚舉に

暇あらんや、然りと雖も、要するに米國商略は飽迄自由の空氣を以て充滿され、英國の商略は稍保守退嬰の風あり、米國商人は活潑なり、自由なり、清新の氣象に富めり、之に反して英國商人は因循なり、姑息なり、敏活の精神に乏し、之れ英國商人が受働的にして米國商人が主働的となり、ヤンキーが旗鼓堂々として太西洋を越へ、以て英國商海に侵進し、懸軍萬里の不利を以てして、猶ほ且つ、ジョンブルと其輸贏を争はんとする所以ならずや、想ひ來らば米國が英國に於ける商業的侵略は年々歳々歩一步其武を擴め、層一層其翼を伸して、終に英國商業市場を振蕩席捲するの時機あらんとす、若し夫れ英國商人にして長へに其酣醉闌夢に耽り、以て其商略を改善する所なくんば、其前途亦岌々として夫れ危ひ哉、米國商人が勇往邁進の姿を以て海外經營に勉むるや、夫れ斯の如くに熾なり、而て翻て東洋の形勢を窺へば、米國が太平洋上に種々の施設をなし、大に飛躍活動の資に供せんとせること、前章既に詳論する所の如し、果して然らば、東洋に國するもの如何ぞ、米國商人の英國市場侵略を以て對岸の火災視することを得んや、

第十章 米國の野蠻行爲

曰くキシネツフに於ける猶太人の虐殺曰く塞耳比亞王國の鮮血革命曰くアルメ
ニヤの暴擧曰くブルガリアの殘戮曰く米國の黑人種燒殺近來歐米諸國に於て其
蠻的行爲を耳にするもの何ぞ續紛たるや彼等は自ら稱して文明國と謂ひ或は基
督教國と稱す然れども其警察は以て秩序を維持するに足らざるか其宗教は以て
何等の感化をも與へざりしか其教育は以て何等の貢獻をもなし能はざりしか人
智未だ啓發せず文化未だ普及せざる野蠻朦昧の時代にありては這般の醒風血雨
を見るも毫末も疑を容れざる所なりと雖も二十世紀文明の今日に於て列國環視
の中に於て而も白日青天の下に於て猶ほ且つ公然として此酸鼻の悲劇を演す豈
に咄々怪事と云はざるを得んや然り而て露西亞塞耳比亞アルメニヤブルガリは
文明國なりと稱すと雖も之を先進文明の諸國に比すれば二等級若くは三等級の
文明國たるを免れず故に多少寛容するの點なきにあらざるも彼の自由平等を以
て其建國の標榜となし平和博愛を以て其旗幟とせる北米合衆國にして猶ほ且つ

此の如き否な之に優るも劣ることなき黑人種燒殺の如き大々的野蠻行爲あるに
至りては吾人は宜く鼓を鳴して其非を攻めすんばあらざるなり

嚮きに米國か非理賓島の征討をなすや其軍人兵士は殺戮を恣にし無辜を壓殺し
或は火を放て住民を苦め剩へウオターキニア(水責の刑)を以て其土人の秘密
を探知せんと試みたるか如き之れ米國文明の汚點として近世戦争史上の大醜事
として今尙ほ吾人の記憶に存す所ならずや然れとも事已に過去に屬するを以て
今暫く措きて論せずとするも今日猶ほ續々として頻に耳にするのみならず漸次
に米國に瀰漫せんとしつゝある蠻的行爲即ち黑人燒殺の非行に至りては之を人
道の立場より見るも之を文明の立場より見るも決して雲煙過雁に付し去る能は
ざるものあり

黑人種燒殺の私刑は之を呼てリンチ法と云ふ想ふにリンチ法は大々的野蠻の一
弊習なるのみ犯罪者に酬ゆるには自ら法律の制裁あり之を執行するには自ら適
法の機關あり然に一の犯罪者あり若くは一の犯罪嫌疑者あるに當りて未だ法律
上の職權あるにあらず未だ適法の手續を経たるにあらずして徒らに個人又は個

人の團體集合の專斷を以て私に之を絞殺し或は燒殺して、以て犯罪者又は犯罪嫌疑者を所罰するもの即ち之れリンチ法なり、或は云ふ之れ十七世紀に於て、ヴァージニヤ州に一の農夫あり、其名をリンチと稱す、リンチ偶々或暴行者を捕へて自ら之を樹上に釣り上げ、法官警察官の到るを俟たずして、之を絞殺せるに濫觴せりと夫或は然らん、然れども今やリンチ法の被執行者は主として黑人種にして、其方法も絞殺にあらすして多くは燒殺なるか如し、何ぞ其殘虐の甚しきや、統計の語る所に由れば米國に於てリンチ法を執行するや、一八八四年以來毎年平均百五十七人の多きに達せり、四十五州の中三十九州は皆な此の蠻的行爲に與りたるものにして、而て未だ一回も執行したることなきものは唯僅かにマサツチュセツツ、ニューハンプンシャイヤ、ヴェルモント、ロードアイランド、デルウエヤ、及びユータの諸州に過ぎざるのみ、而て一昨年の統計に由ればリンチ法に處せられたる人種別は實に左の如し

黑人種 一二二人、 白人種 三二人、 インヂアン 五人

故にリンチ法を以て黑人種に對する私刑なりと稱するも亦偶然にあらざるなり

蓋し此のリンチ法なるものは北米合衆國獨特の蠻的行爲にして、歐羅巴諸國に於ては未だ曾て之を聞かざるなり、獨り歐羅巴諸國のみならず、亞米利加大陸中にて、南亞米利加、中央亞米利加に、之を見ることなくして、北米中にて、加奈陀に之れ無くして、唯合衆國に於てのみ見ることを得る現象なりとす、豈に奇ならずや、要するに文明國中最も人權を重し、最も自由を愛し、最も多く博愛を唱へ、而て人類平等を標榜とする北米合衆國にして、此の如く殘忍なる蠻行をなし、此の如き厭惡すべき醜行を演ずるは、殆んと人の想像する能はざる所なるべし、實に驚くべきの至りならずや、然り而て此リンチ法の原因を考察するに、蓋し二あり

第一、黑人種の不正不法行爲

第二、黑白兩人種相異の偏見

米國市民のリンチ法たるや、蠻は即ち蠻なり、非は即ち非なりと雖も、若夫れ黑人種にして不正の行爲なく、不法の行爲なくんば、如何ぞ此醜行汚爲を挑發するを得んや、或は黑人種か白人種に危害を加へ、或は黑人種の暴漢か白人婦女の節操を侵すが如き非爲亂行あればこそ、即ち此リンチ法の執行をも馴致したるなり、果して然

らは黒人種自身も亦大に内に観る所なからざるへからざるや、素より論なき所なり、然れども米國人か之に酬ゆるや、亦餘りに殘忍苛酷にして、法律を無視し、却て悻悻、理悻徳の甚しきものあるは又蔽ふべからざる事實なり、要するに之れ米國人か黒人種を以て劣等の人種となし、殆んど其眼中に置かざるに、胚胎するものにして、人種上の偏見所謂レイシアルプレジユチズは其大原因なりと云はざるへからず、抑々犯罪あれば茲に法律の制裁あり、又其制裁を執行すへき適法の手段あり、然るに適法の手段に由らず、法律の制裁を待たずして、恣に破格の私的制裁を加ふるのみならず、却て殘虐酷忍にして、堂々たる文明國のなすを恥つべき蠻的行爲を敢てして、毫も顧慮する所なきもの、如し、之れ吾人か北米合衆國の爲めに大に遺憾とする所なり

之を辯するものは曰く、此リンチ法なる者は専ら合衆國南部地方の諸州に行はるゝものにして、北方諸州は與り知らざる所なり、故に之を以て米國民一般を責むるは過酷と云はざるへからずと、素よりリンチ法は合衆國の南部諸州に行はるゝ蠻行なりと雖も、合衆國々民にして輿論を喚起し公議に訴へて以て之を制禁驅除す

るの力なくんは、其結果に於ては之を袖手傍觀せしものと何の擇ふ所あらんや、偶々以て米國民の人道正義の標準高からざるを證するものにあらずや、然のみならず、北部地方に於ても、絶對的にリンチ法の執行なしと云ふべからず、嚮の統計に由れば、一昨年リンチ法執行回数百六十六の中、南部地方は百四十六回なりと雖も、北部地方も亦二十回の執行ありしと云に、あらずや、況んや合衆國五十四州中三十九州は皆な已に此蠻行に感染されつゝあるに於てを、や、新聞紙の論說時に、此惡風を激論せしものなきに、非ず、牧師の説教屢々、此の蠻風を痛罵せしものなきにあらず、然れども大聲俚裡に入り難く、其事實上に於ける反響は頗る微々として見るべきものなかりしにあらずや、先年伊太利駐米公使は、此リンチ法に關し、一篇の抗議をなし、其非正義非人道なることを訴へしことありしも、今や曖昧模稜の中に没却されて、秋毫も其効驗なかりしにあらずや

曰くサウスカロリナの州會は法律を制定し、リンチ法執行者に對しては二、〇〇〇弗以下の損害金を負擔せしめたりと、曰くヴァージニア州知事は其州會に教書を送り、リンチ法執行者には一〇、〇〇〇弗以下の償金を州の會計部に上納せしめ

之を以て公立學校の費用に充當せんとの議を提出せりと、又た曰くメリッラン
ド、チオルヂニヤ州の知事も亦同一の建議をなせりと、法律の力を借りて此蠻行を
矯めんとす、其目的は大に可なりと雖も、リンチ法の執行者は皆無資産無頼の彌次
馬連なり、故に之等に財産上の苦痛を加へて改善を促さんと欲するも、其實効は甚
た少しと云はさるへからず、即ち此法律頒布後の状態を見れば果して其實行に於
て三文の價值をも見る能はざりしにあらすや、是に於て乎、サウスカロリナは更に
一新法を制定せり、曰く其當局官吏は直に黒人犯罪者を捉へて之を獄中に嚴監し
決して暴徒の毒手に觸れしむべからず、若夫れ暴徒に奪去せれてリンチ法を行は
しむるものあらは其過失懈怠の答責として輕罪の刑に處すべしと、而してテキサ
ス州會も亦同一の法律を制定し、フロリダ、ヴァージニア、チオルヂニヤの諸州相繼
みて、之を採用せりと云ふ然りと雖も、黒人種犯罪者か暴徒の爲めに奪去されて、リ
ンチ法の執行を受けたることは屢々耳にする所なれとも、監督官吏か之れか答責
として處刑されたりとの消息は未だ曾て之を聞かざるにあらすや、而て其後制裁
を更に嚴にしてリンチ法執行者は必ず之を死刑若くは終身禁獄に處すべしとの

立法を爲すに至り、ヴァージニヤ州は立ろに之を採用して鋭意熱心に之か矯正に
従事せしと雖も、法官は此嚴法を行ふに躊躇逡巡して最近四年間に於てリンチ法
執行者は九十五人なるに反し、其死刑の宣告を受けたるものは僅かに四人に過ぎ
ざりしと云ふにあらすや

米國に蠻風の壯んに行はるゝや、新聞紙の議論此の如くに、反響なく、牧師の説教、此
の如くに微かなり、然のみならず、吾人の最も敬重せざるへからざる法律の制裁に
して猶ほ且つ其効驗なきこと此の如くに大なり、果して然らば米國の蠻的行爲は
所謂病膏骨に入るものにして、米國が此汚點を去り、此蠻風を脱却するや、前途猶ほ
遼遠と云はさるへからず

米國獨立の宣告に曰く、人類は生れて皆自由平等なりと、而て黒人種も亦人類な
らすや、果して然らば、黒人種も亦自由にして平等ならざる可らざるや、米國民と異
る所なし、然るに唯區々たる一片の種族的偏見により、彼等を遇すること此の如く
に殘酷無情なり、之果して自由平等を以て標榜となす、米國の本旨たりと云ふを得
へきや、然のみならず、米國民は彼の露國、キシネツフニ於る猶太人の虐殺を聞くや、

其非正義非人道を見て憤然措く能はず大に國論を喚起して終に大統領ルイゼベ
ルト國務卿ヘイをして其請願書を露國皇帝に捧呈せしめたるに非ずや然るに願
みて米國國情を見れば其國內に於て黑人種を遇すること此の如くに酷薄殘忍を
極む苟も米國たるもの内に顧て疚しき所なきか

自由平等は由來米國の旗幟なり正義人道は米國の勳言なり然るに驟て一度其裏
面を窺へは却て不自由不平等の空氣を以て充滿し非正義非人道の跡歴々として
掩ふへからず之れ羊頭を掲げて狗肉を鬻ぐものにあらずして何ぞや吾人は米國
々民の鐵面厚顏に一驚を喫せざらんと欲するも豈に其れ得へけんや

第十一章 米國に於ける海外移民

由來樂天主義は合衆國民の特色にして吞氣主義は又た合衆國民の弊習なり人或
は曰はん之れ偶々大陸國民の胸量襟度の浩大を表彰せるものなりと然れども余
は却て其愚と其迂とを憫笑せずんばあらざるなり見よ神は小兒を保護し庸愚を
保護し而て合衆國を保護すとは之れ合衆國民か祖先傳來の信仰にあらずや又た

合衆國民は地球上に於ける最上の國民にして神は特に合衆國民に幸し其旺盛を
誓言せるもの如しとは之れ合衆國民が行往坐臥に懷抱せる夢想にあらずや若
夫れ合衆國民にして合衆國の將來を思ひ其百年の後を憂ふるもの果して幾人か
ある素より極端の悲觀主義過度の厭世主義は百害ありて一利なく須らく之を排
擠せざるべからずと雖も極端の樂天主義過度の吞氣主義も亦迂愚なりと云はざ
るを得んや滑稽なりと云はざるを得んや

想ふに北米合衆國は新約の地なるか如し或は愛蘭土より或は獨逸より或はスカ
ンデナヴィアより或は濠洲より或は東洋阿非利加より其の外來の移民は滔々と
して長江大河の勢を以て浸進し恰も昔時ゴッス及びヴァンダルの北歐蠻族が南
方に向て其侵略を逞くし而て羅馬に流溢氾濫せしに髣髴たるものあり今最近の
統計を採りて一九〇二年と一九〇三年の兩會計年度に於ける移民の比較を見る
に

國名	一九〇二年	一九〇三年	増加數
埃多利匈我利	一七二、九八九人	二〇六、〇一一人	三四、〇三二人

白耳義	二、五七七	三、四五〇	八七三
典馬克	五、六六〇	七、一五八	一、四九八
佛蘭西	三、二一七	五、五七八	二、四六一
獨逸帝國	二八、三〇四	四〇、〇八六	一一、七八二
希臘	八、一〇四	一四、〇九〇	五、九八六
伊太利	一七八、三七六	二三〇、六三二	五三、二四七
チザランダ	二、二八四	三、九九八	一、七二四
諾威	一七、四八四	二四、四六一	六、九七七
葡萄牙	五、三〇七	九、三二七	四、〇一〇
ルーマニア	七、一九六	九、三二〇	二、二一四
魯國及芬蘭	一〇七、三四七	一三六、〇九三	二八、七四六
塞比亞及ブルガリア	八五一	一、七六一	九一〇
西班牙	九七五	二、〇八〇	一、一〇五
瑞典	三〇、八九四	四六、〇三八	一五、一三四

スウツルランド	二、三四四	三、九八三	一、六三九
歐洲土耳其	一八七	一、五二九	一、三四二
英具蘭土	一三、五七五	二六、二一九	一、二六四
愛蘭土	二九、一三八	三五、三二〇	六、一七二
蘇格蘭土	二、五六〇	六、一四三	三、五八三
威流斯	七六三	一、二七五	五二二
支那	一、六四九	二、二〇九	五、六〇〇
日本	一四、二七〇	一九、九六八	五、六九八
亞細亞土耳其	六、二二三	七、二一八	八九五
濠洲及新義蘭土	三八四	一、一五〇	七六六
英領加奈陀	六三六	一、〇五八	四三二
南亞米利加	三三七	五八九	二五二
西印度諸島	四、七一一	八、一七〇	三、四五九

其外來移民數は實に此の如し、然れども此統計表の數字は獨り合衆國本土の移民

のみならず合衆國領土内に於ける凡ての移民を含有せるものなり即ち日本の米土移民數は一四、二七〇及び一九、九六八人とあれども之の内には布哇に移住せるもの多數を占むるを以て合衆國本土に移民せる日本人の數は遙かに少數なるが如き其一例なり之れ余が特に讀者の注意を請はんと欲する所なり而して更に過去世紀中の最近二十五年間の統計を見るに

會計年度	移民の數	會計年度	移民の數
一九〇三年	八五七、〇四六	一八九〇年	四五五、三〇二
一九〇二年	六四八、七四三	一八八九年	四四四、四二七
一九〇一年	四八七、九一八	一八八八年	五四六、八八九
一九〇〇年	四四八、五七二	一八八七年	四九〇、一〇九
一八九九年	三二一、七一五	一八八六年	三三四、二〇三
一八九八年	二二九、二九九	一八八五年	三九五、三四六
一八九七年	二二〇、八三三	一八八四年	五一八、五九二
一八九六年	三四三、二六七	一八八三年	六〇三、三三三

一八九五年	二七九、九四八	一八八二年	七八八、九九二
一八九四年	三二四、四六七	一八八一年	六六九、四三一
一八九三年	五〇二、九一三	一八八〇年	四五七、二五七
一八九二年	六二二、〇八四	一八七九年	一七七、八二六
一八九一年	五六〇、三一九	一八七八年	一三八、四六九

合衆國の外來移民の數は年々歳一瀉千里の活勢を以て浸襲し來れるのみならず其増加の割合も亦甚だ急速なるものあり豈に驚くべきの現象ならずや然り而して今、合衆國外來移民の盛なる理由を討究するに其主要なるもの三あり何ぞや曰く合衆國に移民を吸引すべき大勢力あること其一なり合衆國以外の諸國に於て國民を國外に移住せしむべき排撥力あること其二なり而て軌近交通の便開けて旅行をなすに容易なることは即ち其三なりとす

第一 合衆國に外來移民を吸引すべき大勢力あること

抑合衆國建設の由來を考察するに一七八三年九月三日の巴里條約に由り始めて獨立戰爭の目的を達し、八二七、八四四平方哩の領土を得て其國基を作り、一八〇三

一八〇五年の間に於てルイジアナを佛蘭西より買収し、オレゴンに殖民して一七一九三一方哩の土地を獲得し、一八一九年フロリダを買収に依て五九、二六八平方哩を得、一八四五年テキサスより三七六、一六三平方哩を得、更に進て一八五三年第一メキシコ割讓にて五四五、七五三平方哩を獲得せり、之れ合衆國本土領地(アラスカ領及島嶼領地を除きたるもの)の膨脹梗概なり、故に合衆國は新開の幼稚國にして未だ開墾せざるの土地多く、事業經營の機會少なからざるは素より喋論を要せざる所なり、況や土地は饒沃にして五穀豊かに山林は濃に繁茂して木材に富み金あり銀あり鐵あり石炭ありて其富源は滾々として無盡の寶藏たるに於てをや、乃ち歐洲に稠密せる人口を誘て合衆國に移民すべく、吸引せしもの豈に偶然ならんや、特に歐洲諸國の農民を吸引せし有力なる原因は土地所有の機會を得べき希望即ち之なり、蓋し英具蘭に在ては土地所有者は僅かに二十人中に一人あるのみ、蘇格蘭土は二十五人中に一人、愛蘭土は七十九人中に一人の割合にして大英國中に於ける土地所有者の多數は各一エーカー以下を所有するに過ぎず、而して大英國の五分の三は一千エーカー以上を所有する地主の掌中に歸せりと、之れ大英百

科字彙の吾人に語る所ならずや、果して然らば如何に大英國に於て土地所有の機會僅少なるかを知るに足らん、而て一般國民の土地の所有を得べき機會の僅少なるは獨り大英國のみならず、歐洲到る處、滔々として皆な然らざるはなし、然るに翻て合衆國の状態を見るに、未開墾の土地多くして所有權を設定すべき餘地甚だ多大なるものあり、然のみならず、マルホルの統計に依れば、一八七〇—一八八〇年、新き統計なきは遺憾とする所なれども、假に之に依て以て立論す、年々歳々消費さるゝ食料品の平均人別數量は歐洲諸國の住民に比して、合衆國住民は遙に幸福なる境遇にあるを見る、即ち該統計表に依れば

	穀物	肉類	穀物	肉類
佛蘭西	二四、〇二	八一、八八	埃多利	一三、五七
獨逸	二三、七一	八四、五一	瑞典及諾威	一一、〇五
白耳義	二二、八四	五七、一〇	伊太利	九、六二
大英國	二〇、〇二	二九、一〇		
露西亞	一七、九七	五四、〇五	歐洲平均	一七、六六

西班牙

一七、六八

二五、〇四

合衆國

四〇、六六

一一〇、〇〇

然り而て猶ほ聞く所に由ればブラッシャの人口二分の一以上は一家族に付き平均一年間僅かに一〇五弗の收入にて生活せりと云ふ、何ぞ其貧乏なるや、果して然らば歐洲人か合衆國に向て垂涎三尺、常に其移住を希望して止まざるもの決て故なきにあらざるなり、特に東洋諸國に於ては文華未だ進歩せず、産業の振興見るべきものなく、國民生活の程度亦甚だ低きを以て、労働の賃銀亦大に低廉なり、然るに合衆國は新開の地なるの故を以て、労働者乏欠せるのみならず、白人労働者は其生活程度低からざるに依り、其賃金又た不廉なり、之れ獨り歐洲人のみならず、東洋人も亦滔々群をなして、合衆國に渡航移住する所以ならずや、而て嚮きに移住せし外來者は合衆國に於て多少の成功すべき機會を實驗するや、直に其親族知友の郷國にあるものに説くに、渡米の利を以てして、大に之を勧誘するを以て、愈々之が廣告をなすに等しと云はざるべからず、之れ合衆國移民が幾何級數の比例を以て長足の増進をなす原因なりと信す

第二、合衆國以外の諸國に於て、其國民を海外に移住せしむべき反撥力を有

すること

合衆國以外の諸國に於ける社會上并に政治上の状態は、之等の國民をして、合衆國に移住せしむる一大原因なりとす、以下各國に就て逐次に其梗概を序説せんと欲す

佛蘭西[△] 佛蘭西國民が浮華輕佻にして佛蘭西國內に内亂内訌の多きは普く人の承認せる所なり、佛蘭西大革命ありて以來も其紛争鬪闘は絶ゆるの時なく、二十年間を繼續せる治世を見しもの殆ど稀有の事なりしに、あらずや、佛國民が常に戦々競々として不安の心を懷き、紛糾繚亂せる佛國政治に嫌焉たらざるもの滔々皆な然り、之れ佛國內の人口増加せずして却て減退せるものあるに係らず、佛國民が絡繹として其本國の羈絆を脱し、遠く大西洋萬里の波濤を越へて合衆國に渡航移住を希圖する所以ならずんば、あらず

獨逸[△] 一千八百四十八年の革命は獨逸人種が自由を愛し、民權を重するの精神を發揮したるの好機會なりしなり、夫れ此の如く獨逸國民が自由を欲し、民權を重せるものあるに係らず、獨逸政府が却て壓制專横の措置多く、國民の不平怨嗟の聲盛

なるは之亦顯著なる事實ならずや然るに翻て天の一方を望めば自由の空氣充滿して自由の樂園なりと稱せらるゝ北米合衆國あり、之れ獨逸國民が一瀉千里の勢を以て滔々として合衆國に移住するの一原因なりとす、況や獨逸國內の人口は年々歳々驚くべき速力を以て増進し、一八七〇年より一八九〇年の間には無慮九六一〇、〇〇〇人即ち年に四八五、〇〇〇人の割合を以て増加し、最近十年間には六九一五、五四四人即ち年々六九一、六五四人の割合を以て増加し、而て今年々八十萬人の割合を以て増加せりと云ふに於てをや、獨逸帝國議會某議員は曾て云へるあり曰く獨逸國民は唯一の欲望を有す——渡米するに充分なる旅費を獲得するこゝと是なり、と稍奇矯に失するものありと雖も又以て其大勢を窺知するに庶幾からん

埃太利^{△△} 埃國には無政府主義者、社會主義黨の過激なるものありて同國內を攪亂せしこと少なからず、是に於てか埃國政府は其將來を憂心苦慮して、國內に戒嚴令を公布したること一再にして止らず、故に埃國民にして埃國政府と其政見を異にし埃國政府の統治に嫌焉たらざるものは皆な脱れて海外に放浪せんと欲す、而し

て合衆國は人權を重し自由を庇護する國土なりと傳聞す、之れ埃國よりも合衆國に移民者多き原因なりとす

伊太利^{△△} 伊國民は葡萄牙を除外せば歐洲中に於ける最も貧苦の悲境に生活せる國民なり、特に伊國の租税は苛酷にして其負擔甚た重く、國民所得の百分の三十一は租税として其囊中より剝奪さるゝと云ふ、故に數年前伊國の小地主として其重税を納付する能はざりしが爲めに其土地の所有權を失墜せしもの六萬人以上ありしにあらざや、然のみならず伊國は其財政紊亂して其困難なりしを以て、益々其租税を増徴し、其賦課を重からしむる傾向あり、夫れ此の如く一方に於て租税負擔の重くして堪へ難きものあるに反して、他の一方に於ては其人口亦迅速に増進しつゝあるを以て、伊國々民が海外に移住を志し新開の合衆國を慕ふも亦燎として觀易き道理ならずや

魯西亞^{△△} 魯西亞國の専制にして苟も自由を愛し人權を重するものゝ永住すを嫌はざるは今更喋々論ずるを要せざるなり、獨り政治上に於て専制なるのみならず或は宗教の相異よりして無辜の國民を虐遇し、或は人種の同じからざるよりして

善良の住民を殺戮するが如き、咄々怪事は魯國內の常觀にして、人民の不平不懣の聲は絶るの時なかるべし、然のみならず、下には或は虚無黨あり、或は無政府黨あり、或は急激なる社會黨あり、而て上には歴制なる露西亞皇帝あり、頑迷不稽の貴族ありて、紛糾繚亂内訌の多き、恐くは地球上に於て魯西亞の右に出る者なかるべし、之魯國民も亦海外移住を希望して、永く故國に繫留するを好ざる、所以ならずや、大英國、大英國内に於ても其住民の不平不懣を抱けるもの少なからず、既に數十年の昔に於て有名の經濟學者フオーセット博士は其著經濟概論中に英國に於ける地方財政は年々膨脹して中央財政の其れに超越すること大ならんとせりと論及せり、例へばリッヅァーブル市の如きは一八四一年一人の地方財政負擔二弗にして一八八五年には九弗に増加し、昨年は十二弗の多きに及べり、之れ唯だ一市の例證に過ぎずと雖も、其一般の趨勢を窺知するに足る、而て此狀態は依然として繼續せるのみならず益膨脹せんとせり、故に英國の地方住民が其現税の負擔の少なからざるに困めるは燎として火を視るより明かなり、識者或は曰く遠からずして英國社會にも革命の聲を聞くに至らんと、夫れ或は然らん乎、而て特に愛蘭土に於

ては地主と小作人との間に於ける反目疾視は年々歳々英國政海に一波瀾を惹起し、現に本年の議會に於ても愛蘭土地買収法案が其大問題たりしは既に人の普く認知せる所ならずや、要するに英國に於ける社會上政治上の紛糾扞格は又其海外移住を馴致するの大原因ならずんばならず、然のみならず全歐洲を通じて海外移住を促がす一原因あり、何ぞや曰く歐洲諸國に於ける徵兵制度是なり、今其梗概を述べれば

獨逸は七年の制度にして現役三年なり

佛蘭西は九年の制度にして現役五年なり

埃多利は十年の制度にして現役三年なり

魯西亞は十五年の制度にして現役六年なり

其他の諸國亦大凡之に類す、而て徵兵は素と國民奉公の義務にして苟も國民たるものは必ずや進て服役せざるべからざるものなりと雖も、人生中最も血氣精銳にして大になすあるの時機を以て、曲げて不生産的殺人術の犠牲となすは普く人の嫌焉たらざる所なり、故に或は之を以て血税なりと云ひ、或は人類生命の盜賊なり

と稱して之を忌避せんとするものあるは決して故なきにあらざるなり而て之を忌避する最上の方策は海外移住即ち之也於て是乎歐洲に於ける徴兵制度は海外移住の一原因なりと云ふも決して過當の言にあらざるを信ず

然り而て以上序説せし合衆國以外の諸國に於て其國民を海外に移住せしむべき反撥力を簡単に畧言すれば

- 一、政治上社會上の組織に不平不満多きこと
- 二、宗教上の軋轢より來る虐遇多きこと
- 三、人種相異の偏見より來る扞格紛糾多きこと
- 四、租税の負擔重大にして堪へ難きものあること
- 五、徴兵制度嚴酷なる爲めに之を忌避せんとすること
- 六、人口増加の迅速なること
- 七、富源少くして生活に困難なること

の如き即ち是なり而して之等の反撥力は獨り白人種西洋國民に作用するのみならず東洋國民にも亦作用して其合衆國移住を促進す即ち支那人が清國の政治上

社會上の組織に憚焉たらずして亡命の徒輩が渡來するが如き或は基督教を奉信せる支那人が虐遇されて其苦境を脱せん爲に遠く合衆國に信教の自由を求めんとするが如き或は支那租税制度の苛酷にして堪へ難きを避けんが爲めに海外に移住するか如き或は日本人が人口増加の爲めに海外に移住すべく餘儀なくさるゝが如き或は日本人が徴兵を忌避せんが爲めに遠く海外に移住するが如き吾人は吾國民として此の如き不徳義漢あるを遺憾とすと雖も事實上此の如きものあるを如何せん然れども幸にして其數は甚だ僅少なりとす然れども東洋人移住の大原因が合衆國に於ける勞働賃金の不廉なるに在るは既に讀者の知悉する所なるべし故に支那人日本人の移民者にして海外に永住するもの少く一時的の出稼に止まるもの多きは全く之が爲めなりと云はざるを得ず

第三、輓近交通の便開けて海外移住をなすに容易なること

輓近歐洲に於ける鐵道の延長敷設は甚だ著しきものあり一八七〇年より一八八〇年の間には三九八五七哩を延長し一八八〇年より一八九〇年の間には五八五七八哩を延長し一八九〇年より一九〇〇年の間には七〇〇〇餘哩を敷設し歐

洲内地に於ける住民をして沿岸地方に到達するに最も適當ならしめたり然のみならず、大西洋航海も亦年々改善し發達し進歩して所謂嫌惡されたる大洋航海も年を追ふてより容易により速かに而て又たより低廉となるに及び例へは一八二五年歐洲より合衆國に到る最低運賃は殆んど一〇〇弗以上を要せしと雖も、今や歐洲諸國海港より紐育に到る運賃は又二〇弗の安さに及び猶甚だしきに至りては、リッヅァーブルより紐育迄僅かに八弗を以て航海し得ると云ふ、何ぞ其運賃の低廉なるや、之等の事由は歐洲より日夜に合衆國の自由を羨慕し、合衆國の富源に垂涎せるもの、一大好機會ならずや、東洋諸國に於ても亦之と其趣を同ぶせるものあり、由來太平洋航海の汽船は其數甚多からざりしと雖も、年々其隻數を増加しつゝあるのみならず、最初は纔かに三〇〇噸四〇〇噸の小汽船のみなりしも、後六〇〇噸のものを見るに至り、今や一〇〇〇噸以上の汽船の往來するものあるに至れり、何ぞ其盛なるや

夫れ此の如く旅行の便あり、運賃の廉なるあり、乃ち每船便或は歐洲よりも或は東洋よりも或は南洋よりも移民を載せ來るもの滔々大河の氾濫横溢に勢歸たるも

のある豈に偶然ならんや、而して猶讀者の注意を要すべきは、労働を節約すべき機械の發期が益々合衆國外來の移住者を増加せしこと、是なり、労働を節約すべき機械の發明が合衆國移住者に影響せりとは甚た奇怪の論なるが如きも、少く討究するあらば決して其失當にあらざるを知らん

蓋人類の労働を要する所には、何れの處を問はず、蒸汽其他の機械類を輸入し、諸般の工業諸種の農業に應用さるゝことの大なるは、現時世界の趨勢なり、而て合衆國は、由來鐵に富み、石炭に富むのみならず、又た發明をなすべき天才に乏しからず、合衆國生産の鐵と石炭と其發明の天才とは相俟て機械の製造を助け、其便あること多し、而て合衆國製の機械は、其品質の良巧と價格の低廉に於ては、殆んど世界獨歩の地位にありて、廣く海外に輸出され、歐洲諸國濠洲迄も之を需用さるゝこと大なるを以て、合衆國以外の諸國に於ける労働者は、其機械の輸入應用と共に、其労働を節約され、其職を失ふもの擧て數ふべからず、而て彼等は、直に他に轉じて職を求むること難きを以て、遙かに労働の欠乏せる新開の合衆國に渡航して、糊口の途を求めんとするも、比々皆な然らざるはなし、即ち畧言すれば、合衆國に於ける機械の製

造は其製造の爲めに合衆國に労働者を要するのみならず其機械を輸入せしめたる諸國に於ける労働を節約し其結果として失職せる労働者を合衆國に移住すべく誘致せるの奇觀あり

要するに以上序述の諸原因に由りて海外諸國より長江大河の勢を以て滔々滾々として合衆國に移住せるもの夫れ此の如し或は南洋より或は東洋より或は歐洲諸國より移住せる總計數は實に驚くばかりの大數なり故に合衆國移民が合衆國民の國民的生活并に其特性に影響を與へたるや又頗る大なるものあり今其影響の一斑を考察するに

第一 合衆國の道德上に於ける外來移民の影響

海外より合衆國へ移住するもの中或は學者として或は政治家として或は宗教家として尊敬すべく畏服すべく歡迎優待すべきものなきにあらず或は合衆國の自由主義を愛し合衆國將來の爲めに大に拮据經營して自由共和國の爲めに光彩を發揮せしめんと欲して來住するものなきにあらず然りと雖も移民の多くは無智無學の農民にあらずんば我利私慾の醜輩にして其道德の標準高からず宗教

上の訓練の見るべきものなく野卑陋劣は彼等の常弊なり大多數は糊口に窮するの細民無頼の破戸漢若くは再犯三犯の犯罪者なりロンドン、ハウアード協會の報告によれば愛蘭土より合衆國に渡航移住する者の百分の七十四は悉く期滿に由て出獄したる犯罪者なりしと云ふ實に驚くべきの至ならずや移民の多數は此の如きものなるを以て移民は獨り合衆國の宗教上の制裁を痛痒相感せざるのみならず遊興徒食の無頼破戸漢として飲酒姦淫殺人竊盜強盜の如き諸種の弊害惡風を合衆國社會に流布漫延せしむるの傾向あり宜なる哉合衆國犯罪の統計を見るに其大部分は外來の移民にして一九〇〇年新英州の人口百分の四十は外來の移民なるに拘らす移民の百分の七十五は悉皆犯罪者なりと云ふ而て外來の移民は獨り犯罪行爲をなすこと多きのみならず合衆國の風教を害すること又多く例へば合衆國飲酒の弊風の如き多くは外來移民の齎し來れる賜物と云はざるべからず一九〇〇年の統計に依れば合衆國酒類販賣商の百分の六十三酒類釀造者の百分の七十五飲食店の百分の七十七皆外來移住者なりと云ふ以て外來移住者が不健全なる營業に従事し惡影響をなすの一斑を知るべし

第二、合衆國政治上に於ける外來移民の影響

外來移民が合衆國政治上に於ける影響の主なるものは蓋左の如し

- 一、外來移民は飲酒に耽るもの多きを以て、酒類營業者を利すること多く、酒類卸賣業者、小賣業者、醸造者を以て政治上の一勢力たらしめ、所謂リクオアード、ト即ち酒屋投票をして跋扈せしむ
- 一、外來移民は不品行にして姦淫に沈淪するもの多し、故にモルモン主義の犠牲となり、モルモン主義に左袒するの選舉者即ちモルモンツォードを作ること多し
- 一、歐洲より來る移民者はカソリック教に屬するもの多し、故にカソリック投票を多からしむ
- 一、外來の移住者に過激の社會主義者多く、從て社會主義者投票を生ずること少なからず
- 一、外來の移民は多く來て都會に集住生活するを以て、都會の政治を腐敗墮落せしむること大なり

一、移民は合衆國に同化せざるもの多し、即ち自國の國語を廢せず、故國の習慣を依然として保存せるを以て、合衆國政治上に於ても自ら一團となり、一異分子を構成せり、彼の獨逸人、愛蘭土人が自ら一異分子を構成して所謂デヤーマンツォート及びアリツシユヅートが牢乎として、援くべからざる一種の勢力として、撰舉毎に合衆國政界を攪亂すること少なからざるは其好適例なりとす

一、然のみならず移民の多數は無學無識、我利私慾のものなるを以て、政治上甚だ危険なる一階級をなし、合衆國共和政治の基礎を危からしむる傾向あり

此外に尙ほ注意を要すべきは外來の移民は合衆國々風に同化せざるのみならず、全然合衆國勢力の外に超然として特立し、恰も局外地なるが如き奇觀を呈するものあり、一八四五年サウスウイスコンシンのニューグララスは歐洲スイツランドの或カントンより來住せし一〇八人の一團に由りて始て殖民されしものなるが一八八〇年には一〇六〇人に増加し、今尙も依然として其獨占に歸し、其地を去る六哩以内には他國民の殖民せるものならんと云ふ、而て此の如き例證は其他にも尙ほ少からず、然りと雖も之れ一國內に於て又た異なる國語を有し、異なる祖先を

有し、異なる宗教を有し、異なる思想、異なる習慣を有せる一國を構成せるものにして、合衆國政治の爲めに傾る危険の分子と云はざるを得ず、豈に一種奇異なる現象ならずや。

要するに外來の移民が合衆國の政治上及び社會上に及ぼす影響は此の如くに多大なり、合衆國の社會を腐敗し、政海を墮落し、合衆國に毒水の滔々滾々として流入するものは全く此外來の移民なりとす、合衆國將來の爲め大に寒心すべきものならずや、然るに合衆國民は敢て秋毫も此の不良の影響を感知せざるもの、如く來るものは拒まず、日本人支那人排斥は其例外とす、之を防禦すべき何等の措置をも施すを聞かず、或は之れ所謂大陸國民の大襟度大胸量を表顯したるものか、抑又過度の樂天主義に陥り、迂遠の吞氣主義にかぶれたるものなるか、然り而て此移民の弊害は主として歐洲及び濠洲より來る移民に多くして、東洋より到る移民は其勢力の微々たるに比例して其の弊害甚だ少し否、其の勞働賃金の低廉なるが爲めに白人勞働者と衝突するの外殆んど他の弊害を見ること能はざるなり、而して東洋移民が白人勞働者と衝突すと云ふも、合衆國全部を通じて然るにあらず、唯太平

洋中の一部分に於て然るのみ之れ吾人の特に注意を請はんと欲する所なり、然るに合衆國民は其弊害の少き支那人日本人を排擠して其害毒多きこと前述の如き西洋白人移民には毫も制裁するものなし、之れ吾人の恠しむ所なり、若し夫れ移民を排擠すべくんば宜く一視同惡に白人移民も黄色移民と共に之を排擠すべし、如何ぞ獨り東洋人のみを排擠するの理あらんや、要するに之れ彼は白色なるが故に歡迎され、吾は黄色なるが故に排擠さるのみ、即ち略言すれば人種相異の偏見は其主なる原因なりとす、豈に迂と云はざるべけんや、愚と云はざるべけんや、然り而て黄色白色兩人種の衝突問題に付ては更に章を改めて之を詳論せんと欲す。

第十二章 米國に於ける東洋移民

或は歐洲より或は濠洲より或は亞非利加より或は東洋より米國に到る移民が年々歳々長江大河一瀉千里の勢を以て滔々として増加しつつあるは前章既に詳論せる所なり、而して米國に移住せる東洋人種の現狀に干繋しては吾人東洋人種として特に之を知悉するの必要あり、故に茲に米國に於ける東洋移民なる一章を設

けて、大に之が論評を試みんと欲す、先づ日本人支那人の米國に移住せるものを見るに最近の統計に曰く

日本人	支那人	所在地
六二、二一一人	二五、七六七人	布哇
二九七	三、一六六	アラスカ
二八四	三〇四	國外在留陸海軍雇
二四、三、三三	九八、八六三	合衆國本部

而て合衆國本部の中に在ても東部中部には東洋人少くして西部即ち太平洋沿岸に最も多し

日本人	支那人	所在地
三三、三、七六	六七、七、二九	西部の諸州

而て西部米國中に於ても太平洋沿岸を去ること遠きに從て漸次に其數を減少せり、今ま西部米國諸州にある東洋移民を州別すれば

日本人	支那人	所在地
一〇、一、五二	四五、七、五三	カリフォルニア州
二、四、四一	一、七、三九	モンタナ州
二、五、〇一	一〇、三、九七	フレゴン
五、六、一七	三、六、二九	ワシントン
不詳	一、四、一九	アリゾナ
不詳	五、九、九	コロラド州
不詳	一、三、五二	ネバダ州
不詳	三、四、一	ニューメキシコ
不詳	四、六、一	ワイオミング州
不詳	五、七、二	ユータ州
不詳	一、六、四七	アイダホ州

此の如し而て一八九〇年即ち十年以前の統計を擧ぐれば

日本人	支那人	所在地
一	一、二七〇	アリゾナ州
一、二四七	七、二四七二	カリフォルニア州
一〇	一、三九八	コロラド州
〇	二、〇〇七	アイダホ州
六	二、五三三	モンタナ州
三	二、八三三	ネバダ州
三	三、六一二	ニューメキシコ
二五	九、五四〇	フレゴン
四	八〇六	ユータ州
三六〇	三、二六〇	ワシントン
〇	四、六五	ワイオミング州

夫れ斯の如く日本人支那人の移住者多きを以て終に東洋人排斥熱起るに至れり日本人排斥は未だ法律として制定されずと雖も支那人排斥法は既に業に久しき

以前に於て制定されたるを見る今支那人排斥法の由來を尋ぬるに一八六八年バーリンゲーム氏(Burleigh game)全權公使として支那帝國との移民條約を締結し支那人の労働者の自由渡航を許し之に與ふるに白人と同等の權利と自由とを以てせり於是年々歳々十四萬餘の支那人は滔々として渡米し來り太平洋沿岸より更に東進して遠くワイオミング州地方に迄て侵略するに至れり即ち白人労働者の支那人排斥熱は茲に始めて勃興せり而して一八八二年終に排斥法を制定し十年を一期として支那人労働者の自由渡航を禁止唯其學生商人漫遊者及び米國を経て他國に行くもののみの上陸を許せり之れ米國に於ける支那人排斥法の濫觴なり後十年を経過するに及び即ち一八九二年五月二日米國議會は再び支那人排斥條例("An act to prohibit the coming of Chinese persons into the United States.")を可決し却て前者よりも嚴酷なる規定をなせりゲーリー法(Geary Act)即ち之なり而て一八九四年三月十七日ワシントン府に於て米清兩國の全權公使に由て一の米清移民條約を締結せり此法律も此條約も其期限は共に十年間と定めたり此米清移民條約は即ち清國が米國移民の禁止を承諾したるものにして一八九四年十

二月七日批准されたり其第一條に曰く

“The high contracting parties agree that for a period of ten years, beginning with the date of the exchange of ratifications of this convention the coming, excepting under the conditions hereinafter specified, of Chinese laborers to the United States shall be absolutely prohibited. 兩締盟間は此條約批准交換の日より十年間左記特定の條件を除くの外支那人の渡航を絶對に禁止すべきことを約す 而て其第六條に曰く

“This convention shall remain in force for a period of ten years, beginning with the date of the exchange of ratifications, and if six months before the expiration of said period of ten years neither Government shall have formally given notice of its final termination to the other, it shall remain in force for another like period of ten years.”

此條約は批准交換の日より十年間効力を有し若し十年の期限終了六ヶ月前に一の政府より他の政府に其終了の形式上の通告をなすにあらすんば更に十年間有効のものとす

故にグーリー法の満期の年は一九〇二年五月即ち昨年五月にして米清移民條約の満期は一九〇四年十二月即ち明年十二月なり米清移民條約が明年に至り如何なる運命に陥るやは未だ之を知るべからずと雖もグーリー法の満期と共に米國議會は昨年更に嚴酷なる支那人禁止法を通過しルイゼベルト大統領は之を裁可せり之即ち現行の支那人禁止法なり而して今支那人排斥法の理由を見るに曰く以下掲載するものは一昨年十二月カリフォルニヤ州東洋人排斥法期成會より米國議會に提出せし意見書の梗概なり

一、グーリー法の結果
支那排斥法の結果は吾州に最も大なる利益を寄與せり千八百八十年に於けるカリフォルニヤ州の支那人移民は七五、〇〇〇人なりしが今や四五、〇〇〇人に減せり従來白人の移住は支那人移住の爲めに大影響を享けたりしが支那人の漸減と共に其數を増加せり之れ支那人排斥法制定の爲めならずや
一、支那人は米國に同化せず (unassimilative qualities.)

支那人は白人より低廉なる賃金にて勞働し其生活の程度亦甚だ低し而て彼

等は其儲け得たる蓄金を凡て其本國に送り米國に永住するの意思なし、而て米國の風俗習慣を採用し米國風に生活せず

一、支那人來住は吾人の希望する移民の來住を阻礙す

一、米國労働者を保護せざるべからず

支那人労働者は米國労働者の一勁敵なり、人或は支那人は單純なる労働をなして熟練を要する労働はなし能はずと云ふものありと雖も、決して然らず支那人は或は烟草靴、時計等の職業にも侵進して、サンフランシスコ市に於ては殆んど四〇〇〇人の白人労働者を驅逐せり

一、支那人排斥法は産業上平和の爲に必要なり

ストライキの續發して數ふるに暇あらざるは近世の常態にして産業上永久の平和を得ること難し、此時に當り産業上永久の平和を期せんには必ずや資本労働の新組織を要す、然るに支那人は現時の組織を以て満足するものなり、故に支那人の爲めに資本労働の新組織に至る進歩を阻礙さるゝ恐あり

一、奴隸問題を再起するの恐あり

若夫れ支那人を自由に渡航せしめて制禁するなくんば終に人種問題を惹起して、反目疾視、白人種とモンゴリアン人種と相衝突するに至らん、白人種如何ぞモンゴリアン人種より侵害を受けて之を觀過するものならんや

一、吾文明を害するに至らん

吾文明は幾多の經世家、學者、軍事家の經營せし所なり、幾度か蠻族の爲めに害せられんとせしも之を救済して漸く今日に至れり、歐洲の文明は屢々亞細亞の蠻人の爲に侵襲されたるにあらずや、希臘のヘルシヤ軍に於けるが如く、中歐のアツチラ勢に於けるが如く、西歐のトルコ兵に於けるが如き、皆之なり、而して今や吾國は東亞の蠻族の爲めに平和的侵襲を受けんとす、吾文明の爲めに之を防禦せざるべからざるにあらずや

と其他或は支那人は不潔にして衛生を重ぜずと云ひ、或は支那人は不道德にして罪惡を犯すこと多しと云ひ、或は支那人は米國産物の非消費者(non-consumer of American products)なりと云ふが如き其理由は區々にして枚舉に暇あらずと雖も、多くは附屬の理由にして、其主眼たるものは經濟上の理由なり、即ち支那人の労働賃金は

低廉にして白人労働者の職を奪ふこととなり然りと雖も熟々支那人渡米の歴史を按ずるに支那人の滔々として渡米するに至りしは前述の如く一八七六年アサバリーソンゲーム氏が全權公使として支那帝國との移民條約を訂結し支那人の自由渡航を許し白人と同等の權利と自由を與へたる時に濫觴せり蓋し米國西部諸州は當時未開の土地多くして利源未だ拓けざりしを以て人の茲に來住するもの稀に假令鐵道を布設し鑛坑を採掘せんも労働者の欠乏に由て其賃金非常に不廉なりしなり故に若し夫れ白人の労働者を雇備して以て鐵道を布設し鑛坑を採掘せん乎殆ど其收支の相償はざるものありしなり於是乎労働賃金の低廉なる支那人を輸入すべき必要を感じ終にアサバリーソンゲームの移民條約訂結となれり即ち其始めや支那人労働者自ら米國に渡航せしにあらざりて米國却て支那人の渡航を勧誘せしものなり而して今日西部諸州の鐵道織るが如くに發達し鑛坑を開拓して其利源の滾々たるを見るに至りしは全く支那人労働者の力なりと云はざるを得ざるなり然るに後萬事稍々緒に就き衆備漸く整ふに當りて支那人を排斥するに至る之れ不正義と云はざるを得んや不道理と云はざるを得ん

や然のみならず年々歳々濠洲よりも愛蘭土よりも獨逸よりも瑞典よりも伊太利よりも希臘よりも労働者來住すること前章に述べたるが如し其労働賃金の如きも甚だ低廉にして或者に至りて却て支那人よりもより低廉なるものすらあり故に若夫れ労働賃金の低廉なりとの理由に依て支那人労働者を排斥するものならば是等の白人労働者をも等しく排斥せざるべからず然るに獨り支那人労働者のみを排斥して白人労働者を排斥せざるは不公平と云はざるべからず不條理と云はざるべからず況んや上院議員にして支那人問題の委員長たるモートン氏の如きは

太平洋沿岸の諸州に於て労働者の欠乏せるは現今に於ても過去に於ても明かなる事實なりとす苟も之等の地方の住民は皆ななし能はざる程の多量の仕事を有するにあらずや……抑カリホルニヤ州に白人労働者を多く要するに至りしは支那人の開發せし結果と云はざるべからずと

と聲言せるに於てをや

或は又た支那人を以て不潔なりと云ふと雖も若し夫れ米人の下等社會の巢窟に

至り見よ、惡臭紛々として殆んど通行するに堪へざるにあらずや、支那人労働者は毎夜必ず其身體を洗浴すと雖も、白人労働者は一週一回、若くは二週一回、甚きに至りては一ヶ月間も入浴せざるものありと聞く、誰か之を以て不潔ならずとせんや或は支那人に道義心なくして罪惡を犯すもの多しと云ふと雖も、殺人、鬪争、ピストル騒動を聞くこと頻なるは白人下等社會の狀態ならずや、支那人には泥酔して路傍に倒るゝものあるを見すと雖も、白人の酔脚、珊瑚大道に醉倒して警察馬車の厄介になるもの甚た少なからざるにあらずや、果して然らば支那人なりと雖も、不潔の民衆と云ふべからず、白人なりと雖も、上等の人種なりと云ふべからず、見來らば、彼等の列擧せる排斥の理由は殆ど之を一顧するの價値なし、況んや東洋人を蠻族とし、文明を侵害するものなりと云ふに於てを、要するに以上は之れ表面に現れたる理由にして、其裡面には他の一大理由の伏在するあり、果て然らば裡面の一大理由とは何ぞや、曰く人種上の偏見、レイシアルプレヂュチス、即ち之なり、試に見よ、東洋人の米國に於ける狀態を、特に東洋人の最も多く移住しつゝある太平洋沿岸の諸州に於ける狀態を見よ、曰く、チャップ、マスト、ゴ、日本人去らざるべからず、曰く、チャイニーズ、マスト、ゴ、支那人去らざるべからず、之れ西部米國諸州に於ける政治家の口吻ならずや、苟くも東洋人の排斥を唱道し、東洋労働者排斥を以て其標榜となすにあらずんば、市長にも、市吏員にも、州知事にも、州廳吏員にも、選挙さるゝこと能はざるにあらずや、若し夫れ東洋人が白人より其權利を侵害され或は自由を蹂躪さるゝことあるも之を雲烟過眼に付するか、或は又た大に酌量減輕をなすにあらずんば、好裁判官として長へに衆望を維持し難きにあらずや、或は東洋人の住宅若くは其店頭の玻璃窓を破壊し、或は市街來往の東洋人に投するに礫石を以てするにあらずんば、以て伶俐なる小兒と稱賛されざるにあらずや、又た東洋學生の入校を排擠し、斷乎として之を拒絶するの勇なくんば、以て良校長として衆に尊敬さるゝこと能はざるにあらずや、畧言すれば、東洋人は白人と同等の待遇を享くこと能はずして、恰も人間以下の待遇を受くるものと云はざるべからず、豈に咄々怪事にあらずや、果して然らば、東洋人の排斥さるゝは東洋人なるか、爲めに排斥さるゝなり、東洋人の輕蔑さるゝは東洋人なるか、爲めに輕蔑さるゝなり、東洋人の迫害さるゝは東洋人なるか、爲めに迫害さるゝなり、要は、唯、人種、相、異、よ、り、來

らす、曰く、チャイニーズ、マスト、ゴ、支那人去らざるべからず、之れ西部米國諸州に於ける政治家の口吻ならずや、苟くも東洋人の排斥を唱道し、東洋労働者排斥を以て其標榜となすにあらずんば、市長にも、市吏員にも、州知事にも、州廳吏員にも、選挙さるゝこと能はざるにあらずや、若し夫れ東洋人が白人より其權利を侵害され或は自由を蹂躪さるゝことあるも之を雲烟過眼に付するか、或は又た大に酌量減輕をなすにあらずんば、好裁判官として長へに衆望を維持し難きにあらずや、或は東洋人の住宅若くは其店頭の玻璃窓を破壊し、或は市街來往の東洋人に投するに礫石を以てするにあらずんば、以て伶俐なる小兒と稱賛されざるにあらずや、又た東洋學生の入校を排擠し、斷乎として之を拒絶するの勇なくんば、以て良校長として衆に尊敬さるゝこと能はざるにあらずや、畧言すれば、東洋人は白人と同等の待遇を享くこと能はずして、恰も人間以下の待遇を受くるものと云はざるべからず、豈に咄々怪事にあらずや、果して然らば、東洋人の排斥さるゝは東洋人なるか、爲めに排斥さるゝなり、東洋人の輕蔑さるゝは東洋人なるか、爲めに輕蔑さるゝなり、東洋人の迫害さるゝは東洋人なるか、爲めに迫害さるゝなり、要は、唯、人種、相、異、よ、り、來

る偏見に在り、何ぞ其悖理悖徳の甚しきや、余が屢々反覆せしが如く由來自由平等博愛は米國の標榜となし旗幟とせる所なり、然るに今や此の如き悖理悖徳の行動あるは其標榜と扞格し其旗幟と矛盾せるものにして米國の爲に大に遺憾とする所ならずや、然り而して日本人の移住に干繋しては未だ排斥の法律の制定さるゝなしと雖も、支那人排斥法の理由は恰も日本人にも其まゝ適用することを得るなり、近くは昨年支那人排斥法の改定に際し、日本人排斥法の制定を大聲疾呼せしもの、少なからざりしに、あらずや、カリフォルニア洲支那人排斥法期成大會にカリフォルニア洲知事ケージの送りし手書にも

支那人労働より來る禍害は等く日本人労働者の無制限輸入にも之を見ることを得るなり、日本人の労働の低廉なるは又米國労働を威迫するものなり、此の如き禁制條的を日本と締結し及び吾議會に依て禁止法を通過するは米國人保護の爲めに希望する所なり

“The peril from Chinese labor finds a similar danger in the unrestricted importation of Japanese laborers. The cheapness of that labor is likewise a menace to American labor. A

new treaty with Japan for such restriction as well as the passage of laws by Congress is desired for the protection of Americans.

と云へり、以て其一斑を窺知するに足らん、然り而して幸にして今日に至る迄日本人排斥法の制定を見るに及はざりしと雖も、日本人排斥法案が早晚必ず米國議會に提出せらるゝや、照乎として明かなり、故に米國は獨り支那人のみならず、日本人をも併せて排斥せんとす、即ち換言すれば、米國は東洋黄色人種全體を排斥するものにして、支那人排斥法は抑も其先驅なりと云はざる可らず

想ふに白色人種は太西洋沿岸より上陸して漸次侵進して太平洋沿岸に來り、而て黄色人種は太平洋を横斷して先づ太平洋沿岸に上陸し、以て太西洋沿岸に侵進せんと欲す、故に太平洋沿岸の諸州は即ち之れ黄色白色兩人種の衝突舞臺にして、將果して黄色人種が全く排斥され盡さるか、或は一撃此の關門を破て滔々侵進來するか、黄色勝つか、白色敗るか、人種競争問題として、觀察し來らば大に興味ある好問題なりと信す

然りと雖も、吾同胞にして米國太平洋沿岸諸州に移住せるも三萬の多きに及べり

と云ふ而して彼等は皆な大に期する所ありて遂に米國に渡航せしものならずや然るに此排斥熱の爲め安全なる生活をなす能はず或は慷慨雄志を懷て事業の經營をなしつゝあるものも種々なる迫害に逢遇して容易に其發達を企て能はざるもの滔々として然り果して然らば遠き將來は知らず少くとも現今の狀態に於ては米國は吾日本人同胞の海外經營を阻礙し大和民族の移住膨脹に一大頓挫を與ふるものと云はざるべからず誰か之を聞いて憤慨せざるのあらんや翻て吾外務省當局者の米國移民に對する方針を聞くに曰く

吾日本移民の米國民に排斥さるゝや年を逐て甚しきを加ふ此時に當り熾んに我移民を米國に送るあらは却て之れ米國民の感情を害し益々其排斥熱を激昂せしめて以つて日本移民排斥法の制定を速かに促かすに至らん之れ我外務省の憂慮する所なり故に我外務省は成る可く移民の米國に渡航するものを制附し米國の注意を惹かざる程度に於て之が渡航を許すべし

と要言すれば之れ米國々氏の硬強態度を恐れて其注意を惹かざる範圍に於て陰かに吾移民を輸送せんと欲するものにして苟も堂々たる一帝國にして探て以て

對外の方針となすべきものならんや嗚呼天下因循の政策多しと雖之に優るの因循政策あらんや世上姑息の方針少なからずと雖も豈に之より大なる姑息方針あらんや想ふに支那と米國との締結條約は對等の條約にあらざるなり條約主權の一部を割きて移民の渡航禁止を承諾せるものは支那帝國なり故に支那人移民の禁止法の制定あるも或は止むを得ずと雖も吾日本と米國との間に於ける締結條約は即ち之れ對等の條約なり吾日米條約には其權利の一部を割て移民禁止を許諾せるの條項なし此時に當りてたとひ米國に日本移民禁止法の制定さるゝあるも何の意に介する所か之あらん吾日本帝國は整々堂々として吾條約上の權利を行ふあらんのみ若し其れ米國々内の法律と吾日米條約と相衝突抵觸することあらば宜く其法律の撤廢を促すべし止むを得ずんは干戈に訴ふるも條約上の既得權利を侵害さるゝべからず豈に智者を以て後之を識らんや然りと雖吾外務省の方針は米國內一片の法律を恐れて躊躇逡巡移民の渡航を制限すること前段説く所の如し何ぞ其因循姑息の甚しきや米國移民に對する根本的の方針既に斯の如くに軟弱なり宜なる哉吾移民が彼の地に於て蒙りつゝある侮辱虐待迫害に對し

て吾外交の弊竇なり若し夫れ此の如き因循此の如き姑息の方針にして長に繼續するあらん乎吾大和民族は終に海外に膨脹し海外に驥足を伸はすの機なかるべし想ひ來らば慨然筆を投して痛恨長大息せざらんと欲すも豈に夫れ得べけんや

米國觀 畢

附 錄

第一 米國重要事項

一、米國の憲法及び政治組織

北米合衆國の獨立が其議會に依りて採決されたるは實に一七七六年七月四日なりとす而して其當時に在りては僅かに十有三州の合衆國に過ぎりしなり一千七百八十二年十一月英國は始めて合衆國の獨立を承認し越て一年即ち一千七百八十三年九月三日平和條約を訂結して茲に首尾能く終を告ぐるを得たり蓋し合衆國の政治組織の由來は一七八七年九月十七日制定の憲法に基せり後一七九一年十二月十五日十ヶ條の修正をなし一七九八年一月八日十一ヶ條の修正をなし一八六四年九月二十五日十二ヶ條の修正をなし一八六八年七月二十八日十四ヶ條の修正をなし一八七〇年三月三十日更に十五ヶ條の修正をなせり現行憲法は即ち之なり

合衆國の政治組織は其憲法に由りて之を三部に區別す、曰く、行政曰く立法曰く司法、行政權は合衆國大統領之を掌握し、其任期は四年なり、四年毎に副大統領と共に之を改撰す、其撰擧方法は複撰擧法にして各州民は第一次に其立法部の命する方法に由り、其州が議會に撰擧せる元老院及び代表院の兩議員數に等しき撰擧人を撰擧し、第二次に其撰擧人をして更に大統領、副大統領を撰擧せしむ、然れども元老院及び代表院議員其他合衆國に於て官職にあるものは此撰擧人となること能はず

大統領は陸海軍の元帥となり、條約締結、官吏任免等の權利を有す、大統領の下に内閣あり、内閣員は左の如し

- 大統領 (President)
- 副大統領 (Vice-President)
- 國務卿 (Secretary of State)
- 大藏卿 (Secretary of the Treasury)

- 軍務卿 (Secretary of War)
- 檢事總長 (Attorney General)
- 驛逸總監 (Postmaster General)
- 海軍卿 (Secretary of the Navy)
- 內務卿 (Secretary of the Interior)
- 農務卿 (Secretary of Agriculture)

立法機關は元老院 (Senate) 并に代表院 (House of Representatives) の二より成立す、元老院は各州の立法部より撰出せる代表者を以て組織せらる、其員數は各州二人なり、其撰擧方法は各州立法府の撰擧にして任期六年とす、六年毎に其三分の一を改撰す、總數九十名、代表院は大凡三百五十有餘の議員より成り、其撰擧法は各州に由て趣を異にす、任期は二年なり、司法機關は合衆國裁判所 (The United States Courts) 及び州立裁判所 (State Courts) の二種あり、而て合衆國裁判所は最高等法院 (Supreme Court) 及び議會の隨時増減せる下

級裁判所 (Such Inferior Courts as Congress may from time to time ordain and establish) 及び成立し直接に合衆國に干する事件并に各州間の訴訟又は一州と他州人民との訴訟等に付き其權限を有し、州立裁判所は三級制度にして州内に於ける民刑訴訟事件を裁定す

二、大統領、副大統領其他の年俸額并に任期

官名	年俸額	任期
大統領	五〇、〇〇〇弗	四年
副大統領	八〇、〇〇〇弗	四年
國務卿	八、〇〇〇弗	四年
大藏卿	八、〇〇〇弗	四年
軍務卿	八、〇〇〇弗	四年
檢事總長	八、〇〇〇弗	四年
驛遞總監	八、〇〇〇弗	四年
海軍卿	八、〇〇〇弗	四年

内務卿	八、〇〇〇弗	四年
農務卿	八、〇〇〇弗	四年
元老院議員	五、〇〇〇弗	六年
代表院議員	五、〇〇〇弗	二年

三、各州及領土の面積

州及領名	水面	陸面	合計
アラバマ州	七、一〇〇 ^{平方哩}	五、一、五、四〇 ^{平方哩}	五、二、二、五〇 ^{平方哩}
アラスカ領			五、九〇、八八四
アリゾナ領	一、〇〇〇	一一、二、九二〇	一、一、三、〇二〇
アーカンサス州	八〇五	五三、〇四五	五三、八五〇
カリフォルニア州	二、三、八〇	一五、五、九八〇	一五、八、三六〇
コロラド州	二、八〇	一〇、三、六四五	一〇、三、九二五
コンチクチカット州	一、四、五	四、八、四五	四、九、九〇
デラウェア州	九〇	一、九、六〇	二、〇、五〇
コラムビヤ	一〇	九〇	七〇

附録 第一 米國重要事項

フロリダ州	四、四四〇	五四、二四〇	五八、六八〇
ジョージア州	四九五	五八、九八〇	五九、四七五
グロム			三七〇
ハワイ			六、四四九
アイダホ州	五一〇	八四、二九〇	八四、八〇〇
イリノイス州	六五〇	五六、〇〇〇	五六、六五〇
インディアナ州	四四〇	三五、九一〇	三六、三五〇
インディアナ領	四〇〇	三一、〇〇〇	三一、四〇〇
アイチヤ州	五五〇	五五、四七五	五六、〇二五
カンサス州	三八〇	八一、七〇〇	八二、〇八〇
ケンタツキ州	四〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、四〇〇
ルイジアナ州	三、三〇〇	四五、四二〇	四八、七二〇
メイン州	三、一四五	二六、八九五	三三、〇四〇
メリランド州	二、三三〇	九、八六〇	一一、二一〇
マサツチユセツツ州	二七五	八、〇四〇	八、三一五
ミシガン州	一、四八五	五七、四三〇	五八、九一五

ミンネソタ州	四、一六〇	七九、二〇五	八三、三六五
ミシシッピ州	四七〇	四六、三四〇	四六、八一〇
ミソウリ州	六八〇	六八、七三五	六九、四一五
モンタナ州	七七〇	一四五、三一〇	一四六、〇八〇
ネブラスカ州	六七〇	七六、八四〇	七七、一五〇
ネバダ州	九六〇	一〇九、七四〇	一七〇、七〇〇
ニュハンブシヤイヤー州	三〇〇	九、〇〇五	九、三〇五
ニウジヤーク州	二九〇	七、五二五	七、八一五
ニウメキシコ領	一一〇	一一三、四六〇	一一三、五八〇
ニュヨルク州	一、五五〇	四七、六二〇	四九、一七〇
ノルスカロリナ州	三、六七〇	四八、五八〇	五二、二五〇
ノルスタダコタ州	六〇〇	七〇、一九五	七〇、七九五
オハイオ州	三〇〇	四〇、七六〇	四一、〇六〇
オクラホマ領	二〇〇	三八、八三〇	三九、〇三〇
オレゴン州	一、四七〇	九四、五六〇	九六、〇三〇
ペンシルバニヤ州	二三〇	四四、九八五	四五、二一五

附録 第一 米國重要事項

附録 第一 米國重要事項

ヒリツピン諸島			一一四、三二六
ホルトリゴ			三、六〇六
ロード島	一九七	一、〇五三	一、二五〇
サモア島			八〇
サウスカロリナ州	四〇〇	三〇、一七〇	三〇、五七〇
サウスダコタ州	八〇〇	七六、八五〇	七七、六五〇
テンネシ州	三〇〇	四一、七五〇	四二、〇五〇
テキサス州	三、四九〇	二六二、二九〇	二六五、七八〇
ユータ州	二、七八〇	八二、一九〇	八四、九七〇
ヴェルモント州	四三〇	九一、三五	九、五六五
バーヂニヤ州	二、三三五	四〇、一二五	四二、四五〇
ワシントン州	二、三〇〇	六六、八八〇	六九、一八〇
ウエストバージニヤ州	一、三五	二四、六四五	二四、七八〇
ウイスコンシン州	一、五九〇	五四、四五〇	五六、〇四〇
ワイオミング州	三二五	九七、五七五	九七、八九〇
總計	五四、八四二	二、九七〇、〇三八	三、七三四、八六六

四、重要都市の人口

市名	等級	一九〇〇年
ニューヨーク市(ニューヨーク州)	一	三、四三七、二〇二
シカゴ市(イリノイス州)	二	一、六九八、五七五
ヒラデルヒヤ市(ペンシルバニヤ州)	三	一、二九三、六九七
セントルイ市(モンタナ州)	四	五七五、二三八
ホストン市(マサチューセツ州)	五	五六〇、八九二
バルチモア市(メリランド州)	六	五〇八、九五七
クリイブランド市(オハイオ州)	七	三八一、七六八
パフアロー市(ニウジャージー州)	八	三五二、三八七
サンフランシスコ市(カリフォルニア州)	九	三四二、七八二
シンシナチ市(オハイオ州)	一〇	三二五、九〇二
ピットブルク市(ペンシルバニヤ州)	一一	三二一、六一六
ニュオルレアンス市(ルイジアナ州)	一二	二八七、一〇四
デトロイト市(ミシガン州)	一三	二八五、七〇四
附録 第一 米國重要事項		九

附録 第一 米國重要事項

ミルワウキー市(ワイスコンシン州)	一四	二八五、三二五
ワシントン府(コロンビヤ)	一五	二七八、七一八
ニュアルク市(ニュージャージー州)	一六	二四六、〇七〇
ジャージー市(同上州)	一七	二〇六、四三三
ルイスビル市(ケンタツキー州)	一八	二〇四、七三二
ミンチアポリス市(ミンチソダ州)	一九	二〇三、七一八
プロビデンス市(ロード島)	二〇	一七五、五九七
インシアナポリス市(インシアナ州)	二一	一六九、一六四
カンサス市(モンタナ州)	二二	一六三、七五二
セントポール市(ミンチソダ州)	二三	一六三、〇六五
ロチェスター市(ニュヨーク州)	二四	一六二、六〇八
デンバー市(コロラド州)	二五	一三三、八五九
トレド市(オハイオ州)	二六	一三一、八三二
アレクサンニ市(ペンシルバニア州)	二七	一二九、八九六
コロンバス市(オハイオ州)	二八	一二五、五六〇
ウォルセスター市(マサチユセツ州)	二九	一一八、四二二

シラキユス市(ニュヨーク州)	三〇	一〇八、三七四
ニウヘーブン市(コネチクチカット州)	三一	一〇八、〇二七
メタリソン市(ニュージャージー州)	三二	一〇五、一七一
フォリリマー市(マサチユセツ)	三三	一〇四、八六三
セントシヨセフ市(モンタナ州)	三四	一〇二、九七九
オマハ市(ネブラスカ州)	三五	一〇二、五五五
ロサンジェルズ市(カリホルニア州)	三六	一〇二、四七九
メンヒス市(テンチシ州)	三七	一〇二、三三〇
スクラントン市(ペンシルバニア州)	三八	一〇二、〇二六
ロウエル市(マサチユセツ州)	三九	九四、九六九
アルバニー市(ニュヨーク州)	四〇	九四、一五一
ケンブリツシ市(マサチユセツ州)	四一	九一、八八六
ホルトランド市(オレゴン州)	四二	九〇、四二六
アトランタ市(ジョルジヤ州)	四三	八九、八七二
グラントラビッド市(ミシガン州)	四四	八七、五六五
デイトン市(オハイオ州)	四五	八五、三三三

附録 第一 米國重要事項

附録 第一 米國重要事項

ワシントン市(ワシントン州)	四六	八五、〇五〇
ナシビル市(ペンシルバニア州)	四七	八〇、八六五
シアトル市(ワシントン州)	四八	八〇、六七一
セントポール市(ミネソタ州)	四九	七七、八五〇
リッチモンド市(ペンシルバニア州)	五〇	七八、九六一

五、各市時間差違表

米國首都ワシントン府の正に午前十二時なる時他の諸都市の時間は左の如し

ヒヤデルヒヤ市	午後十二時〇七分
ニューヨルク市	全 十二時十一分
ボストン市	全 十二時二十四分
クエベック市	午後十二時二十三分
チカゴ市	午前十一時十七分
セントルイス市	全 十一時〇八分

ソートレーキ市	全 九時四十分
サンフランシスコ市	全 八時五十八分
ポートランド市	全 八時五十七分
サクラメント市	全 九時〇二分
バツファロー市	全 十一時五十二分
ホノル、港(布哇)	全 六時三十分

外 國 ノ 部

シドニー(濠州)	午前三時十三分
ペキン(支那)	午後十二時五十四分
ベルン(瑞、四)	全 五時三十八分
ローマ(伊多利)	全 五時五十八分
ヘルシン(獨逸)	全 六時〇二分
喜望峯(南亞弗利加)	全 六時二十二分
聖都彼得斯堡(魯國)	全 七時十分
シエルサレム(パレスチナ)	全 八時
カルカッタ(印度)	全 十一時〇二分

附録 第一 米國重要事項

附録第一 米國重要事項

コンスタンチノブル(土耳其)

全 七時〇四分

ヴェンナ(奥地利、匈牙利)

全 六時十四分

パリ(佛蘭西)

全 五時十七分

ダブリン(愛蘭土)

全 四時四十二分



第二 米國移民法

一、其譯文

左に掲ぐるは本年三月三日米國兩院通過同日大統領の認可を得て實施せられ
たる合衆國移民法なり

合衆國移民法

第一條 汽船、帆船又は其他の船舶に搭し外國港より合衆國港に著し若くは接壤外國領土
より鐵道又は其他の運輸方法に依り合衆國へ著する渡來人にして合衆國、加拿大
領地、キューバ共和国又は墨西哥其共和国の公民にあらずる者には各々税金二弗を賦
課徴収す本税金は右船舶の船長、代理人、持主又は仕向人、若くは運輸會社に於て右
渡來外國人の著する港若くは税關區域の關稅收入官吏に納付し若くは該港若く
は區域に右收入官吏なきときは其最近地に在る同官吏に納付すべし右徴收の金
員は合衆國國庫に納付し「移民基金」として永く其用途を定め大蔵長官の指揮に従
ひ本法に依り外國人合衆國移住取締の費用に充つべきものにして其中には移民
局長官の使用に供する聯邦裁判所判決報告及其摘要に關する費用並に本法規定

第二條

實施のために任命する各官吏書記雇員の俸給雜費を包含す而して本條に依り賦課する税金は前記外國人を合衆國港に搭來する船舶の債務に關し該船舶の持主に對する合衆國の債權にして成法若くは衡平法上の手續に依り其仕拂を強制し得べきものとす本條規定の人頭税は合衆國を通過する外國人又は一度合衆國入國の許可を得既に人頭税を支拂ひたる外國人にして其後合衆國の一部より接攘外國領土を経て合衆國の他の一部へ通過する者には之を賦課せず但し移民局長官は大藏長官の指揮に依り又は其認可を経て本法第三十二條の規定に従ひ輸送業者と協約し陸上より入國を求むる外國人に對し本條に依り賦課する税金の支拂に關し右外國人の全員又は各員に就き別に取極を爲すことを得

左の各項に屬する外國人は合衆國入國を拒絶す

白痴、瘋癲者、癩病者及既往五箇年以内に瘋癲を患ひたる者、從前二回以上瘋癲に罹たりる者、貧困者、公共の負擔たるに至るの虞ある者、乞丐、嫌忌すべき若くは危險なる傳染病患者、重罪又は其他の罪若くは德義汚濁に係る不法行爲に對し有罪の宣告を受けたる者、多妻者、無政府主義の者又は合衆國政府若くは一切の政府又は一切の法律の暴力又は暴學に依りて顛覆破壊すること及官公吏を暗殺すること等を是認し又は之を主張する者、醜業婦及醜業婦若くは醜業を目的とする婦女を求

第三條

得し又は其輸入を企圖する者、合衆國入國出願の日より一年以内に同國內に於て勞働若くは某種の業務に就くの申出、依頼、約束又は協諾を爲したる者として放逐せられたる者、他人の金錢を以て渡航切符又は渡航費を支拂はれ若くは他人の援助に依り渡來する者にして前記拒絶各項に關せざることを確實且つ満足に證明すること能はざる者、尤も本條は合衆國居住の者か前記拒絶各項に關せざる親戚又は友人を呼寄することを妨げず但し本條は德義汚濁に涉らざる純然政事上の犯罪人の除外することなし又熟練工手は閉歇の同業者合衆國內に見出し難き場合に於ては之を輸入することを得又契約勞働者に適用すべき本法の規定は俳優、技術者、講師、唱歌業者、各宗派の牧師、大學專門學校教授、學術を要するものと公認せらるゝ職業に關する者及確正に従者又は僕婢として使用せらるゝ者を除外することなし

醜業の目的を以て婦女を合衆國へ輸入することを禁ず醜業の目的を以て婦女を合衆國に輸入し若くは輸入せんとする者又は前記違法の輸入に由り右の目的を以て婦女を留置き若くは留置かんとする者は重罪を以て論じ有罪と認めたるときは一年以上五年以下の禁錮及金五千弗以下の罰金に處す

第四條

個人、會社、合名會社又は法人が合衆國內に於て外國人をして熟練を要し若くは之

を要せざる何等労働又は業務に就かしむるため其輸入前に爲したる口頭、特別、明示若しくは暗示に係る何等申出、依頼、約束又は協約に由り何等の方法を以て豫め其輸送費を支拂ひ又は聊かにても其輸入又は移住を補助獎勵することは之を不法とす

第五條

個人、合名会社、會社又は組合にして外國人に對する口頭、特別、明示又は暗示の申出、依頼、約束若しくは協約に依り何等労働若しくは業務に就くため其合衆國に移住すること又は輸入せらるゝことを情を知りて補助獎勵又は勧誘し依て本法第四條の規定に違背したる者は右各犯に對し千弗の罰金を徴せらるべし該罰金は合衆國政府又は何人にも自己の名を以て自己の利益のために最初起訴したる者(右の如く何等労働若しくは業務を約せられたる前記外國人も含蓋す)に於て同額の貸金が現に合衆國諸裁判所に由て取戻さるゝと同トく之を請求領收することを得而して右の如く労働若しくは業務を約せられたる各外國人に對し一人毎に起訴することを得又合衆國より此種の各訴件を提起するときは當該地方裁判所檢察之を起訴する義務あるものとす

第六條

外國に於て印刷發行の廣告に基きたる就業の約束に依り外國人の輸入又は移住を補助若しくは獎勵することは之を不法とし本法第四條の違犯と看做す而して右

廣告の結果として同衆國に渡來する外國人は本法第二條の意義に係る約束又は協約に由りて渡來する者として之を處分し之に對し第五條の罰則を適用す但し本條は各州、各「 Territory」、哥倫比亞、サストリクト、其他合衆國管轄の場所にして各其地に移住の勸誘を廣告する者に適用せず

第七條

運輸會社、船舶持主其他外國人を合衆國へ輸送することに従事する者は船舶の出帆、其運輸の條件及便宜を記載したる通常商業用書狀、印章、廣告若しくは口述を除くの外直接なると代理人を以てするとを同はず筆記、印刷物又は口述を以て外國人の合衆國に移住することを勸求招請若しくは獎勵することを得ず本條違犯に對しては當該運輸會社、船舶持主其他合衆國へ外國人を輸送することに従事する者及其代理人を本法第五條規定の罰に處す

第八條

船長、船舶の代理人持主又は仕向人其他何人を問はず船舶にて又其他の方法を以て移民検査官の適法に合衆國入國を許さず又は合法の入國權なき外國人を同國に到來又は上陸せしめ若しくは自己にて又他人を経て同國に到來又は上陸せしめんとしたる者は輕罪違犯と看做し服罪の上は右の如く上陸せしめ若しくは上陸せしめんとしたる各外國人に對し千弗以下の罰金又は三月以上二年以下の禁錮に處し又は右罰金及禁錮に併處す

第九條 接攘外國領土より合衆國に入る鐵道線以外の運輸會社又は船舶の持主、船長、代理人若しくは仕向人其他何人にも嫌疑すべき若しくは危險なる傳染病に罹りたる外國人を合衆國に到來せしむることは之を不法とし而して斯く合衆國に到來したる外國人にして外國乗船の際既に該病ありたること及該病存在の事實當時適任醫師の檢診を經れば發見し得たることを大藏長官に於て満足に認定したるときは右運輸會社若しくは右船舶の船長、代理人、持主、仕向人其他何人にも本條規定の各犯に對し到着地所在の税關區域の税關收入官吏に罰金百弗を納付すべし而して船舶は之に課せられたる右罰金を完納するまでは出港證を付與せらるることなし

第十條 本法後條規定の特別調査委員會に於て臨檢醫官の證明書に基き外國人嫌疑すべき若しくは危險なる傳染病ありて又は本法第二條に依り合衆國入國拒絶の項に屬するに至るべき虞ある精神上又は身體上の缺點あるに因り之を拒絶すべきものと決定したるときは其決定は之を最終とす

第十一條 拒絶せられたる外國人疾病、身體上の缺點又は幼弱なるがため自動の道なき旨合衆國海員病院醫官の證明ありたる場合に於て該外國人に其保護又は後見を要する他の外國人同伴するときは之を搭來したる船舶の船長、代理人、持主若しくは仕

向人は其他の被拒絶外國人の送還を要求せらるゝと同トく右兩人を送還せしむらるべし

第十二條 外國人水路より合衆國港に到着の節は之を搭來したる汽船、帆船若しくは其他の船舶の船長又は指揮者より該外國人が該汽船若しくは船舶に乘込みたる時及揚所に於て調製したる人名表又は申告書到着港の移民官に差出すべし而して該表書には其上部に掲ぐる質問に對し各外國人に就き左の事項を記載すべし
氏名、年齢、男女は區別、既婚若しくは未婚、職業、讀方又は書方を解するや否、國籍、人種、最後の住所、合衆國上陸港、上陸港以外に行先ある者は其行先地、其行先地まで通し切符の有無、船貨は自辨したるや又は他人、合社、協會、市又は政府より支拂ひたるや、若し他の支拂を受けたりとせば其支拂者、所持金五十弗を有するや、若し以下なるときは現額幾何、親戚若しくは朋友の許に到らんとするや、若し然りとせば其朋友若しくは親戚の何人なること及其氏名、住所曾て合衆國に渡來せしことありや、若し然りとせば其時日及場所曾て監獄若しくは貧民救濟所又は瘋癲病者看護治療のため又は慈善金を以て設けたる箇所若しくは病院に入りたることありや否、多妻者なるや否、無政府主義の者なりや否、合衆國に於て勞動に従事するため明示又は暗示に係る何等申出、依頼、約束又は協約のため渡來せしや否、精神及身體上の健康如何、不具

の者又は支の用を失ひたる者なりや否若し然るときは其期間及原因如何

第十三條 水路より合衆國港に到着する外國人は便宜連表すべし然れども一通の人名表若くは申告書には三十人以上を記載すべからず各外國人又は其家長には到着の節本人照合上便宜のため本人の氏名其氏名等を記載する表の番號若くは文字及該表中の番號を掲げたる切符を交付すべし各人名表又は申告書は船長若くは船舶指揮者又は其部下首席若くは次席役員の署名及到着港駐在移民官吏の面前に於て爲したる宣誓又は確認を以て證明すべきものとす該宣誓又は確認は各關係外國人は之を乗組醫員をして其身體及口頭検査を遂げしめ而して之を該醫員の報告及自己の調査に徴するに白痴瘋癲者貧困者若くは公共の負擔たるに至るの虞ある者嫌忌すべき若くは危険なる傳染病患者、重罪又は其他の罪若くは總雜汚濁に係る不法行爲に對し有罪の宣告を受けたる者、多妻者、無政府主義の者、合衆國に於て勞働に従事するため明示若くは暗示の約束又は協約を爲したる者又は醜業婦にあらず且つ自己の知悉信認する所に據れば該表若くは書中記載の各關係外國人に就きて掲ぐる所の事項は各般正確誠實なる旨を以てすべきものとす

第十四條 乗組醫員に於ても各人名表又は申告書に署名し且つ到着港駐在移民官吏の面前に於て前項と均しく宣誓又は確認を爲し其内科及外科醫たる其業務上經驗及

資格を陳述し且つ該人名表又は申告書中記載の各外國人は孰も自ら之が検査を遂げたる旨及自己の知悉信認する所に據れば該外國人の身體及精神上の状態に關し該表若くは書中掲ぐる所の各項は遺漏なくして正確誠實なる旨を陳述すべし若し外國人を搭來する船舶に乗組醫員なきときは該船舶の持主は相當の資格ある醫師を使用して右精神及身體上の検査及人名表又は申告書の證明を爲さしむべし

第十五條 船長若くは船舶指揮者其搭各般外國人に關し本法第十二條、第十三條及第十四條の規定の人名表又は申告書を前記移民官吏に差出すこと能はざるときは前條の通表中前記事項の掲載を爲さざる外國人各一人に對し到着港の關稅收入官吏に金十弗を納付すべし

第十六條 到着港の移民官吏本法第十二條、第十三條及第十四條の規定に據りたる外國人名表又は申告書を接受したるときは自ら該表又は該書關係の船舶に赴き若くは相當の助手を之に派出して右外國人を悉く検査すべし或は指定の時刻及場所に於て検査のため右外國人の一時移轉を命ずることを得尤も此一時移轉は上陸と看做すことを得ず又外國人を合衆國港に渡來せしめたる運輸線若くは船舶の船長、代理人、持主又は仕向人をして右外國人船舶内に止る場合に於て本法に依り

拘束せらるべき義務を免れしめざるものとす但し適當なる建築物右外國人留置及検査のために使用せらるるときは移民官に於て右外國人を其内に保管すべきものとす而して其上は右外國人を輸送したる運輸會社及船舶の船長代理人、持主及仕向人は右外國人の引渡を受くるまでは其留置の責任を免るべし

第十七條 各渡來外國人の身體及精神上の検査は合衆國海員病院醫官にしてドクトル、オウ、メヂシンの學位受領後實際其業に従事し二箇年以上の経験ある者之を行ひ移民官吏及本法後條規定の特別調査委員會の参考のため其右外國人に就き發見したる身體及精神上の各缺點又は疾病を證明すべきものとす若し合衆國海員病院醫官をして此任に當らしめ難き緊急の場合に於ては大藏長官の指揮に依り又は其認可を経て移民局長官の定むる條件にて四箇年以上開業の経験ある醫師を代用することを得合衆國衛生局及海員病院は外國人検診實行のために要したる一切の費用を大藏長官の規定に従ひ移民局より回收すべきものとす

第十八條 合衆國に外國人を搭來する各船舶の持主役員及代理人は移民官吏の指定したる時限及場所の外右船舶より外國人を上陸せしめざること以前以て相當の注意を爲すべし而して同官指定以外の時限及場所に於て右外國人を上陸せしめ又は其上陸を許したる船舶の持主役員、代理人若しくは管理人は不法行爲を以て論じ服

罪の上は右の如く上陸を許したる外國人各一人に付き百弗以上千弗以下の罰金若しくは一年以内の禁錮に處し又は右兩罰を併科し右の如く上陸せしめられたる各外國人は合衆國に不法居留する者と看做し法律の規定に依り國外に放逐すべし

第十九條 法律に違背して合衆國に輸致せられたる外國人は成るべく其各渡來せし船舶にて直に出發國へ送還すべし右外國人上陸中の生活費並に送還費は總て其各搭來したる船舶持主の負擔たるべし當該船舶の船長、管理者、代理人、持主若しくは仕向人に於て之を該船舶又は同一關係者の所有に係る他の船舶に引取ること拒み若しくは該船舶中に留置くことを怠り又は其出發外國港に送還すること又は上陸中の生活費を支拂ふことを拒み若しくは怠りたるときは右船長、管理者、代理人、持主若しくは仕向人は不法行爲を以て論じ服罪の上は各犯に對し三百弗以上の罰金に處し之を納付せざる間は該船舶の合衆國港より出港することを許さず但し移民局長官は大藏長官の指揮に依り若しくは其認可を経て自ら定むる條件を以て其何等労働若しくは業務に就くの約束又は協約に従ひ渡來せりと認むる何等外國人の證言を本法第四條及第五條違犯者の告發に關し合衆國政府のために必要なりと列定するときは之が國外放逐を停止することを得又右放逐停止の結果として留

第二十條 匿する者の生活費は移民基金の中より支辨すべし尤も本法第十七條の規定に依り檢疫性以外に屬する嫌疑すべき若くは危険なる傳染病患者たることを證明せられたる外國人は合衆國の病院に於て其治療を受くるため上陸することを許す法律に違背して合衆國に渡來し又は上陸前より存したる原因に依り同國に於て公共の負擔と爲りたる外國人は後條規定の通到着後二箇年以内何時にても之を合衆國に渡來せしめたる者の費用(國外逐港まで内地輸送費の半額をも含む)を以て其出發國へ放逐すべし但し右實行し難き場合に於ては本法第一條の移民基金を以てすべし

第二十一條 大藏長官合衆國內に本法違犯の外國人あることを確知したるときは其上陸又は入國後三箇年以内在てば之を拘禁し本法第二十條の通其出發國に送還すべし但し右實行し難き場合に於て本法第一條の移民基金を以て其費用を支辨すべし而して船舶の船長代理人持主若くは仕向人本條の規定に依り國外放逐を命せられたる外國人を大藏長官の命に従ひ船中に引取り安全に監護し且つ其出發國へ送還することを怠り若くは拒むときは本法第十九條規定の罰に處すべし

第二十二條 移民局長官は法律に依り指定せらるる職務の外大藏長官の指揮を受け外國人の合衆國移住に關する各法律執行の責に任じ且つ該法律に依りて任命せられ

たる各官吏書記及雇員を管理し及指揮監督すべし同長官は本法規定實施のため及合衆國竝に同國へ移住の外國人をして詐偽及損失を避けしむるために最も便益と認むる規則及細則を設け及證券報告書帳簿記入及其他文書の書式を定め且つ法律に抵觸せざる訓令を臨時發布し又困難に陥り若くは公共の扶助を要する外國人の扶助のため契約を締結するの權能を有す以上は總て大藏長官の指揮に依り又は其認可を経べし又移民局長官は其認むる必要に應じ隨時移民官吏を派出し各州各 Territory コロムビヤ、ダストリクト及其他合衆國領土内に在る監獄及公私立憲化院及慈善院に留置する外國人の員數を調査せしめ且つ右監獄の事務員に公共の負擔と爲りたる外國人の國外放逐に關する法律規定を告示せしむべし但し移民局長官は本法の趣旨を貫徹するに必要なりと認むるときは大藏長官の認可を経て移民局官吏を外國に派遣し臨時任務に従事せしむることを得

第二十三條 移民主務官の職務は行政に屬し大藏長官の指揮に依り若くは其認可を経て設立せらるる規則を以て詳細之を定むべきものとす

第二十四條 大藏長官は今後移民局長官の推薦に依り千八百八十三年一月十六日發布文

官任用令の規定に従ひ移民検査官及其他の移民官吏書記及雇員を任命し其報酬額を定め且つ時々之を増減すべし但し本條の規定は千八百九十四年八月十八日

認可雜給支出條例に依り合衆國諸港に於て移民主務官を任用する方法及従前任用したる右主務官の身分に變更を生ずるものと解釋すべからず移民官吏は外國人の合衆國入國權利に關し宣誓を爲さしめ宣誓を取り且つ考量し必要の場合に於ては右宣言の筆記録を調製するの權能を有す而して本法の規定に依り宣誓せしめられたる者にして外國人の合衆國入國權利に何等關係上又は之に就き事情を知りつゝ若くは故意に偽証し又は詐偽の申立に對し宣誓するるときと偽証罪を以て論じ合衆國改正法律第五千三百九十二條に依り處斷すべし一移民官吏の決定にして何等外國人の入國を可とするも他の移民官吏より之に對する抗告を受くることあるべし而して此抗告は當該外國人の上陸權調査のため同人を特別調査委員會に出頭せしむるの効力あるものとす外國人にして其到着港の移民検査官に判然明確に上陸權ありと認ざる者は其權に關し特別調査を経るため總て之を留置すべきものとす

第二十五條 諸到着港の移民主務官は法律の規定に依り其港に留置せられたる外國人に關する事件の敏捷處分に必要なるべき特別調査委員會を設置すべし同委員會は三人の委員より成立するものにして委員は移民局長官に於て大藏長官の認可を経て其資格あることを隨時指定する移民官吏中より選拔すべきものとす但し移

民検査官三人以下在勤の時に在りては大藏長官は移民局長官の推薦に依り他の合衆國官吏を右委員會員に指定することを得同會は適法に留置せられたる外國人に上陸を許可すべきや又は之を國外に放逐すべきやを決定するの職權を有す委員會の審問は總て公開すべからざるものとす然れども同會は其審問の顛末及一切の中立證言を永久記録に詳記すべし而して決定は委員二人の意見に依り之を終決とす夫も關係外國人又は右決定に同意せざる委員は到着港の移民主務官及移民局長官を経て大藏長官に異議の申立を爲すことを得此場合には大藏長官の裁定を終決とす而して此異議申立は到着港の移民主務官右裁定を受領するまで當該外國人の最終處分に關する何等の措置を停止するの効力あるものとす

第二十六條 外國人公共の負擔たらざるべしとの證書又は口述若くは書面上の保證は其都度移民局長官に於て大藏長官の認可を得て其受領を許可するにあらざれば個人、會社、組合若くは慈善會等より之を受領することを得ず

第二十七條 本法の規定違犯に對する訴件又は手續は其關係裁判所の承諾を得るにあらざれば之を調停し和解し若くは中止することを得ず但し其承諾の事實は其理由と共に之を登簿することを要す

第二十八條 本法の規定は現行法律又は本法を以て改正せる法律に依り既に開始したる

訴訟又は其他の民事若くは刑事に屬する手續に何等關係を及ぼすものと解釋すべからず右訴訟又は民事若くは刑事に屬する手續は本法の發布なきが如く進行せしむべきものとす

第二十九條 合衆國巡回裁判所及地方裁判所は本法の規定に基く民事又は刑事の各訴件に對し完全同級の管轄權を有す

第三十條 合衆國移民監督場に關聯し兩替業旅客若くは荷物運送業及飲食店開業の專有特權其他之に類似の特權は千九百三年一月一日以後大蔵長官の指揮に依り若くは其認可を経て移民局長官の定むる條件及制限に従ひ競争公賣に附すべし但し各種酷酎飲料は之を右移民監督場に於て販賣することを許さず而して本條規定に依り右專有特權の賣却より生ずる収入は本法第一條規定の移民基金として合衆國國庫に納入すべきものとす

第三十一條 保安のため竝に移民監督場所在の合衆國各州及各「テリトリー」の法律に従ひ犯罪人逮捕のため右監督場擔任官吏必要の場合に於て右法律執行の職責ある當該州吏員若くは公吏員をして右監督場に立入らしむべし而して本條の目的に對しては右吏員及區裁判所の管轄權は右監督場に及ぶものとす

第三十二條 移民局長官は大蔵長官の指揮に依り若くは其認可を経て加拿陀及墨西哥の

國境に沿ひ外國人入國及検査のことに關し規則を制定し以て合衆國と右兩國間の通常旅客を必要なく延滞障礙又は迷惑せしめざらしむべし又右の目的を以て外國輸送線と契約を締結するの職權を有す

第三十三條 本法の名稱及其條中に使用せる「合衆國」なる語は本法の目的に對しては合衆國及現今合衆國の管轄に屬する領水領土若くは其他の場所を指すものと解釋すべし

第三十四條 酷酎飲料は其性質の如何を問はず合衆國議事堂構内に於て販賣することを得ず

第三十五條 外國人入國後逮捕せられ違法にて在國する者と認め本法の規定に依り之を國外に放逐するときは本人が同國へ向ひ乗船したる太平洋又は大西洋の對岸港へ放逐すべし又其接壤外國領土へ向け出發したる場合に於ては其該領土に向ひ出發したる外國港へ放逐すべし

第三十六條 本法に抵觸する諸法律若くは其諸部分は之を廢止す但し本法は支那人又は支那人系統者の移住又は排斥に關する現行法を廢止變更若くは修正するものと解釋すべからず

第三十七條 外國人合衆國內に永久の住居を定め其市民と爲るべき豫告を遂げ其後妻子

を呼迎ふるに當り妻子の内何等傳染病に罹る者あり而して該病は其搭乗船舶内に於て感染したる證據ありて到着港検診醫官之を證明したる場合には該病容易に治癒すべきものなるや又は他人に危険なく本人を上陸せしめ得べきものなるや否確定せらるゝまで大藏長官の定むる規則に由り本人を留置すべし而して右事實確認せらるゝまでは國外に放逐することを得ず

第三十八條 各成立政府に信を措かざる者若くは之に反抗する者又は成立政府に對する不信又は反抗の意を懷抱教導する何等團體の會員たり若くは之に縁故ある者又は合衆國政府若くは其他成立政府の官吏を其官吏たる故を以て個人を指定すると全員を目的とするとを問はず之を不法侵襲又は殺害するの義務必要又は適當なることを唱發若くは教導する者は合衆國又は其管轄に屬する「テリトリー」若くは場所に入ることとを許さず本條は大藏長官其定むる規則に従ひ施行すべきものとす

前項の者合衆國又は其管轄に屬する「テリトリー」若くは場所に入ることとを事情を知りて幫助若くは援助し又は大藏長官の定めたる規則及細則に依るの外合衆國又は其管轄に屬する「テリトリー」若くは場所に入る前項の者を許容し又は求得することを見通し若くは他人と共謀する者は五千弗以下の罰金を科し又は一年以

上五年以下の禁錮に處し若くは右兩刑に併處す

第三十九條 各成立政府に信を措かざる者又は之に反抗する者又は各成立政府に對し不信若くは反抗の意を懷抱教導する團體の會員たり若くは之に縁故ある者又は合衆國政府若くは其他成立政府の官吏を其官吏たるの故を以て個人を指定すると全員を目的とするとを問はず之を不法に侵襲又は殺害するの義務必要又は適當なることを唱發若くは教導する者又は本法の規定に違反したる者は合衆國に歸化し若くは其公民と爲ることを得ず歸化事件又は之に關し遂行すべき義務を管轄する各法廷及裁判所並に其各判事及官吏は最終歸化願書を接受するときは之に關し精細なる審理を遂げ最終歸化命令若くは證書を發給するに先ち歸化に關し必須なる各緊要事實の正確なることを陳述確認する出願人及其證人の宣誓を適用し得べき限記録せしむべし今後作成する各最終歸化命令書及證書は其文面上に右宣誓の適法に舉行記録せられたることを特に明示すべきものとす而して右事實を明示せざる各命令書及證書は無効たるべし

本條の規定に違背し故意に歸化の許可を求むる者は五千弗以下の罰金又は一年以上十年以下の禁錮に處し若くは右兩刑に併處す而して右犯罪を認むる裁判所は其決定の上犯人に公民權を許與する命令又は各證書を孰も無効なりと判定す

告すべきものとす右犯罪の審理を管轄する裁判所に對し茲に本判決權を附與す前項記載の者に對し歸化を出願又は取得すべきこと若くは合衆國の公民たらんとす意志を述べたる豫告書類を差出すべきことを情を知りて援助勸言又は獎勵する者又は歸化事件に關し情を知り何等緊要の事實に就き偽證を求得し若くは偽證する者又は右事件に於て立證を要する何等緊要事實に就き故意に詐偽の宣誓を爲す者は五千弗以下の罰金又は一年以上十年以下の禁錮に處し若くは右兩刑に併處す

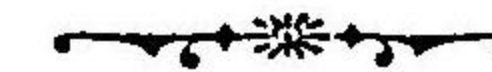
歸化に關する右規定は本法認可の後九十日を経るまでは之を施行せず

附 錄 畢

7-4-38

AN ACT.

TO REGULATE THE IMMIGRATION OF ALIENS INTO
THE UNITED STATES.



Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, That there will be levied, collected, and paid a duty of two dollars for each and every passenger not a citizen of the United States, or of the Dominion of Canada, the Republic of Cuba, or of the Republic of Mexico, who shall come by steam, sail, or other vessel from any foreign port to any port within the United States or by any railway or any other mode of transportation, from foreign contiguous territory to the United States. The said duty shall be paid to the collector of customs of the port or customs district to which said alien passenger shall come, or, if there be no collector at such port or district, then to the collector nearest thereto, by the master, agent, owner, or consignee of every such vessel or transportation line. The money thus collected shall be paid into the United State Treasury and shall constitute a permanent appropriation to be called the "immigrant fund," to be used under the direction of the Secretary of the Treasury to defray the expense of regulating the immigration of aliens into

(2)

the United States under this act, including the cost of reports of decisions of the Federal courts, and digest thereof, for the use of the commissioner-General of immigration, and the salaries and expenses of all officers, clerks, and employees appointed for the purpose of enforcing the provisions of this Act. The duty imposed by this section shall be a lien upon the vessel which shall bring such aliens to ports of the United States and shall be a debt in favor of the United States against the owner or owners of such vessels, and the payment of such duty may be enforced by any legal or equitable remedy; the head tax herein provided for shall not be levied upon aliens in transit through the United States nor upon aliens who have once been admitted into the United States and have paid the head tax who later shall go in transit from one part of the United States to another through foreign contiguous territory: Provided, That the Commissioner-General of Immigration under the direction or with the approval of the Secretary of the Treasury, by agreement with transportation lines, as provided in section thirty three of this Act, may arrange in some other manner for the payment of the duty imposed by this section upon aliens seeking admissions overland either as to all or as to any such aliens.

SECTION 2.

That the following classes of aliens shall be excluded from admission into the United States: All idiots, insane persons, epileptics, and persons who have been insane within five years previous: persons who have had two or more attacks

(3)

of insanity at any time previously; pauper; persons likely to become a public charge; professional beggars; persons afflicted with a loathsome or with a dangerous contagious disease; persons who have been convicted of a felony or other crime or misdemeanor involving moral turpitude; polygamists, anarchist, or persons who believe in or advocate the overthrow by force or violence of the Government of the United States or of all government or of all forms of law, or assassination of public officials; prostitutions, and persons who procure or attempt to bring in prostitutions or women for the purpose of prostitution; those who have been, within one year from the date of application for admission to the United States, deported as being under offers, solicitations, promises, or agreement to perform labor or service of some kind therein, and also any person whose ticket or passage is paid for with the money of another, or who is assisted by to come, unless it is affirmatively and satisfactorily shown that such person does not belong to one of the foregoing excluded classes; but this section shall not be held to prevent persons living in the United States from sending for a relative or friend who is not of the foregoing excluded classes: provided, that nothing in this Act shall exclude persons convicted of an offense purely political not involving moral turpitude: and provided further That skilled labour may be imported, if labor of like kind unemployed can not be found in this country: And provided further That the provisions of this law applicable to contract labor shall not be held to exclude professional actors, artists, lectures, singers, ministers of any religious denomination,

(4)

professors for colleges or seminaries, persons belonging to any recognized learned professions, or persons employed strictly as personal or domestic servants.

SECTION 3.

That the importation into the United States of any woman or girl for the purposes of prostitution is hereby forbidden; and, whoever shall import or attempt to import any woman or girl into the United States for the purposes of prostitution, or shall hold or attempt to hold, any woman or girl for such purposes in pursuance of such illegal importation shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be imprisoned not less than one nor more than five years and pay a fine not exceeding five thousand dollars.

SECTION 4.

That it shall be unlawful for any person, company, partnership, or corporation, in any manner whatsoever, to prepay the transportation or in any way to assist or encourage the importation or migration of any alien into the United States, in pursuance of any offer, solicitation, promise or agreement, parole or special, expressed or implied, made previous to the importation of such alien to perform labor or service of any kind, skilled or unskilled, in the United States.

SECTION 5.

That for every violation of any of the provisions of section

(5)

four of this Act the person, partnership, company, or corporation violating the same, by knowingly assisting, encouraging, or soliciting the migration or importation of any alien to the United States to perform labor or service of any kind by reason of any offer, solicitation, promise, or agreement, express or implied, parole or special, to or with such alien shall forfeit and pay for every such offense the sum of one thousand dollars which may be sued for and recovered by the United States or by any person who shall first bring his action therefor in his own name and for his own benefit, including any such alien thus promised labor or service of any kind as aforesaid, as debts of like amount are now recovered in the court of the United States: and separate suits may be brought for each alien thus promised labor or service of any kind as aforesaid. And it shall be the duty of the district attorney of the proper district to prosecute every such suit when brought by the United States.

SECTION 6.

That it shall be unlawful and be deemed a violation of section 4 of this Act to assist or encourage the importation or migration of any alien by a promise of employment through advertisements printed and published in foreign country: and any alien coming to this country in consequence of such an advertisement shall be treated as coming under a promise or agreement as contemplated in section 2 of this Act and the penalties imposed by section 5 shall be applicable to such cases: Provided, That this section shall not apply to states or territories, the District of Columbia, or places

(6)

subject to the jurisdiction of the United States advertising the inducements they offer for immigration thereto, respectively.

SECTION 7.

That no transportation company or owner or owners of vessels or others engaged in transporting aliens into the United States shall, directly or through agents, either by writing, printing or oral representations, solicit, invite, or encourage the immigration of any aliens into the United States except by ordinary commercial letters, circulars, advertisement, or oral representations, stating the sailings of their vessels and terms and facilities of transportation therein; and for a violation of this provision any such transportation company and any such owner or owners of vessels, and all others engaged in transporting aliens to the United States, and the agents by them employed, shall be subjected to the penalties imposed by section 5 of this Act.

SECTION 8.

That any person, including the master, agent, owner, or consignee of any vessel, who shall bring into or land in the United States by vessel or otherwise, or who shall attempt by himself or through another, to bring into or land in the United States by vessels or otherwise, any alien not duly admitted by an immigrant inspector, or not lawfully entitled to enter the United States shall be deemed guilty of a misdemeanor, and shall, on conviction, be punished by a fine not exceeding one thousand dollars for each and every alien so landed or attempted to be

(7)

landed, or by imprisonment for a term not less than three months nor more than two years, or by both such fine and imprisonment.

SECTION 9.

That it shall be unlawful for any person, including any transportation company other than railway lines entering the United States from foreign contiguous territory, or the owner, master, agent, or consignee of any vessel to bring to the United any alien afflicted with a loathsome or with a dangerous contagious disease; and if it shall appear to the satisfaction of the Secretary of the Treasury that any alien so brought to the United States was afflicted with such a disease at the time of foreign embarkation, and that the existence of such disease might have been detected by means of a competent medical examination at such time, such person or transportation company or the master, agent, owner, or consignee of any such vessel shall pay to the collector of customs of the customs district in which the port of arrival is located the sum of one hundred dollars for each and every violation of the provisions of this section; and no vessel shall be granted clearance papers while any fine imposed upon it remains unpaid nor shall such fine be remitted.

SECTION 10.

That the decision of the board of special inquiry, herein after provided for, based upon the certificate of the examining medical officer, shall be final as to the rejection of aliens afflicted with a